して其の資本額以上の事業を營むことを得べし。要するに運輸機關の整備に依て市場は益擴張せられ、內外貿易倶に盛大に赴くものなり。

仲繼所の繁昌

遠距離の間に貨物を運輸するには必ず仲繼所を生ず、其の原由たる一は形式の同一ならざる運輸機關が相接續するに依り、一は貨物の所有權の移轉に依る。

第一の現象は多く水陸の運輸機關の相接續する處に生ず、例へば鐵道と運河、汽船と艀舟、鐵道又は運河と汽船との接續點に於けるが如し。斯かる土地に於て貨物の輸送は一旦中止せられて運輸上の仲繼を生じ、茲に貨物の取扱に從事する人民の集合を來すものとす。即ち貨物取扱の事業が繁盛に赴くに從ひ、數多の倉庫、船廠、轉轍所及びエレヴェートル(即ち昇降機を有する倉庫)等を生じ又勞働者の集合を來すべし。是に於て人口の集中する所種々の營業者も亦集り來り、事業は事業を產んで遂に一大都市を形造くるに至るものなり。第二に貨物の所有權の移轉に依て亦市場の發展を促かすものなり。例へば輸出入品の所有權を移轉する海港に於て人口の集中するが如し。斯かる土地に於ては商業の中心地として商館、銀行、委託販賣業者、辯護士及び保險業者等を必要とす。而し



三大國に於ける運輸機關の基礎

て運輸機關が完備するに從ひ假令其の種類を異にするも仲繼をなす必要なきに至るを以て、所有權の移轉の行はるゝ地方のみ獨り商業地として繁盛を極むるに至るべし。

今日英米兩國に於て運輸機關の最も重要なるものは勿論鐵道なり。獨逸に於て鐵道は英米兩國に於ける如く重要ならざれども水運盛大なるに依り猶一國運輸機關中最要のものたることを失はず。鐵道は實に國家產業組織の摸範にして近世產業制度中最も完全なる發達を遂げたるものなり、是れ蓋し運輸機關に對する社會の要求の急迫なると、鐵道會社が疾やく運河及び河川に對して輸送上の覇權を掌握したるに歸すべきものなり。獨り獨逸に於て運河は運輸機關として最も完備し、荷主に對して英米兩國に存せざる便宜を與へつゝあり。(Latz-Verkehrsentwicklung in Deutschland, 1880–1900) 又歐洲諸國に於て鐵道は商業の擴張に隨て發達し、米國に於ては商業に先んじて發達し恰も鐵道が先導して交易の途を開きたるが如き觀ありき。蓋し米國に於ては土地取得の方法容易にして加ふるに鐵道の建設に對して大なる奬勵を行ひたればなり。

## 第二節　鐵道事業

鐵道事業の特色——鐵道事業發達の原理——鐵道經理問題——(一)營業の管理——(イ)運轉の機關——(ロ)賃金問題(貨物の級別——利益遞加の原則——賃率齊一の運動)——(ニ)財政問題——極端驛——エレヴエートル

### 鐵道事業の特質

前述の如く鐵道は運輸機關中最も重要なるものにして、其の組織も亦近世の産業制度中最も完備したるものなれとも、此の事業の特質として團體的活動の極端なる事例を示すものなり。即ち鐵道事業は他の事業と異り、狹隘なる目的に向て莫大なる資本を卸し、且此の事業に投したる資本は他に流用することを得すして永久的に存續せしむるの必要あるものなり。例へは機關車は何時まても機關車にして其の使用に堪えざるに至りしものは一種の廢物たるに過ぎず、又不幸にして鐵道事業が損失に歸することあるも、鐵道業者は其の資本を緊縮することを得ず、何となれは鐵道の資本は單に運輸の目的にのみ使用せらるへく、且つ其の大部は固定して動かすへからざるものなればなり。然れとも鐵



### 鐵道事業發達の原理

道は輸送に關して獨占權を有するを普通とし、且つ此の權利の性質は其の土地の狀況に依て異るものとす。例へは鐵道と運河と相幷行する場合に重量ある貨物は運河の舟運に奪はれ、鐵道は其の他の貨物の輸送につき獨占權を有することあり、又或る地方に於て鐵道は專ら貨物を輸送し旅客は鐵道以外の運輸機關に依て運ばるゝことあるが如し。

鐵道事業は一國文化の程度を表現するものなり即ち開明の社會に於ては鐵道事業に投せらるゝ資本額も隨て多く輸送の機關として驚くへき發達をなすものなり。是に於て各鐵道及び鐵道と他の運輸機關との間の劇烈なる競爭を惹起し、鐵道業者は皆運賃の低廉及び列車の速力等に依り事業上の勝利を占めんことを期しつゝあり。此くの如くにして此の事業の發達を致したるの結果、鐵道は獨り市場の擴張を資けたるのみならす進んて其の重要なる要點となりたり。然れとも鐵道事業も亦一種の營利事業なり、故に其の發達に就ては仕事の割合に成績の大なることを必要とす、而して其の玆に到る原因に凡そ三種あり。

(一)線路及び通行權の改善

實例

(二)機關車及び車輛の改良增大
(三)貨物の增加と隨て生する收入の增進

是れなり。今實例に就て此の原理を證明すへし、即ち米國に於ては千八百八十年の頃に至るまて、國內鐵道の全延長中鋼鐵軌條を用うるものは三分の一に過ぎす、隨て其の耐重力も亦甚大ならざりしが、其の後漸次軌條を改良して車輛及び機關車の大さを增大することを得、其の結果輸送賃に影響し、每噸の賃金一哩につき三仙までの低廉を來したり。機關車に就て言へば今日二十五萬封度の重量あるものは敢て驚くに足らず、此かる怪物の挽曳力は最近十年以來殆んと五割を增加したり。貨車の容積も亦同樣に增大せられ今日の貨車は通常八萬乃至十萬封度(一萬貫目內外)の積載量あり、殊にコーク及び鑛物の運搬に使用せらるゝ貨車は一層大なる積載量あるを見る。此くの如く機關車の挽曳力と貨車の容量とが如何に增大せらるゝも貨物を滿載することを得されば利益を見ることを得ず、乃ち鐵道事業上最も困難なるは貨車をして常に貨物に滿たしむることとなり、而して統計上車輛の數と其の容積とに比して積載貨物の平均は甚



鐵道經理問題

(一)營業の管理

僅少なるを例とす、然れとも事業の改良と相待て貨物の量も隨て增加し、最近に於ては一日一列車に平均二千四百噸の貨物を運搬するものあり。要之今日線路と機關車及び車輛は非常に發達して最早挽曳力の問題を經過し、輸送取扱の問題を重要なりとするに至れり。

鐵道會社の支配者は其責務を行ふに就き復雜したる問題に遭遇する者なり、即ち彼等は一方に於て運輸事業を行ふ責あると同時に他方に於ては鐵道財產を有效に保管するの責任あり。而して運輸事業を行ふに就ては株主と荷主との中間に立ち、株主は運轉費の少からんことを欲す、故に彼等が此の間に立て良好なる成績を擧けんとするには必す非凡の技倆を必要とするものあり。要之鐵道の經營上二個の重要なる問題あり一は其の營業の管理に係はり一は其の財政に關す。前者は廣く運轉及び賃金の事に關係し、之れに對して鐵道の敷設、資本の收集及び其の利用等の問題は後者に屬するものとす。

前陳の如く鐵道運輸の大目的は時間と費用の最少を費やして最大の效果を

收むるに在り、其の結果鐵道事業の支配者は貨物及ひ旅客を增加して列車運轉の效力を大ならしむることに努めつゝあり、而して之れか成功の基礎は前段に說明したるが如く良好なる軌條及ひ地盤、大なる機關車及ひ車輛、並線路の大なる延長にあるものとす。此等事業改良の結果は直ちに賃金に影響を及ほし、昔時多額の賃金を貪りて少量貨物を運搬したりし代りに、今日は少額の費用を以て大なる效果を表はし隨て賃金の減額を行ひ得るに至れり。又鐵道創業時代に於て列車は皆貨物と旅客との混合車なりしが、今日旅客列車と貨物列車とは全く分化したるのみならず、貨物列車の中にも麥粉列車、鑛物列車と云ふが如く特種の目的に向て特別なる設備をなしたる列車を生ずるに至りたり。此かる分化は獨り列車に於て行はるゝのみならず、線路に就ても亦特種の目的にのみ使用せらるゝものあるを見るに至れり。

(イ)運轉の機關

(ロ)賃金問題

鐵道事業の經營上貨物の多樣なる種類、運搬距離の遠近及ひ車輛の積載量等は總て問題を復雜ならしむるものにして、殊に賃金問題は最も當局者の頭腦を痛むる難問題なり。賃金を確定するに當ては先つ貨物の種類に依りて種々の





貨物の級別

級別を立てざるへからず、而して之れか標準は貨物の種類、其の重量及ひ運搬の距離等に在るものとす。然れとも一國內に種々の鐵道會社が對立する場合に、級別に關する此等標準の立て方及ひ其の賃金の割合を異にすることあるに依り、級別は到底齊一を期すへからず、是れ即ち賃金問題の甚困難なる所以なり。米國に於て南北戰爭後賃率は引續き低下したりしが、千九百年度に至り著しき騰貴を示したり。是れ即ち直接に賃率を增加したるに因るものにあらずして全く貨物に關する級別を改正したるに原因するものなり。

利益遞加の原則

然れとも鐵道運轉の費用は事業の進步に比して其の增加率少きに依り、利益遞加の原則は最も能く鐵道事業に適中し、隨て賃率は漸次低下せらるへき趨勢あるものなり。此の事は獨り鐵道のみならす總ての運輸機關は其の建設の初めに莫大なる費用を要する代りに、年を逐ふて事業の純益は運轉費よりも一層迅速に增加するものとす。蓋し人口の增加と之れに伴ふ社會の發達とは、運輸事業の擴張に伴ふ運轉費增加の比にあらざればなり。以て運輸機關の賃率增加運動の如き到底永續的のものにあらざるを知るべし。

**賃率齊一の運動**

既に論したるが如く賃率は種々の事情に依り總ての會社を通して一定することを得ざるを以て、鐵道事業創始以來賃率齊一に關する種々の運動ありしに係らず、孰れも皆十分なる効果を擧くることを得ず、今日に於て之れが解決は各會社の團結を圖るの外なきが如し。曩時に於て此の團結は一つの商業區域内に統一の制度を建設して其の地方に最上の成績を收めんとするに在りて、其の範圍は行政上の區域に基き地理上の關係を度外視したり。然るに現今に於て鐵道會社の團結は利害の共通を資本として地勢上一帶の地方に於ける運輸上の主權を掌握することを目的として成立す。是に於て廣大なる商業區域は一大鐵道團の管理の下に歸し、久しき以前より鐵道業者及び荷主の熱望したる賃率齊一の事業を遂けんとしつゝあり。要之鐵道事業の統一は局部的の競爭を廢止して利害の共通に依り公平に事業を分割するに依て初めて成功すべきものなり。

**(二)財政問題**

**資本增加**

鐵道事業に對する資本を增加するに大凡そ二樣の方法あり、下の如し。

(一)資本の借入

(二)事業上滿足なる方法に依る利益の增進

第一に借入政策に於ては社債の募集若くは株券の賣却等の方法に依り、社債を起すには通常會社所有の建物敷地等を抵當とするものとす、又株券は危險を負擔する種類のものも一定の利益の配當なき公債等と異り普通の形式にて賣却せらるゝを常とす。資本增加の第二の方法は即ち運轉費に對する利益の增加なり、而して發達したる鐵道事業に於て普通利益の七割は貨物の輸送に依り、殘餘の三割は旅客の運搬に依る收入並線路及び附屬倉庫の貸附料等より生するものとす。

**支出**

鐵道事業に關する支出は運轉費を第一とし次に租稅及び配當金の支拂等を重なるものとす。

**結論**

要するに鐵道事業の經營は法律上、經濟上及び財政上に亘りて復雜したる問題を以て充たされ、之れが事務の處理をなすには殆んと一國政府の事務を處理するか如き組織を必要とす。而して事業の發達すると俱に其の組織も亦益擴張せらるへきことは論を竢たざる所なり。

極端驛

極端驛の設備は近世の鐵道業者に取りて困難なる問題の一なり。方今列車の速力は非常に增加したるに依り、貨物の輸送を迅速ならしむるは、一に極端驛の設備如何に歸するものとす。例へは米國に於て湖岸諸港の設備甚不完全なるに依り、汽船は荷揚の困難を虞れ歸り荷として東部地方に產する石炭の搭載を拒絕する傾きありと稱せらる。是に於て鐵道業者は宏大にして完全無缺なる極端驛を設けて輸送上の要求に應する必要あり、唯今日開明諸國に於ける地價の騰貴と地租の昂進とは極端驛の設備をなすに非常の障礙を與ふれとも、前述したる貨物の仲繼所即ち輸送行爲の一時中止せらるゝ場所に於ては、費用に係らす大なる極端驛の設備をなして、貨物の揚卸に便にするは勿論貨物を貯藏する倉庫類の建設を欠くへからざるなり。

エレヴェートル

此の貯藏倉庫の設備中輓近に於て著しき發達を遂けたるものはエレヴェートル即ち昇降機を有する倉庫なり。エレヴェートルは米國のトレド其の他湖岸地方に於て穀物を貯藏する倉庫として千八百六十六年に於て建設せられ、太西洋岸地方に於ては既に千八百六十五年に於て數多建設せられたり。而して此等エレヴェートルが穀物の貯藏庫として大なる進歩を遂くるに至り輓近の穀物市場に一大變革を與へたり。即ち從前に於て穀物取引の順序は先つ各地方の小賣商人より大商人に穀物を賣込み、委託販賣業者は此等の穀物の委託を受けて之れをエレヴェートルに貯藏し、市場の形勢を見て隨時賣却するを通例とせり、隨て穀物は其の海外に輸出せらるゝ以前に數多の人の手を經たるものなり。然るに今日に於てはエレヴェートル會社なるもの組織せられ、直接に生產者より穀物を買入れ直ちに之れを外國に輸出するものとす。是に於て穀物は從來よりも一層迅速に取引せられ生產者に取りては大に其の產物の賣却を容易ならしめたり。米國に於て此等エレヴェートルの設備に依りて小麥市場の中心たるものは最初市俄古府なりしが、今は運輸機關の關係上中心市場の名譽はミンネアポリス市に移り、同地に於て大なる製粉場陸續として建設せられ、茲に麥粉輸出の中心地を形成したり。

## 第三節　水運事業

內國水運——(一)河流——(二)運河——(三)湖水——海上運輸業——(一)船舶——(二)港灣——(三)海

## 內國水運

### (一)河流

水路は船舶に依る輸送の通路にして之れを大別して內國水路及び海路の二種となす、隨て水運の事業には內國水路の運輸業と海上運輸業の二種あり。而して水運事業は多く天然の通路に依り鐵道事業の如く文明的の設備を待たずして發達し得るものなるに依り、何れの國に於ても古代より多少此の事業の發達せざるものなく、殊に近來に於ては其の發達頗る顯著にして、海上の輸送に就ては言ふまでもなく內國水路に於ても陸上の運輸機關を助けて產業の發達に資する所甚大なり。

第一に內國の水路は(一)河流(二)運河及び(三)湖水の三種に小別せらる、其の中河流と湖水とは天然の水路にして運河は即ち人工的水路の唯一のものなり。

河流は內國水路の主要なるものにして內地と海岸とを聯絡する自然の通路なり、隨て文明史上內地の開發が河流に於ける舟揖の便宜に由るもの甚多し。三大產業國中英國のテームス河獨逸のエルベ河ライン河等は有名なるものなれとも、米國のミスシッピー河は蜿蜒數百里殆んと北米大陸の大動脈たるが如き



### (二)運河

觀ありて、運輸の便を與ふる河流として最も著しきものなり。今日此の河上には重量ある多額の貨物絕えず輸送せられ、ピッツバルグよりニュー・オルレアンまで此の河流を利用する通航會社ありて石炭輸送の獨占權を有し鐵道との競爭上其の運賃甚低廉なり。又セント・ルイ市とニューオルレアン市との間の棉花輸送總額の一割五分はミスシッピー河上の汽船にて運搬せられ、此の間の運賃は陸上の運輸機關よりも寧ろ水運に依て其の標準を定めらる。要するに河流の汽船と鐵道との競爭は運賃の低廉を來して常に荷主を利益したり。

英米兩國に於て河流及び少數の運河の外內國の運輸事業は殆んと全く鐵道の勢力範圍內に在りて、唯米國に於て北方の諸大湖が此の地方に於ける航運業をして著しく發達せしめたるあるのみ。反之獨逸に於ては運河が鐵道と兩立して國內に於ける主要なる運輸機關たる名譽を擔へり。故に玆には專ら獨逸の運河につき說明すへし。元來獨逸はバルチック海及び北海に向て南より北に平行的に注入する數多の河川を有するに依り、事業に敏なる獨逸人は人工的に此等諸河川を聯絡する運河を開鑿して內國に於ける輸送上の便宜を開きたる

なり。獨逸全國を通して船舟を通する河川運河の總延長は殆んと九千哩に上り、其の中三千餘哩は運河の延長なり。就中有名なるカイゼル・ウヰルヘルム運河は北海とバルチック海とを聯絡するものにして千八百九十五年に開通し、其の延長六十一哩、河底に於て七十二呎水面に於て二百十三呎の廣さと二十九呎六吋の深さとを有し、八年の歳月を費やして初めて成功したり。要之獨逸の運河は一國の開發に至大の影響を及ぼし、最近二十年間に於ける伯林市の大發達も此等人工的の水路なくして之れを遂くること能はざりしなるへく、甜菜製糖事業の中心としてマグデブルヒ市の發達も其の主因は運河に在るものとす。而して運河に對する獨逸の政策は米國等と全く異り、運河は皆人民の利益の爲めに政府に依て所有管理せられ、其の賃率は低廉なれとも輸送の事業は頗る盛大にして今日政府の一大財源たり。獨逸の近來の繁榮は其の完備したる運河制度に負ふ所大なりと謂ふべし。

### (三)湖水

世界に於て湖水上の水運事業として見るへきものは米國北部の諸大湖地方なり。諸大湖とは西より順次スーペリオル、ミシガン、エーロン、エリー、オンタリオの五湖にして、其の水相聯絡し下流は北走してセント・ローレンス河となり加奈太を經て海に注くものとす。此等湖水は暖期中貨物の輸送に大なる便宜を與へ、湖上には五千噸積の大汽船往復して北西地方の天産物を湖脚地方に送り、東部よりは又石炭、軌條等を積載して湖頭地方に歸航するを常とす。而して其の通航期は一年中八ヶ月間に互り北部地方の鐵道賃金及ひ貨物の輸送に大なる影響を與へつゝあり。其の運送の盛況は千九百一年中スーペリオル湖の運河を通して二萬の汽船にて運搬したる貨物の量は二千八百萬噸に上れりと云ふにて明かなり。大湖上の航通が此くの如く盛大なるは、此等の湖水が地理上北西地方の穀物市場と鑛物の産地とを東部の製造業地方に聯絡すればなり。又東方低湖地方に於て汽船は鐵道と聯絡して完全に運輸の目的を達し、船舶は貨物集散の機關として盤に活動しつゝあり。統計に依て案するに此等大湖を通航する大小船舶の總數は三千余隻二百萬噸に上り、其の噸數は全國內外航路に使用せらるゝ船舶總噸數の三分の一に達せり。

國際間の貿易開始せられてより、大洋に於ける航運業は運輸業の重要なる要

素となりたり。然れとも運輸事業は元來産業上補助的の行爲をなすものなるに依り、海運業も亦其の基礎たるへき物資の産出なくして發達することを得ず、故に一國産業の組織備はり其の生産額饒多にして之れを外國に輸出するの必要あるに至り、海運業も亦初めて發達すべし。今日大洋を航海する鋼鐵製の大汽船は世界的の運輸機關として最も重要なるものとなりたり。

海運事業の發達に關して貨物の外に三種の重要なる要素あり、(一)船舶(二)港灣(三)海是れなり。

其の要素

(一)船舶

第一に船舶につき造船事業は輓近に於て長足の進歩を遂げたり。ベスマー式の鋼鐵が造船の材料となりたること更めて言ふまてもなく、三重及び四重重膨脹式の機關、双螺旋、圓筒汽罐等出てゝ船舶の運轉力を增加したり、加之船舶は全體の容積を擴張して大に其の搭載力を增大したり。然れとも汽船の速力の增加は啻に運轉費用を增加するのみならず、石炭室及び機關室等を擴張するの結果貨物の搭載力を減少する虞れあるに依り、特別船、郵便船又は旅客專用船の外速力に關して自ら制限あるを免かれず。而して最近數年以來貨物船の大

汽船



帆船

さは著しく增大し、一船にして數萬噸の貨物を積載し得るもの尠からず、猶今後國際間に於ける海運業の競爭は益造船術の發達を促かすへきこと明瞭なり。

最近に於ける帆船の改良は亦一つの注目すへき現象なり。抑帆船は近年に至るまて世界貿易品の大部を輸送したりしが、蒸汽機關の發明と蘇士運河の開鑿とは鐵製の汽船をして海上輸送上の覇權を握らしめたり。然るに近年に至りて帆船の建造に一大改良を表はし、其の噸數は六七千噸に上り、船體の材料には鋼鐵を用い、蒸氣轆轤と帆揚機械とを裝置して小螺旋にて運轉を助くるものとす。此の帆船は汽船に比して運轉費を減すること多きに依り、非常に低き賃率にて重量ある大貨物を運搬することを得へく、其の航路の長きに從て航運の成績は益佳良なり。隨て千八百八十四年より九十四年まて十年間に汽船の大さは五割を增加したるに過ぎされとも、此の種の帆船の大さは二倍に增加したり。是に於て帆船は新産業制度の下に於て猶重要なる地位を占むるに至れり。今日『紐育より桑港までの賃率は太西洋より太平洋に至る海運賃に依て定まる』とは敢て誣妄の言にあらざるなり。

(二)港灣

前述の如く船舶が其の大さを增すに隨ひ之れに對する港灣の設備も亦益擴張するの必要あり、而して自然に水深なき港灣に取りて、大形の船舶を埠頭の棧橋若くは船渠に繫留するは容易の事にあらざるを以て、一般に港灣の維持につき困難なる問題を惹起したり。其の他世界的商港に於ける貨物揚卸及び運輸の裝置は最も壯大なることを要し、發達したる商港に於ては各船渠棧橋等に一時に百噸以上の貨物を引揚け得る氣壓起重機を設け、又昇降機を建設し機械力に依りて一時間に十二萬ブッシエルの穀物を運び得るものあり、而して此等の大設備に依りて貨物の運動を容易ならしむること甚大なり。此の港灣の設備につき我か國の如き殆んと見るに足るへきもの尠きは頗る遺憾とする所にして、築港事業は即ち刻下の急務なりと謂ふへし。

(三)海

第三に太洋は全く天成の大なる航運場なれとも、猶人力を以て之れを測量製圖して船舶の往來を安全ならしむる必要あり。普通海國の政府は自ら此等の事業を計畫し測量製圖は勿論燈臺、浮標、海難救助等の設備をなすものとす。



鐵道の覇權

鐵道の覇權——電氣鐵道

運輸機關として鐵道は產業の中心地より海岸に向て商品を輸送する方法にして、船舶は一國の產物が外國の市場に到達する重要なる機關なり。而して開明の社會に於て前者は後者を壓倒するの傾向あり。蓋し內地に於て荷造りせられたる貨物は先つ鐵道に依て輸送され、荷主の便宜上備船契約に依て一部若くは全部鐵道に備はれたる船舶にて外國に輸送せらるゝを常とす。此くの如く鐵道會社は荷主より荷受人に至るまで貨物輸送の全部の運動を管理するの趨勢あるに依り、自ら汽船會社と密接なる關係にて廣く事業を營むに至る。是に於て鐵道は水運事業の補助を受て運輸界の覇權を掌握すへき運命を有せり。隨て又運河、河流、太洋等各種の水運事業は鐵道事業の指揮の下に互に密接なる關係を結ぶに至るものとす。而して各國が運輸上の競爭に勝利を占むるには、貨物を迅速容易に運搬する設備あることを必要とするに依り、此等運輸機關が

## 第四節　結論

互に調和して密着なる關係を有する國民が遂に世界の運輸界に覇を稱ふるに至るべきなり。

主として旅客を運搬する陸上の運輸機關として電氣力を應用する鐵道は近來、諸國の都市の間に著しく延長せられ、我か國に於ても電氣鐵道は輓近に於ける事業中最も顯著なる發達をなしたるものゝ一なり。其の他運輸機關の發達に就て論すへきこと尠なからざれとも、鐵道を初めとして重要なる運輸機關に關することは以上論述したる所に依り殆んと其の大要を盡せりと信す。

電氣鐵道

# 第三章　製造業

## 第一節　總論

産業上に於ける地位

### 産業上に於ける地位——世界競爭場裡に於ける覺悟——輓近製造業界の四大現象

製造事業は文明社會に於ける産業の中心にして且つ其の本體なり。他の産業は之れに比して一段下級に位するか、若くは其の補助的事業として發達したるものなり。而して製造事業が發達する以前に先つ土地の天産物を開拓して、鐵道若くは汽船に依り之れを産業の中心地に運搬することを要す。是に於て近世産業制度の下に於ける生産の方法を表示する工場制度なるもの建設せられ、鐵と石炭とは廣く利用せられて茲に多量の製造品を生じ、再ひ運輸機關の補助に依て世界の市場に搬出せられ、商業上國際間に一大競爭を惹起するに至れり、以て製造事業が産業上如何に重要なる地位を占むるかを曉知すへし。

世界競爭場裡に於ける覺悟

十九世紀に於ける世界文明の進歩と資財の急速なる貯蓄とは相竢て産業上空前の發達を來し、前陳の如く國際間に於ける商權の競爭盛なるに至り、過去の歷史に顯著なる政治上の權力爭奪は商權の擴張に關する場合の外多く行はれす、戰爭は徒らに慘憺たる修羅場を現出するものとして、一國の政策上成るへく之れを避けんとするの傾向を生するに至れり。然れとも國際間に於ける競爭は宇内の市場に覇權を稱するため平和の形式に於て間斷なく行はれ、舊時の興奮的戰亂の代りに平和の手段に依る繼續的競爭を惹起したり。而して國民が此の新なる競爭場裡の優者たらんとするには舊時代に於けるが如く人種の特

質並天産物の多寡等に依るの外機械工業制度の一大發展を要するものとす、隨て鐵と石炭とを有して完全なる工場制度を建立したる國民は、世界の市場に濶歩することを得べし。然れとも人智の發達に伴ふ社會の進歩は一日も休むときなく、啻に生産の機械が改良せらるゝのみならず産業上の組織も亦日に月に進歩するものなるに依り、國民は唯近世の工場制度を有するを以て滿足すへきにあらず、進んで事業の改善を圖り孜々汲々以て時勢を左右するの域に達することを努むへきなり。

**晩近製造業界の四大現象**

最近に於ける製造業發達の原素として重要なるもの凡そ四あり、即ち

(一) 工場制度に依る生産の劇増
(二) 分業の發達に基因する副産物の増加
(三) 製造業の專門的分化
(四) 製造業の地方的發達

是れなり、以下節を分ちて順次之れを説明すへし。

## 第二節　工場制度に依る生産の増加

製造の意義——工場制度の意義——機械及機關——機械の種類——機械に依る機械製造——鐵及石炭の需要——生産要素の沿革——(一)原始的狀態——(二)過渡時代——(三)工場制度の下に於ける狀態

**製造の意義**

今を距ること百年以前ドクトル・アンドリュー・ユール氏が人力製造より機械製造への變遷を論したる一節に曰く、

『製造(Manufacture)なる語は其の使用上の變化に依り原意に反する意味を表示するに至れり。Manu 即ち人の手にて製造すると云ふことが此の語の本來の意義なるに、今日此の語は主として人力を假らざる機械に依る大規模の生産を意味し、發達したる製造方法に於ては全く人間の力を利用せざるものあるに至れり。云々』

**工場制度の意義**

又曰く

『工場制度(Factory system)とは多數の職工が相集りて或る動力に依て運轉せらるゝ機械を用いて物品を製造する組織を謂ふ』

と。然れとも此の工場制度なる語に就ては沿革上種々の解釋あり。即ち中世紀時代に於て工場とは外國に居住する商人が相互の保護及び利益の爲めに建造したる建物を意味し、當時此等の商人は歐洲諸國の商業上重要なる市府に割據して他の階級に對して一區域を占領し、城砦を築きて政治上の權力をも行使したり。即ち當時のファクトリーと稱するものは製造上獨立の地位を占むるに至らすして、勢力ある商人團體の外國に於ける一種の機關たりしなり。隨て工場は伊太利の諸市を除くの外當時寧ろ僻遠の地たるノヴゴロット(露)、ウキスビー(バルチック海)、ベルゲン(諾威)、ブルージェー(白耳義)倫敦(英)等歐洲の各地に散在したり。然るに今日の所謂工場は或る建物又は建物の集合を意味すれとも、舊時と異りて獨立して製造を營む處にして、形式上建物の外其の內に据え附けられたる機械、機關等を包含せり。抑工場なる語の近世の意義は千八百二年に此の語が紡績又は織物の機械工場に適用せられたる際立法上の手續を經て初めて使用せられたるものなり(42 George III, Chap. 73)。是れより以後"Factory"なる語は各國法律の正文に用いられれとも、其の意義齊一ならず、時として全く矛盾したる義に使用せられたることあり。米國第十統計年鑑に於てカロル・デー・ライト氏の與へたる定義に曰く

『工場とは各自の家に於てするよりも一層大規摸且つ廉價に勞力を利用する目的を以て、個々獨立して成就することを得さる協同力の效果を生産上に收むる爲め、及び製造を完成するまて種々の必要なる方法を踏む間に生する損失を妨止する爲め、多數の職工を集合したる建造物を謂ふ』

と。併し此の定義も亦十分なりと謂ふことを得ず、盖し此の定義は偉大なる機械機關建物及び無數の職工と商業組織とを有する今日の工場制度を完全に表示するに足らざればなり。要するに近世工場制度の要素は建物、機械、起動裝置及び間斷なき生産作用にして、製造力の集合を以て其の主義となす。而して近頃此の制度を示すに"Plant"なる新術語を使用するに至りたり。

工場制度の要點に就て觀察するに、此の制度起りて器具の時代より一轉して機械使用の時代となり隨て蒸氣機關の發達を促がしたり。器具(トゥール)とは直接人力に依て運轉せらるゝ簡單なる構造の器械なり。辭典には手工業者又は勞働者

の使用する器械を謂ふとありて、勿論使用者自身の手にて直接に取扱はるゝものなり。反之機械（マシナリー）とは直接に人力以上の力に依て運轉せられ、又は間接に人力に依て運轉せらるゝ裝置を謂ふ。而して器具を使用する間は機關（エンジン）を要せざれとも、機械を使用するに至りて其の動力として機關の發明を致したり。同時に機械の裝置の宏大なる其の費用と重量とも亦輕少ならずして、到底個人の店舗に設備することを得ざるに依り、勢工場の制度を發生したるものとす。此の變革に依りて生産の劇增を來し爲めに世界的の大なる市場を建立するに至れり。

**機械の種類**

普通機械に三種の區別あり、(一)起動機(二)動力傳達機及び(三)原料に對して働く機械是れなり。工場制度の下に於て起動機が使用せらるゝに至りて、個々の生産機械は製造の具として唯一の原子たる狀態を失ひ、工場組織の一部に埋沒したり。即ち工場に於ては前記の三種の機械が相待て初めて生産作用を營むことを得るものとす、是れ其の裝置の壯大なる所以なり。

**機械に依る機械製造**

機械製造業の發達は機械を以て機械を製造するの必要を生じたり。蓋し社會の進歩するに從ひ製造業者をして其の收入を維持する爲め、少額の費用にて一層迅速に生産すべき機械の需要を生せしめ、隨て機械の大さも亦增大し、到底人力を以て之れを製造することを得ざるに至り、遂に機械を以て機械を製造するの必要を生したり。是に於て産業組織は初めて眞正の技術的基礎を得、同時に此の機械に依て機械を製造する事業は、工場産物の增加に從て之れを運搬するため汽船及び機關車を需要すること多きに至り、益急速なる發達を遂けたり。而して今日諸國に於ける機械の貿易額は著しく膨脹し、以て新産業制度の擴張を致しつゝあり。

**鐵及び石炭の需要**

此くの如く製造事業が機械に依て大規模に行はるゝに至り、鐵及び石炭の需要を增加したり、即ち鐵は機械を製造する材料として、石炭は之れが燃料として益廣く需要せられたり。隨て大なる産業國に於て製鐵事業は製造業中重要なる地位を占め、例へば米國に於て十九世紀の末年に於ける各種の製造品の價額は總計百三十億弗に上り、其の中織物の産出價額は九億三千百余萬弗にして第一位を占め、次は即ち製鐵事業にして其の産出價額は八億三千五百萬余弗に達したり。其の他石炭産出の景況に就ては既に記述したるを以て茲に再び之れ

を贅せず。要するに鐵及ひ石炭は近世に於ける製造方法の原料として工場制度の基礎をなすものなり。

機械製造事業の發達は啻に機械の形式を增大したるのみならず、ホブソンが其の著『近世資本主義の發達』に於て論したるが如く生產の原料、器械及ひ動力の所有權、勞働者間の關係並仕事の場所にまで影響したり。(Hobson-The Evolution of Modern Capitalism, 1895)。一言にして之れを盡せば、單純なる家內工業制度の時代に於て、製造業者は皆各自の家に在りて原料、器械、動力及ひ場所を支配し、勞働者相互の關係も亦頗る單純にして組織と稱するに足るものなく、隨て生產額は僅少にして市場は地方的に制限せられたり。然るに機械製造業の盛大に赴くに從ひ此等の事情に一大變動を來したるものとす、左に其の大要を說述すべし。

**生產要素の沿革**

**(一)原始的狀態**

工場制度の發生前に於て發明を刺激したる原由は織物の原料たる綿絲の不足なりし事なり、隨て織物業者は原料の不足につき種々の口實を以て一時を糊塗しつゝあるの有樣なりき。然るに一朝紡績機械の發明ありて綿糸の產額は急劇に增加し、今は却て織物業者が紡績業者の發達に後れ、茲に織物機械の改良を催かしたり。此くの如くにして紡績機と織機との發達を致し、次て動力として蒸氣力を應用することを得るに至り、初めて工場制度を現出したるなり。而して此の工場制度が完全に建設せらるゝ前に、家內工業制度の一變體たる過渡の時代を經過したり。其の制度たる或種の資本家團體に依て組織せられ、彼等資本家は織元に原料を供給し、織元は其の仕事に對して契約上の賃金を受取るものとす。即ち器械動力及ひ場所は猶製造職工の所有に存し、唯原料の所有のみが移轉したるのみなり。此の一種の仲間的組織として知らるゝ所の制度なり。

**(二)過渡時代**

次て資本家が織物機械を一屋の下に集め、職工を使用して之れを運轉するに至り、從來の制度に一大變革を惹起したれども、猶動力は職工の手に存して機械は互に獨立し、二者相竢て一大組織の下に活動することなかりき。然るに工場制度の打建てらるゝや、原料は資本家より供せられ、動力には蒸氣機關を用い、機械は工場組織の一部分となり、職工は其の家若くは從來の仕事場を去りて、大工場の內に協同的の勞働に服するに至れり。是に於て製造事業の要素は悉く資

**(三)工場制度の下に於ける狀態**

本家の下に統一せられ、職工は製造業者として獨立の地位を失ひ、機械の附屬者として賃金に依て働く勞働者となりたり。

此の時代に於て勞働者は機械の附屬的地位に落ち、勞力は資本よりも其の必要の度を減ずると同時に、分業の發達に依て勞働者相互の關係は非常に密接し、各獨立して生産を完うすることを得ざるに至れり。即ち工場に於ける勞働者は機械に依りて物品の一部を製造し、協同して一つの物品を完成するを普通とす。此の分業的製造の趨勢は獨り、一工場内に於て行はるゝのみならず、工場との間にも亦分業制度が行はれつゝあり、即ち一輛の馬車を造るにも第一の工場は車轂のみを造り、第二は車輪を第三は車軸を第四は車體、第五は車内の裝飾、第六は鐵製部分を製造し、第七の工場に於て初めて車輛を完成するが如し。然れとも産業上に於ける分業制度は今日に於て殆んと其の極點に達し、今は却て産業集中の傾向を發生しつゝあり。米國に於ける鋼鐵製造會社は即ち其の顯著なる例にして、製造事業は勿論最初の採鑛事業より製造品の販賣に至るまて同一の會社にて之を營みつゝあり。要するに社會は一方に於て綿密なる方面に發達しつゝあると同時に、他方に於て統一調和を必要としつゝある者なり。

前述の如く完備したる工場制度の下に於ける生産額の増加に就ては、既に沿革編に於て詳論したるを以て今茲に再論せず。（三八―四三頁參）

生産増加

## 第三節　副産物の増加

副産物の發生

副産物の發生―副産物の増殖

分業制度は一つの工場内に於て行はるゝのみならず、産業全體の上よりして此の制度を生することは既に論したる所なり。猶茲に英國に於ける一例を擧くれは、同國の製綿事業は頗る分業的に發達し、第一の工場に於ては綿絲のみを出し中には一定の形式の綿絲の外製造せさる所あり、次に第二の工場に於ては織物を出し、第三の工場に於て之れを一定の反物に仕上くるが如し。此くの如く分業制度が盛に行はるゝに從ひ、從來廢物として顧みざりし物品をも之れを利用するの方法を案出し、主たる産物以外に多額の副産物を出すに至るものなり。例へは前陳の棉花の例に就き、棉種は以前廢物として抛棄せられたりしが、

副産物の増殖

今は之れに依りて有用なる油を製出しつゝあるが如し。

副産物の製出は原料の豊かなる國に於て比較的發達せず。即ち英國及び獨逸に於て今日大に此の問題に注意しつゝあれとも、米國に於ては天産物未た豊富なるに依り、此の問題は未た國民の注意を惹くに至らざるが如し。然れとも産業界に於ける國際間の激烈なる競爭は勢廢物利用の研究を發達せしめ、假令米國の如き原料に富める國と雖も、有益なる事業を顧みさることを得ざるに依り、廢物の利用と副産物の増加とは方今宇内に於て益進捗しつゝある趨勢なりと謂ふへし。

今日此かる傾向が如何に發達しつゝあるかは、石油精製の殘滓より百種の價値ある産物を得つゝありと云ふにて明かなり。其の他古來の難問たりし錫屑の利用方法は今日漸次良好に解決せられ、鐵屑の利用も亦大に發達したり。猶石炭の燒燼よりコーク、アンモニヤ等有用なる副産物を生することは人の普く知る所なり。要之副産物の増加は從來價値なしとせられたるものを變して世界の富を増加したるものにして、社會の發達と倶に益進歩すへきなり。

特種機械の發生

工場に於ける利用

特種機械の發生——工場に於ける利用——電氣力と特種機械——製造業の分化

## 第四節　製造業の分化

前陳の如く産業界に於て一方に分業制度の發達に對して他方に産業集中の運動ありて生産事業を統一調和せんとしつゝあり。而も猶機械の運轉及ひ産物の取扱上時間と勞力とを徒消する不要の方法なきにあらす、故に今日製造方法の改良は着々として行はれ、其の目的を達するため特種なる機械器具の發明を促進したり。例へは截炭機械、電氣起重機等の如し。

特種機械は即ち特種の需要に應するため工夫せられたるものにして、之れに依て生産の時間と費用とを節約し、以て製造業の大目的たる少費用にて大生産をなすことの方便となるものなり。

然れとも此の機械を工場に利用するに當ては、工場の事業が必ず繼續的に行はるゝことを要す、否らされは之を使用するも却て不經濟に陷るものとす。故に特種機械の裝置ある工場の仕事が確實なる進行を續くること能はざる時は、復特種の運搬機械等を設備して仕事の間斷

なき循環を圖らさるへからざるなり。

**電氣力と特種機械**

製造事業に廣く電氣を應用するに至りて大に特種機械の發達を促かしたり。蓋し機械の動力として蒸氣力を使用し帶革と滑車とにて運轉するよりも、電氣を利用したる方簡易にして一層有力なればなり。即ち車輪の傳動に依る動力の喪失は三割乃至五割なるに、電氣に依れは三割以上を減することなく、一年間には一馬力につき五十弗を節約することを得へし。此かる理由に依り電氣が動力として廣く使用せらるゝに至り、之れに關する特種機械の裝置を發達せしめたるは蓋し必然の結果なり。

**製造業の分化**

今や製造業者は舊式にして廉價なる設備に滿足すへき時代にあらすして、假令多額の費用を要するも最良の機械を設備して大に生產力を增加すへき時代なり。是に於て益特種機械の使用を廣め隨て特種の業務の發達を來したり、是れ即ち特種機械の發明に依りて產業界に專門的分化の趨勢を生したる所以なり。例へは荷物の揚卸につき一々人夫の肩に依りたるものが、起重機の使用發達するに從ひ大に時間と勞力とを省きて事業が專門的に分化することを得たるが如し。

## 第五節　製造業の地方的發達

**此の現象の原由**

此の現象の原由——(一)一般的原因——(二)特別的原因——其の他特種の原因——(イ)出來合制度——(ロ)部分轉換制度——偶然の選擇に依る地方的發達——地方的發達の要素及其利益

製造業の地方的發達は一概にして之れを言へは製造業分化の結果にして、舊時に於ては多く偶然的に發達したるものなれとも、現今に於ては商業上の理由に基因して此かる現象を發生したり。而して地方的發達を致す原因に一般的のものと特別的のものとあり、氣候、天產物、山川河海の形勢、人民の特性等は前者に屬し、原料の產地及ひ市場に對する地位、水力、氣候の適順、勞力の供給、資本收集の容易なる事情等は後者に屬せり。猶亦前者は一國若くは一地方に於ける一般的發達に屬せり。後者は或る特別なる地點に於ける工場の集中を意味するものとす。左に之れを說明すへし。

**(一)一般的原因**

第一に一般的原因中氣候は古來一國產業の發達上至大の影響あるものなり。

**氣候**　例へは温和なる氣候は國内の生産業を發達せしむるに大なる利益を與ふるが如し。其の他特種の例證を以て之れを論すれば、紡績事業には濕氣を必要とする場合あるに依り英國に於ける此の事業は濕氣多きランカシャイア地方に於て發達したり。而して之れを濕氣を得るため特に蒸氣を製造するニュー・エングランド地方の工場に比すれば、七分(百分の七)以上の利益ありと謂ふ。埃及に於ける葉煙草製造業は他の一例を示すものなり、由來埃及は空氣乾燥して煙草の香氣を保存するに適し、隨て煙草製造業者は原料の産地より數千哩を運搬して埃及のファラオ地方に其の製造場を設けつゝあり。其の他極北地方に於ける無盡藏の氷塊は此等の地方に氷藏所の設立を促かしたり。

**天産物**　次に天産物が其の産地に製造業を發達せしむることは多く説明を要せず、特に石油製造業の如き原料の産地が製造業の建設を定むる所以の場所たり。

**地勢**　水路、港灣、原野等地理上の形勢が其の地に適當したる事業の發達を促かすことも亦説明の必要なかるへし。

**人民の特性**　人民の特性に就ても亦同樣なり、例へは機敏にして訓練あり而も忍耐力に富める獨逸人が晩近製造業界に於て偉大なる勢力を扶植しつゝあるが如し。

**(二)特別的原因**

**其の他特種の原因**　第二地方的發達の特別原因中、原料の産地及び市場への接近は強ち呼べは直ちに答ふる間に在ることを要せず、運輸機關の發達と商品の性質とに依り近つき易き距離に在るを謂ふ。次に水力は動力として或る地點に工場の集中を來し、氣候の適順も亦同樣の勢力あり、又人口多き土地は勞力の供給自在なるに依り其の附近に數多の工場を發生すへし。最後に資本の蓄積が或る地方に製造業を發達せしむることは、ニュー・エングランドに於て其の實例を見る、即ち同地に於ては地勢上漁業と造船業とが疾やくより發達して茲に資本を蓄積し、次て數多の工場陸續として建設せられたり。又農業の盛大なる地方に於て其の利益を貯蓄して小工場の集中を來したる例甚多し。加之此の資本の蓄積は或る地方に工場の設けらるゝ唯一の原因たることあり。要之地勢上其の他の事由が如何に工場の集中に有利なるも、資本にして得られすんば到底工場の建設を見ること能はざるは蓋し火を睹るよりも明かなり。

米國に於ては製造業が地方的の發達を遂けたる二種の注目すへき原由あり、

此等の原因は米國以外の諸國に於ても存在せざるにあらざれとも、特に米國に於て顯著なるものなり。即ち其の一は出來合制度（Standardization）にして、二は製造機械の部分轉換制度（System of interchangeable parts）なり。

(ト)出來合制度

曾て埃及政府はアートバーラー河の橋梁を急速に建造せんとして、之れを英國の橋梁建造者に注文したることあり。然るに英國に於ては即時引渡の契約を得ること能はざりしを以て、轉して米國の商會に注文したるに、契約後僅々二十七日にして其の材料が船積せらるゝことを得たり。此くの如きは米國に於ける出來合制度の發達に歸すへきものにして出來合制度に原因する迅速引渡及ひ迅速建造の著例なり。抑近世に於ける機械製造業の手工業に對する眞の對照は動力の使用にあらずして製造方法の出來合制度にあらず、分業制度にあらず、世界市場への貨物の輸出にあらずして機械の活動にあらず、機械の出來合制度なり。此の制度は即ち機械に依て貨物の形狀大小を基準し、同種齊一なる多量の貨物を製出する方法なり。之れに依て生する利益は貨物の形狀及ひ性質を齊一にし、且つ注文に對して迅速なる引渡を了し得るのみならず、製造者に取りては尠からず生產の費用を節減す

(ロ)部分轉換制度

ることを得へし。蓋し此の制度に於て特種の機械を十分に活動せしむることを得へきに依り、原料の使用、勞力及ひ運轉費等に於て著しき節約を行ひ得ればなり。要之出來合制度は生產作用其れ自身を進捗せしむるのみならず生產の效果を大ならしめ以て製造事業の地方的發達を催進するものなり。例外として造船業の如き一々注文に依て製造せらるへきものは、出來合制度を採用すると困難なれども、船體を組織する各部は猶此の制度に依て製造することを得へし。

製造業に出來合制度が採用せられたる後直ちに機械の部分轉換制度を發生したり。即ち機械の各部を分解して之れを種々の機械に共通的に轉換し得る制度なり、此の制度に依て高價なる機械の所有者は容易に機械の一部を修繕し若くは之れを入れ替ふることを得て、此の制度の廣く行はるゝ米國をして外國貿易界に優勢なる地位を占得せしめたる所以のものなり。此の制度に關する米國政府の報告に曰く

『部分轉換制度の大發展は獨り製造業及び農業のみならず、從來重要視せられざりし他の產業の進步に貢獻したること甚大なり。此の制度は或る關係

上國富增進の主要なる原因なりと云ふも敢て過言にあらず、即ち米國の二大産業たる農業及び製造業は此の制度に依て、其の偉大なる發達を遂げ得たりと稱することを得へし。而して米國に於て特に此の制度が發達したるは、人民の發明力に富めること、及び彼等が舊慣に拘束せらるゝことなくして最も簡便なる方法にて機械の威力を發揮せんとする特性あるに因るものとす。云々』

佛國經濟學者エ・ラヴァスール氏は其の著『米國の職工』に於て論して曰く

『米國に於ける機械の部分轉換制度は產業の集中と互に因果關係をなして發達したり。此の制度を採用する機械工場にては其の製造する機械の各部を、形狀若くは性質に依り番號を附して區分し、如何なる機械の部分も同一番號の他の部分と轉換し得る如く齊一に製出するなり。而して此かる狀態の下に製造業者は最も有力精巧なる機械を使用し、其の單純なる運轉に依て多額を產出し得るの利益あり。又此かる機械の、購買者は其の一部が毀損したる際に直ちに之れを入れ替ふることを得へし。此くの如く製造業者が此の



制度に依て廉價に生產し隨て其の商權を擴張することを得るは、米國の如き廣大なる邦國の發達を致すへき要素なり。而して產業の分化は此の制度の結果にして、消費額の多き商品に就て此の分化作用の行はれさる所なき有樣なり。云々（Emile Lavasseur—L' Ouvrier Americain）

要之部分轉換の制度に依て米國の產業が著しく地方的發達を遂けたること蓋し爭ふへからず。

製造業の地方的發達は前述したる種々の原因に依り其の地を有利なりとして成立するものなれども此の選擇は寧ろ偶然の結果に出づる場合多し、何となれば地の利は事情の變化に依て消滅することあればなり。例へば米國の小麥市場の中心なるミンネアポリスの製粉工場は、當初ミスシッピー河の水力を利用するため建てられたるものなりしが、今日水の供給不足することあるに依り、工場の中心として同地の地利は水力にあらずして小麥の產地に近接することなり。其の他此の種の實例甚多し。

事業が地方的に發達するには其の地に資本家及び熟練なる職工の現在する

偶然の選擇に依る地方的發達

地方的發達の要素及び其の

こと、を必要とす、即ち此かる事情の下に在る地方には勢資本家及び勞働者の集合を來し、此等の者の集合に依りて又地方的發達の勢を助成す、即ち互に原因結果の關係をなすものとす　而して產業の地方的集中の利益として著しきもの左の如し、(一)專門的技術を有する熟練の職工を招致し得ること、但此の利益は機械の進步に依り其の必要の程度を減少すへし、(二)勞働者間に於ける製造方法の分化(三)機械の改良及び新方法の輸入是れなり。此くの如く地方的發達に種々の利益あるに依り、隨て又其の地方の進步を促かし、利益と成功と互に相竸て事業の發達を致すものなり。

利益

## 第六節　結論

最近製造業界の運動

最近製造業界の運動——(一)大規模生產運動——(二)生產事業聯合の運動

前述の如く製造事業は分業制度の發達に依て益綿密復雜となるの傾向あれとも、此の趨勢が極端に進步すれば事業全體の上に調和を失し、且つ製造業者に無益の費用を負擔せしめて生產上不經濟に陷るを免かれす。是に於て特種機械の發明に依りて製造業は專門的に分化し、次て地方的の發達を遂くるに至りて、漸次統一調和の方向に進み、茲に事業集中の運動盛に行はるゝに至れり。是れ即ち製造事業分化の作用に依りて地方的に發達したる工場間に劇烈なる競爭を生したるの結果に外ならず。而して原因は一つなれとも結果たる集中の現象に於て區分あり、即ち

(一)大規模の生產運動
(二)事業聯合の運動

是れなり。此の兩者は沿革論に於ても論したるか如く(四三—四五頁參)相似て非なるものにして、一言にして言へは前者は生產の經濟的增進を目的とし、後者は生產に關する競爭の弊を避くることを目的とす。故に後者は專ら生產の組織及び財政に關する問題なれとも、前者は生產手段に關する經濟的問題にして唯自然に財政問題と關係するあるのみ。

(一)大規模生產運動トラスト問題

第一に大規模生產の運動は普通トラスト運動と稱するものなれとも、學術的に言へば世にトラスト問題なるものなし、即ちトラスト問題と云ふは通俗の用

語にして之を分析すれば三種の問題を包含するを見る、(一)獨占權の問題、(二)生產集中の問題、(三)富の集中に關する問題是れなり。故にトラスト運動と稱する時は吾人が前に揭げたる事業集中運動の分類を混雜せしむる結果を來すに依り、吾人は此かる非科學的の語を使用するとを避くへし。(生產の集中と富の集中とは異る區別すへし)

**大規模生產の定義**

生產集中の運動は即ち大規模の生產を意味し貨物を生產するに最大にして完備したる工場を建て、最良の機械と發達したる勞力を用い、有效なる管理法を行ふものなり。之れに依りて事業家は資本と勞力との效果を大ならしめ、比較的少額の費用を以て多額の生產を成し得るものとす。隨て生產增殖の上より すれは此の方法は殆んと完備したるものなれとも、其進步は恰も馭者なき馬車の馳奔するが如く、製造業者の間に極端なる競爭を馴致して遂に生產の調和を欠くの弊害あり。且つ此の運動に依りて製造業者は盲目的に事業の擴張を企圖するの結果、勞働者の年齡及ひ勞働の時間等につき顧慮するの暇なく、多數の人民に取りて重大なる勞働問題を發生し、國家としては法律の力に依り之れを規律せさるへからざるの有樣なり。

**其の弊害**

然れとも大規模生產の生產上に於ける利益は決して之れを沒却すへからず、其の重なるものを列擧すれば(一)動力及ひ工場の經濟、(二)機械の經濟、(三)勞力の組織、(四)生產物の利用、(五)產物を市場に運搬する特別方法の發達等なり。左に少しく之れを說明すへし。

**其の利益**

空間は面積の立方に等しとふ古き幾何學上の原則は工場の建築にも適用せられ、壁面大なれは從て建物の容積を增大すへきに依り、此の方法に依て工場の容積は益擴大せられたり。其の他動力を發生すへき機關に關しても亦同一原理の適用を見、中央の自動機の大さを增加するに從ひ、每馬力に對する燃料其の他の費用を節減すへし。是れ即ち大規摸生產が動力及ひ工場の經濟を致す所以なり。其の他大工場に於ける大なる機械が數多の小なる機械を使用するよりも經濟的なることは甚明瞭なり。然れとも工場、機關及ひ機械等の大さにも一定の限度ありて、其の極點に達すれば之れに依て生する利益は停止するものなるに依り、其の規摸を大にすることなくして有效なる新式の設備をなすの必要あり。是れ即ち機械の改良が日に月に進步して止まさる所以にして、事業家

は常に舊式の機械を廢して新式の機械を設備するため莫大なる費用を投する必要あるものとす。

此くの如く製造工場に於て物質上の設備を必要とすると同時に、事業に熟練なる人々が之れを有效に指揮することを要し、種々の階級の者が協力して事業の進行を掌りつゝあり。而して工場の組織が擴張せらるゝに從ひ之れに要する勞力の利用も亦著しく、工場に在る者は皆能く舊時に幾倍する生產を指揮することを得へし。其の他大規摸生產の利益として副產物の利用に就ては既に論したるを以て茲に再論せさるへく、產物運搬の方法も亦大組織に發達することを得るものとす。要之大規摸生產は生產上の大目的たる時間と費用とを節して多額の產物を出すへき方便なり。

(二)生產事業聯合運動

次に生產事業聯合の運動は一つの管理權の下に多數の工場を支配し、以て產業界の統一調和を期するものなり。故に之れに依て事業上の競爭を杜絕することを得へきも、一方に於て獨占權(專賣權)の成立を來すものなり。抑獨占權は競爭の反對にして、事業聯合の運動は獨占權を得るの手段たるに過ぎず。茲に

獨占權

事業に關する獨占權と稱するは或る種の製造業に從事する者が事業を聯合して其產物の市場に於ける價格を支配するに至るを謂ふ。而して事業の聯合は必すしも絕對的の聯合を意味するものにあらずして、產物の大多數を出して以て市場の價格を左右する以上は此處に獨占權の成立を認むへきなり。

米國に於ける鋼鐵トラストの如きは獨占事業の著例にして、此の運動が競爭を杜絕するの結果種々の弊害を來すことを免かれさるに依り米國大統領ルーズウエルト氏の如き盛に其鐵腕を揮つて此の弊を矯めんことに努力しつゝあり。我か國に於ても近來政府が歲入を增加するの目的を以て頻りに獨占的官營事業を企畫しつゝあれとも、斯かる制度には必す利弊相伴ふものなることを忘るへからさるなり。猶獨占事業に就ては次章に論する所あるへし。

# 第四章 產業組織

## 第一節 總論

資本組織と勞働組織

兩者の關係

資本組織と勞働組織——兩者の關係

自然が人類の幸福の爲めに供給する原料の外、資本と勞力とは生産上最も重要なる原素なり。隨て此の二大要素の組織如何は産業社會の活動に至大の影響を與ふるものなり。而して此の兩者は各其の組織の性質及び形式を異にし、資本に關する組織は組合より合名組織、合資組織、株式組織等をなし、最後に各會社團體間の一大聯合を形造くるに至れり。之に對して勞力に關する組織は最初に個々獨立の地方的勞働組合を生し、次て國家的組合を造り遂に各組合間の聯合を生したり。又資本組織の性質は全く産業的なるに反し、勞働の組織は分業制度に關する事の外社會的にして、賃金問題に就て多少直接に勞力使用上の規則及び貨物の生産に接觸することあるのみ。

今日文明の社會に於て封建時代に於けるが如き人民の階級は廢止せられたりとも、猶貧富の差異に依て資本家と勞働者との二階級を生し、資本の所有者は組合たると會社たるとを問はず産業の支配者にして、原料の買入、機械の使用、勞力の使役、産物の賣却等總て其の指揮を待たざるものなし。而して勞働者は其





有限責任制度の起源

の組織上唯勞働契約、勞働時間及び賃金に影響を及ぼさんことを欲するの外、資本家と協力して勞力の効果を大ならしめんと欲するに過ぎず。此かる事情の下に此等二種の階級間に種々の紛雜したる問題を發生すれとも、今日此の兩者は互に協商融和して産業の健全なる發達を期せんとする傾向を示しつゝあり。而して勞働者の側より見れば資本家との間の協商を圓滿に遂くることを得れば其の組織の目的を達したるものなれとも、資本家は啻に勞働者との調和を以て滿足することを得ず、猶他に分業制度、生産機械及び産物賣却の市場等に關し十分なる講究を怠らざる必要あり。

## 第二節　資本組織

### 第一項　資本組織の形式

有限責任制度の起源——其の發達——我か國に於ける會社の形式——會社の解散

資本組織の形式に關する變遷は大生産組織の研究に依て之れを明かにすることを得へし。即ち産業草創の時代に於て事業の經營は簡單なりしに依り、事

業家は皆自己の營業上の行爲に就て無限の責任を有したれとも、社會の進歩するに從て事業も亦益擴張せられ資本家自ら萬端の事務を處理することを困難とするに至れり。例へは多數の資本家が其の資本を集めて事業を營むに當り、必然的に支配人の一體をして事業を處理せしめ、己れ等は時々の報告に依て事業の實況を知るに過ぎず。事情此くの如くなるに依り支配人の失策に對して資本家の全資產を盡して責任を負はしむるは不當なり、即ち此の責任の一部は之れを外部公衆に負擔せしむるを以て最も公平なりとす、是に於て初めて資本家の責任を有限にするの制度を生したり。而して若し資本家の責任に制限なしとすれば、彼等は自ら事業を執行せさる處に必要なる資本を醸出することを躊躇すへきに依り、大生產の發達は事實上不能の事となるへきなり。

**此の制度の發達**

社會の進歩するに從ひ其の資本に對する需要が個人の供給に堪えざる程度に上るを以て漸次此の有限責任の制度を發達せしめたり。又資本家の數が增加して商業上の特別智識を有せさる者多きに至り、彼等は自ら事務を處理することと能はさるに依り一層此の制度の發達を促かしたり。然れとも現時に於けるも、舊時の組織と今日の會社との對照は組合と會社との例に依り之れを明かにすることを得へし。抑組合の制度はエリザベス女王の治下に商業の大繁昌を來したる時代に於て大に發達したるものにして、之れを學術的に定義すれば二人以上の者が利益を共通する目的を以て或る事業を營む契約上の關係を謂ふ。組合は即ち契約に基く法律關係にして組合自身に一つの權利主體を組成するものにあらず、是れ組合と會社とを區別すへき重要なる點なり。是に於て組合の各員は其の業務に關して組合の代理人にして、其の組合員として締結したる契約は直ちに他の各員をも拘束するものとす。而して組合員各自の責任は無限にして時として酷に過くることありしに依り、法律上組合員をして商業上の危險若くは陷穽を避けしむることを許容したる事あり。要するに組合の組織は其の責任の無限なることと及ひ流通株券の存在せざるに依り、到底社會の進歩に伴ふ大生產を企畫するに足らざるなり。

**組合の制度**

匿名組合

組合と會社との間に中間的の一つの組織あり、此の組織は會社の如き完備したる大組織をなすに至らされども、亦組合の形式に一歩を進めたるものなり。是れ即ち有限責任の組合にして普通匿名組合(Partnership in commanda)と稱せらるゝものなり。此の組織に於ては二種の組合員ありて、一は實際に事務を處理して無限の責任を負ふものにして、一は唯利益の分配に與かるため資本を供給し其の出資額以上の責任を負はざるものとす。此の組織は會社の如き確乎たる團體にあらずして有限責任の制度を加味したるものなるを以て、種々の恐るへき弊害を來したるに依り、國家は其の成立につき幾多の制度を設けて一般に行はるゝことを防止したり。

Joint Stock Company

英國の Joint stock company は産業組織上近世の會社の形式を以て表はれたるものゝ先驅なり。此の組織が組合の制度と異る所は、資本を流通證券に分割したること、株主の選擧したる取締役團體にて事務を處理することゝに在り。此くの如くにして株式の原則及ひ代表支配の制度發生したれとも、會社の特質たる獨立の存在即ち法人の資格は十分に認められず、株主の責任は無限にして



其の變遷

企業に對する資本の釀出に一大障礙たるを免かれさりき。是れ即ち英國に於ける Joint stock Company 開發の歴史なり。

然るに千八百二十二年に至り Joint stock Company の制度は米國に於て一大變革を惹起し、今日の會社と大差なき程度に發達したり。即ち此の新制度に於ては訴へらるゝ事を得ることゝなり、會社員が其の法律上會社の名を以て訴へ又は訴へに就て制限を設けられたり。

株式會社

凡そ産業組織上完備したる會社團體に於ては、前述したる株式有限責任代表支配等の原則の外に、猶法律上不死獨立にして無形の法人格を有することを必要とす。即ち會社は假令自然人の協力に依て組織せらるゝも之れを組成する各個人を離れて獨立して永久に存在し、其の權限及責任は社員のものと全然別異なるを原則とす。此くの如くにして會社は個人の力に及ばざる大なる資本を吸收し、以て大組織の生産事業を翼成することを得へきなり。

斯かる進歩したる形式に於て表はれたるものは即ち我か商法上に認められたる所の株式會社の制度なり。此の組織に於て社員の釀出したる資本は悉く株

式に分割せられ、社員は其の引受又は譲渡したる株式の金額を限度として有限の責任を負担し、會社の生命は個人を離れて永久的に存續するものなり。此の組織一たび採用せられてより資本家は大なる危險なくして大なる配當を期すへきに依り、資本額は一躍して驚くへき增加をなし、一般公衆は大資本の合同に依る產業活動の利益を享受することを得たり。

**我が國に於ける會社の形式**

我が國に於ては組合の外商法上に認めらるゝ所の會社に四種の種類あり。(一)合名會社、(二)合資會社、(三)株式會社、(四)株式合資會社是れなり。合名會社は獨逸に所謂 Offene Gesellschaft 佛蘭西の Société en nom collectif にして社員が總て會社の債務に就き連帶無限の責任を負担するものなり。合資會社は獨逸の Kommanditgesellschaft 佛國の Société en commandite に當り無限責任を負担する社員と出資額を以て責任の限度とする社員とを以て組織する會社なり。次に株式會社は獨逸の Aktiengesellschaft 佛國の Société anonyme 英國の Joint Stock Coomany with limited liability に相當し、社員の醵出したる資本を株に分割し社員は其の出資額を限度として責任を負担するものなり。最後に株式合資會社と稱するは獨逸に於て Kommanditgesellschaft auf Aktien 又は Aktienkommanditgesellschaft と稱せらるゝものにして、普通の合資會社の如く二種の社員より成り有限責任社員の醵出する資本を株式に分割したるものなり。

**會社の解散**

國家は會社の發達を企圖して前陳の如き有限責任の制度を認むると同時に、一方に於ては會社が無責任に解散して公衆に意外の損害を蒙らすことを防止するため、之れが解散の方法を定めたり。此の方法に凡そ三種あり。

(一)社員の自由意思に依る解散
(二)裁判上の命令に依る解散
(三)設立特許を與へたる官憲の其の特許の取消に依る解散

就中第一は會社の存續期間の滿了、定款に定めたる事由の發生、總社員の同意等に原因し第三は會社が事業の獨占權を獲得するため不正の合併を行ひたる場合等、國家が其專橫を制する必要ある際に多く起るものとす。而して會社が解散したるときは清算をなす必要ありて、此の清算の方法は各國の法律に於て嚴重に規定せられつゝあり。

**清算**

## 第二項　資本團體聯合の運動

聯合運動——獨占權の種類——其の弊害——其の救濟策——米國の實例——米國に於ける聯合運動の發達——奧國及獨逸のプール制度——英國のスミス會社——資本吸收の方法

聯合運動

事業聯合の趨勢に就ては既に屢論したるが如く、十九世紀の末葉に於て產業の發達に伴ふ競爭の弊を避け、事業の統一調和を得るため、資本團體の間に聯合の運動を發生したるものなり。而して之が手段として一つの管理權の下に多數の團體を支配し、事業上の獨占權を掌握するを以て直接の目的とす。獨占權の性質は曩にも論したるか如く事業を聯合して其の產物の市場價格を支配するに在り、(二三三頁參)之れに種々の種類あり。今エリー氏の記する所に依れは左の如き多樣の種類に分るゝを見る。(Ely—Studies in the Evolution of Industrial Society, 1903. p. 194)

獨占權の種類

甲　社會的獨占權

(一)一般的獨占權

(イ)特許權

(ロ)版權

(ハ)公衆消費物の獨占權

(ニ)國庫の財源としての獨占權

(二)特別的獨占權

(イ)公偏愛に基くもの

(ロ)私偏愛に基くもの

乙　自然的獨占權

(一)原料供給の制限より生するもの

(二)事業上の財產に固有なる性質より生するもの

(三)秘密より生するもの

以上の分類につき二三の重要なる說明を加ふへし。

社會的獨占權は人爲的に社會が創設したるものにして自然的獨占權は自然に發生したるものなり。社會的一般獨占權中第三第四のものは最近に於ける事業聯合の運動に關聯して產業上特に重要なるものにして、公衆消費物の獨占

權は消費を規律して有益なる消費物を發達せしめ有害なる物を制限せんとする目的に出つるものなり、瑞西に於けるアルコールの專賣權、日本の臺灣に於ける阿片の專賣權、南カロリナの製藥制度等は此の種の獨占權の著例となす。次に國庫の財源としての獨占權は佛國及び日本に於ける煙草專賣權を始めとし、近來我が國に於ては政府が國費の多端に應するため此の種の獨占權を擴張しつゝあり。特別獨占權中公偏愛に基くものは政府が或る一個人に許與したるものにして、今日に於いては多く行はれず英國のチュードル朝時代に此等の獨占權多く、ヒュームの英國史を繙けば其のエリザベス時代に於ける種々の實例を發見することを得へし。私偏愛に基く特別獨占權は元來獨占權にあらざるも自然的獨占權の如き他のモノポリーと相俟て獨占權を組成するものなり、鐵道に關係する事業の如き即ち其の一例にして其の成立は必すしも社會の意思を代表するものにあらされとも其の目的が社會的なるのみならす、社會が斯かる獨占權の成立を默許するは之れをして社會的獨占權たらしむるに十分なりと謂ふへし。自然的獨占權中事業上の財產に固有なる性質より生するものは



普通自然的獨占權と稱せらるゝものにして此の種の獨占權の中主要なるものなり、鐵道、電話、瓦斯等の事業は此種に屬す。原料供給の制限より生する獨占權は無煙炭採堀事業の如き其の一例にして、年と俱に原料の供給は制限せられ富の蓄積は膨大せられて此の種の獨占權は益容易に成立するものとす。秘密は又獨占權を發生する一原因にして製造業界に於て此かる例甚多し、而して此の種のものを自然的獨占權の一に列したるは、固と個人の行爲に出つるものにして社會の創設したるものにあらざればなり。

近世產業界に於ける競爭の弊は資本團體をして互に相聯合運動の利益なれとも利權を生して事業の統一調和を致したり。是れ即ち聯合運動の利益なれとも利の在る所必ず弊害あり、競爭の利益は即ち聯合運動の短所とする所なり。之れを詳論すれば聯合運動は前述の如く獨斷的に市場の價格を支配することを得るものなるに依り聯合團體は其の利益を增進せんとして品質の改良を怠り却て其の價格を騰貴せしむるの弊あり。此の事に關しては英國に於て獨占權事件として知られたる有名なる事件あり、即ち Case of Darcy v Allein of 1602 にして、

此の事件につき法廷は獨占權の弊害を說明して左の如く言へり。

『第一、或る貨物の專賣權を有する者は其の價格を自由に定むることを得へきに依り貨物の市場價格は隨て騰貴すへし。第二、獨占權の結果として貨物の品質は從前よりも下落すへし、蓋し獨占權を有する者は其の私利を圖りて公益を顧みざるに至るへければなり。第三、獨占權は多くの手工業者等の貧窮を致すものなり、即ち彼等は自己の技術に依て一家を支へつゝありしに、獨占事業の發達に依りて全く其の業を失ふに至ればなり云々。』

其の救濟策

其の後米國の法廷に於ては獨占權に關する種々の事件に於て殊に此の第三の理由を補充したり、即ち少數の資本家と多數の傭人とより成る社會は市民をして平等に幸福を享受せしむると能はざるにより、獨占權の發達を以て社會に有害なるものとせり。

今日に於て經濟上の特權は政治上の特權よりも一層重要なり、即ち經濟上に於ては政治上に於けるか如く王侯將相の顯名なく爵位なけれとも、事實上に於て產業界に王侯の特權を有する者は前者よりも一層偉大なる勢力を社會上に振ふことを得へし。由是觀之も事業聯合の結果獨占權に原由する弊害が社會上の問題として如何に重要なるかを推知するに足らん、是に於て國家は或は立法の手段に依り、或は敎育の方法に依て此等の弊害を矯むることに努力しつゝあり。而して民間の獨占事業が最も盛なる米國に於ては曩に非トラスト條例の如きものを發して直接に聯合運動を剿滅せんことを企てたりしが其の結果見るへきものなかりしに依り、今は却て他の方針を採り、千九百三年の議會に於ては直接に聯合運動に反對することを止め、政府をして之れを監督せしむるの方法を採用するに至れり。要之事業聯合の運動は時代の大勢にして國家は之れを鎭壓せんよりは寧ろ之れを指導して中正を失はざらしむる事に努むへきなり。

米國の實例　鋼鐵トラスト

會社聯合の著例は米國に於ける鋼鐵トラストとなす、鋼鐵トラストは即ち製鐵事業に從事するもの丶一大團體にして、最初カーネギー會社が殆んと製鐵材料の獨占權を握り、他の會社は到底之れと競爭することを得ざりしに依り、カーネギー會社と俱に一大組織の下に事業の聯合を圖りたるに起因せり。

**鐵道業の聯合**

米國に於ける聯合運動の他の例は鐵道事業聯合の趨勢なり、現時二十萬哩以上の總延長ある米國の鐵道は、大部分種々の聯合團體の管理の下に歸したり。而して聯合の大目的は最早舊時の如く經濟的に運轉をなさんとするにあらずして、團體的競爭の弊を避んとするに在り。其の手段として凡そ五種の方法あるを見る、(一)買收、(二)貸借に依る結合、(三)株式又は公債の過半所有、(四)利害の共通、(五)担保會社の創立是れなり。前三者に就ては茲に說明を省略すへし、第四は運輸界の調和を保つため一つの會社が他の會社の管理權を代表するものにして、主として賃率の平衡を維持するを目的とす。此の事は擔保會社の成立に至る道途にして擔保會社は大資本を以て其の株數と鐵道會社の公債又は株券とを交換し、會社は保證の地位に立ちて其の事業を支配するものなり。此の制度が前者に勝る所以は株券等につき所有權の關係ありて財產上實際に利害の關係を有する者が管理を行ふ點にあり。

**米國に於ける聯合運動の發達**

米國に於て千八百九十年以前に於ける大規摸產業組織の摸範は即ち所謂トラストにして、最大の支配權と最小の財政上の責任とを以て其の理想となし、支配人團體は株主に保管證書を發して良好なる配當と永久に價格を維持することを保證し、株主は亦彼等に保管人選任の權利を附與したり。此の制度に依て少數の人を以て大なる事業を經營することを得、爲めに米國の製造事業は著しく進步したり。次て起りたる制度は各會社の株式の大部若くは出來得へくんば其の全部を買入れて支配權を維持するの方法なり、此の制度の下に各會社は各獨立に業務を執行すれとも、中央部の役員より發せられたる布告及ひ政策に依り嚮導せらるゝものとす。然れとも近來此の制度よりも一層支配權を集中して、其の支配人團體は普通の會社の形式にて其の業務を執行する大會社の組織が一般に行はるゝに至れり、是に於て事業の管理權は大規摸に集中せられ、小會社は遂に廢滅せさるを得ざるの形勢に陷りたり。而して之れか反動として小會社側に於ても亦自ら保護する制度を案出したり委任投票の制度是れなり。其の目的は株券の賣却に依て會社の滅亡を來すが如き事なからんことを保するに在りて株式の大多數を少數保管者の手に委託し、之れに投票權を附與して株主は唯配當を受け讓渡をなす權利を留保するものとす。是に於て株主の自

由に會社を解散することを得ざるなり。今日多くの小會社は此の方法に依て其の存立を維持しつゝあり。

**埃國及び獨逸のプールの制度**

此くの如く米國及び幾分か英國に於いて大會社の制度行はれつゝある間に、埃地利及び獨逸に於てはプール(Pool)の一變體を生したり。其の目的は(一)市場價格の高直を保ち、(二)供給の規則を定め、及び(三)資本家各個人に獨占權を有せしむるに在り。普通此の制度に於ては市價及び生產の規則を記したる契約書を取換はし、中央賣却係を任命して市價を定め、發起人は此の組織上の職務を執ることを得ざるものとす。多くの場合に於て銀行は此の制度の發起者にして其の株券の多數を有すること多し、今日此の制度の盛なることは新產業を經理する唯一の目的を以て創設せらるゝ銀行が甚多數なるを以て明かなりとす。

**英國のスミス會社**

英國の大會社は米國のものと類似すれとも玆に一種特別なるものあり、即ちスミス會社(E. J. Smith Companies)と稱せらるゝ聯合團體是れなり。此等の團體は競爭を止めて利益を多くする普通の目的を有し、最少の價格を定めて其の價格の或る割合以下には決して賣却せざることを契約するものなり。隨て生產費用に對する利益の異るに從ひ各自收利の割合を同うせざるものとす。

**資本吸收の方法**

此かゝる價格上の合意は自ら勞働者の助力を得るにあらされは到底成功することを得さるに依り、資本家と勞働者との間に一つの契約を生じ、一方に於て資本家は勞働者の利益を保護すると同時に、他方に於ては勞働者が資本家に對して同盟罷工其の他の反抗運動を企てざるへきことを約束し、相依て以て產業の發達を促かしつゝあり。

前述の如く開明の諸國に於て資本團體聯合の運動が流行しつゝあると同時に、會社の資本を膨大するため資本を吸收するの運動も亦盛に行はれつゝあり。而して資本吸收の基礎に二種の區別あり、即ち

(一)會社の所有財產
(二)會社の利益能力

「是れなり。此の兩者は會社の信用を繫くにつき俱に甚重要なれとも、根本的の基礎は寧ろ前者に在りとす。後者は資本吸收の方法として會社に取り前者よりも便利なる點あり、蓋し會社が普通の利益配當を維持する間は其の事業の內

容を隱蔽して信用を維持することを得ればなり、然れとも其の弊害として會社株券の價格に非常なる變動を生し、投機の機會を與ふること多く、爲めに却て會社の信用を傷ふに至る。要之會社事業の實際の成績を度外視して啻に其の株券の價格を騰貴せしめんとするが如きは眞に資本を吸收する所以にあらす。

## 第三節　勞働組織

### 第一項　勞働組織の形式

勞働組合の起源——勞働組合の形式——(一)地方的勞働組合——(二)中央勞働組合——(三)聯合勞働組合會議——(四)勞働者集會——(五)國家的勞働組合——(六)フェデレーション——結論

米國の如き佛國の如き如何に自由平等を唱ふる國に於ても人間の實力には自ら差等あるを免かれず、即ち或は智力に於て或は體力に於て或は其の有する財力に於て必す平等なることを得ざるなり。是に於てか貧富の別を生し、資本家と勞働者との二個の階級を發生したり。殊に晩近文明諸國の產業が長足の進歩をなすに從ひ、人民間に於ける貧富の懸隔は益甚しきを加へたり。勞働組



合°職工組合は即ち此の富有なる資本家に對して貧弱なる勞働者の地位を確保せんとする制度にして賃金勞働の時間及ひ勞働の方法等に關して勞働者の利益を進捗することを目的とす。抑如何なる運動に於ても個人の力は到底團體の勢力に及ばざること明白なるを以て、勞働者は自己の地位を上進せしむる爲め互に協力するの必要を認めて勞働組合（トレード、ユニオン）なるものを組織し、以て生產の要素として勞力を資本と同一の地位に上進せしめんと欲するものなり。是れ即ち現今產業界の一大勢力たる勞働組合の成立を正當にすへき唯一の根據なり。

勞働組合發達の順序は地方的組合より國家的組合となり、遂に凡ゆる勞働組織の大聯合を形造くるに至るものとす。先つ地方的組合の成立に二樣の區別あり、

勞働組合の形式
(一)地方的勞働組合
(二)中央勞働組合

(一)同一職業の勞働者間に於ける組合
(二)異種の職業に從事する勞働者間に於ける組合

前者は多く大都會に發達し、後者は田舍に存在するを通例とす。

中央市に於ける組合は總ての勞働組合を統一するの大望を有し、其の方法と

して總ての勞働者を中央組合と聯絡を通する地方組合の會員とし、各地方組合よりは中央部に代表者を出し、代議院の組織に則りて議事をなすものとす。而して其の目的は勞働者間に一つの組織を造り、勞働者を敎育して其の利益を保護するに在り。第一の目的を達するには代表の制度に依り、第二は新聞雜誌、演說等の手段に依り、第三は勞働者組織を統一し、金錢並同情の力及び顧客（ゲイコツト）に對する妨害等の方法に依て之れを成就すへし。

(三)聯合勞働組合會議

次に一層有力なる組織は同種の勞働組合より出したる代表者より成る聯合勞働組合會議なり、例へば大工、左官及び煉瓦工等の同業組合會議の如し。此等會議の目的は之れを平易に言へは一人の憂を以て全體の憂となすに在りて、其の奮鬪の武器は同情ある同盟罷工なり。然れとも組合の代表者を出す制度は此かる完全なる制度なき時代よりも一層爭議の解決を容易ならしむることを得たり。而して聯合組合會議は又中央市の組合に委員を派するを常とす。

(四)勞働者集會

勞働者集會は聯合組合會議の如く經濟上の基礎を有せず、其の目的勞働社會の統一を圖るに在りて經濟上の活動は唯顧客に對する妨害に限らる。乍併此の組織は候補者に對する選擧人團體を形造くることあるに依り政治上顯著なる勢力を有するものとす。

(五)國家的勞働組合

此くの如く地方的勞働組合を初めとして、中央部勞働組合、聯合勞働組合會議及ひ勞働者集會は皆地方的の種々なる勞働組合及び其の關係なれとも、國家的勞働組合は同業組合の一國の組織なり。而して種々の業務に於ける勞力の需要は此の國家的勞働組合の成立を迫りたるものとす、蓋し非常に特種なる產業の外勞働者間の競爭は常に甚劇烈なればなり。此の國家的勞働組合の成立に依りて資本家か勞力を得るに必す團體的契約を結ぶ事となり、各地方的勞働組合は之れに依て統一せられ、同盟罷工の際には經濟上及び運動上此の組合の保護を受くるものとす。是に於て國家的組合の委員は同盟罷工に關する政略を支配し、年を逐ふて此かる爭議を減少しつゝあるの傾向あり。

(六)Federation

前記勞働者の地方的及ひ國家的の組織に加ふるに、一國の勞働者を總て一つの管理の下に置かんとする他の計畫あり。斯かる計畫が一定の形式を取るに至りし時は之れを Federation と稱し、其の最大にして最有力なるものは米國に於

結論

て各州聯合の原則に則り組織せられたるものなり。即ち國内の各勞働組合は各獨立して其の内部の關係を處理し、唯共同の利益に關し共同の地位を進むる事に就て此の聯合組織の力を假るものとす。詳言すれば聯合組織は勞働者の團體的契約、組合箋の使用、八時間制度に關する立法、工場の改善、婦女小兒の使用制限等の問題を討究するを以て其の目的とす。

前述の如く勞働組合に種々の形式あれとも、要するに其の目的とする政略上二種類に大別することを得へし、即ち

(一)各勞働者と雇主との談判上其の政略を鞏固ならしむる爲めのもの

(二)勞働問題を一括して全體より處理せんと企つるもの

是れなり。此の二種の組合の間に於て各自其の目的を遂行すへき方法に大なる差異あれとも、或る方法は双方の組合共に之れを採用すへきものなり。

## 第二項　勞働組織の運動

新舊兩組織の比較——普通の勢力——勞働組織と資本組織——勞働者共濟の制度(産業組合)——結論

### 新舊兩組織の比較

既に沿革編に於て論したるか如く今日自由勞働の制度が一般に認められ、進歩したる社會に於ては勞働契約は團體的に締結せらるゝを常とすれとも、猶舊式の組織を採用する處に於ては、勞働契約を個々の商議に依て決定するを可なりとするものあり。此かる舊式の勞働組合に於ては組合員の地位を確保するため、勞働者の雇傭を其の組合員に限り、生産を制限し、機械の使用に條件を附せんとす。此くの如きは中世紀に於ける同業組合(ギルド)の遺習にして今日の社會に適合すへくもあらず、隨て近來進歩したる勞働組合は生産に對して此かる干渉政略を行ふことなく、組合員の利益を進捗するため普通法(コンモン、ロー)なるものを強行することゝせり。此の普通法に於ては賃率の基準を定め、一日の勞働時間を制限し、且つ勞働契約に關して團體商議を採用するものとす。此かる政策を採る勞働組合に於ては賃金の最低額を定め及び店舗工場の狀態を改良することに最も其の力を致しつゝあり、而して賃率の高低は必ず團體協商に依て定めらるへきものとす。

### 普通法の勢力

前述進歩したる勞働組合の間に行はるゝ普通法は一旦採用せられたる以上

は雇主と傭人との關係の基礎となり、之れに依て頑迷にして舊風を脫せざる事業家を絶滅するの力あるものとす。何となれば資本家が其の産物を增加して利益を得るには、啻に工場の設備を完全にすべきのみならず勞働の效果を大ならしむるの必要あるに依り、勞此の普通法に遵はざるを得ざればなり。結局資本家と勞働者との關係は團體商議に依て定められ、以て勞働の效果を完うすべき組織を形造ることを得るものとす。此かる計畫は工場主と勞働者との間に或は無式の契約に依て行はれ、或は有式契約にて數年に亘り廣大なる區域に行はるゝ而して後者は通例産業が國家的に行はれ勞働組合が一國を通して組織されたる場合に發達するものなり。

勞働組織と資本組織

勞働者共濟の制度

此くの如く發達したる勞働組織は資本組織と相俟て生産の一大要素となり、資本家は此等の勞働組織と互に相調和し其の助力に依て生産の大發達を期し得るものとす。是に於て近來勞働組織は舊時に於けるよりも一層其の地位を進め、産業組織上重要なるものとして一般に認められゝに至れり。

然れども勞働者に取りては資本家との協商を以て必ずしも滿足すべきにあらず、一步進んで一層其の地位を上進せしむることに努力するの傾向を生したり。即ち彼等は賃金取りの境遇を以て足れりとせずして、自ら生産を指揮する地位に上らんことを企圖しつゝあり、共濟制度（我が産業組合制度）は即ち此の目的を以て發生したるものなり。而して此の制度が或る地方に於て頗る迅速なる發達を遂ぐるに及んで初めて世人の注意を惹くに至れり。

此の共濟制度の下に表はるゝ組織は次の三種の形式の一を取る、其形式とは

(一) 消費組合
(二) 生産組合
(三) 信用組合

是れなり。消費組合は日用の物品を賣買するために設けられ、其の利益を組合員に分配する制度なり。次に生産組合は物品を製造して其の市場を創設する目的を以て設立せられ、消費組合と相俟て大に發達することを得るものなり。盖し生産組合は資本の欠乏設備の不完全及び市場の不定なること等に依り困難なる狀態に陷るを免かれざるものなれども、一方に消費組合の制度ありて産

（産業組合）

物の疏通を圖るに依り初めて確固たる基礎を立て得るものなればなり。

此かる狀態の下に於て勞働者は勞力に加ふるに資本を支配するの急要を感じ、從來の賃金に加ふるに利益の分配に與かることを努むるに至れり。乃ち彼等は勤勉と節約とに依りて貯蓄を造り之れを生産事業の資本の中に醸出し、遂に彼等をして工場の事務に關して投票權を有するに至らしむるものなり。

此の制度は現に英國等に於て盛に行はれつゝあり。又獨逸等の舊國に於ては信用組合の銀行制度發達し、個人又は團體に對し少額の資本を容易に貸與して以て小生産業の一大發展を催進しつゝあり。

此くの如く勞働者の地位を上進すべき共濟運動が開明諸國に於て漸次行はれつゝあれども、産業界の覇權が大規模生産に在ることは勿論なるに依り、前述の勞働組合は此等共濟制度よりも一層重要にして、資本家との間の協商を保持して以て生産の發達を圖りつゝあり。

# 第五章　商業制度

## 第一節　總論

### 産業上に於ける商業の地位

#### 産業上に於ける商業の地位——世界的統一の大勢——市場の擴張——完全なる商業制度の必要

産業の各部門中原料の採取及ひ之れが加工に關する事業が如何に奬勵せらるゝも、産物を運轉交換すべき動的組織にして發達せざれば、貨物は一ヶ所に堆積して徒らに癈物に歸し、遂に産業の衰微を致すべきこと論を竢たず、是れ商業制度が國家の繁榮を致すに最も重要なる所以なり。中古時代に於て伊太利のヴェニス、ジェノア等の諸市が其の富強を致したるは、此等の土地に何等交易すべき産物を出したるが故にあらずして、全く世界各地の間に立て商業を營みたるに依るものなり。英國の如きも今日の富強を致したる所以のものは、啻に其製造事業が疾やくより發達したるが故のみにあらずして、一は世界の到る處に根據地を有して宛然世界市場の支配者たる地位に立ちしを以てなり。是に於て方今宇内列強の對外政策の基く所は此の商業上の利害問題に在りて存せり。以

て産業上に於ける商業の地位を推知するに足らん。

**世界的統一の大勢**

今や産業は世界を通して統一せらるべき趨勢を示しつゝあり、即ち世界各部の産業を打て一大組織を形成しつゝあり。詳言すれば一方に於て種々の産業は益分化して彼此相依るの形勢を成し、他方に於ては通商貿易の發達に伴ひ世界の市場は日を趨ふて益密接の關係を生じ、茲に世界的統一の傾向を表はすものなり。之れを一國内の現象に就て觀察すれば、資本の働きは生産の新形式を生するに從ひ益專門的に分化し同時に將來の市場に向て貨物を創造する投機的の計畫は益擴張せらるゝ有樣なり。隨て原料採取の時期より其の製造品を消費者の手に賣渡す時期に至るまで貨物は種々の形式の下に精巧綿密なる機械の力に依て續々生産せられ、遂に世界の市場に向て夥しく搬出せらるゝものとす。

**市場の擴張**

世界の市場は鐵道、電信、電話及汽船等に依て驚くべき大擴張を遂くることを得たり。昔時商人が貨物を交換するため一定の時期に於て一定の場所に集合したる時代と、今日世界の市場に於ける多數商人の交易狀態との對照は、獨り市場の變遷を示すのみならず、近世に於ける交換の機關が如何に發達したるかを明かにするものなり。要するに世界の市場は交通機關の發達と生産の增加とに依て益擴張せられ、同時に各市場の間に密接なる關係を生して世界的の一大組織をなすに至るものなり。

**完全なる商業制度の必要**

貨物の所有權の移轉は今日猶昔時に於けるか如く分業制度の基礎の上に個人、團體及び國民の間に行はれつゝあれとも、生産擴張の結果此の權利の移轉を一層精確容易に行ふの必要あり、之れが爲めに發達したる商業制度の建設を促かしたり。例へば米國に於ける支那人に對する商賣に依て如何に英國に於ける米人の負債を支拂ふへきか。又製造業者より農具を購買する農業者は穀物を以て其の代價に應せんとするに當り、製造業者が其の穀物を需要せざる場合に如何に其の支拂を了すへきか等の問題は悉く商業制度の完備を促かす所以のものなり。

## 第二節　販賣の機關

**商業の階段**

商業の階段——貨物分配制度の變遷(小賣大商店)

社會の進歩するに從て貨物の取引は啻に製造品の市場に於て行はるゝのみならず生產上種々の階段に於て生產者間に絕えず行はれつゝあり。例へは丸太商より材木商、材木商より建築業者と順次分業的に所有權の移轉を生しつゝあるが如し。近世の制度上地方的の商人は原料の產出地より其の需要地に材料を供給し、又原料が一定の市場を有して顧客多き場合には運輸機關自ら原料の供給者として其の販賣を營むことあり。原料の需要地には又委託販賣業者、倉庫業者及び卸賣商等ありて能く原料の需要供給を調節しつゝあり。此くの如くにして原料は漸次製造業者の手に移り、其の製造品は最後の需要者の手に歸する以前に先づ大分配業者又は小賣業者の所有に歸して廣く販賣せらるゝものとす。此の大分配業者には代理商、卸賣商及び仲買人の區別ありて、製造品の供給を容易ならしむるを以て其の目的とし、製造業者と小賣業者との間に立て多量の貨物を取引するものとす。而して代理商は製造者の代理人として貨物を販賣し製造者に對する計算は一括して之れを行ふ、反之卸賣商は直取引の

**貨物分配制度の變遷**

方法に依り貨物を買入るゝには現金拂又は短期の手形を以てし、其の業務は全く製造業者と獨立して之れを行ふものとす。次に委託販賣業者は注文に應じ見本を以て販賣すれども多く特定の製造業者を代表することなく自由なる分配業者として活動するものなり。最後に小賣業者は貨物の最後の分配者にして商業機關中近來最も著しき發達を遂げたるものなり。即ち彼等は昔時小舍懸けの年市が行はるゝ時代に於ては行商者として戸々につき商賣を營みつゝありしが、後永久的の店舖を市場に構ふるに至り、近年に至て人口及び富の急劇なる增進に伴ひ專門の商人として其の地位を高め、最近には大規模の小賣業者(Department store)として大發展を遂ぐるに至れり。

貨物分配の制度は古來種々の變遷を閱したれども、殊に近來に於て注目すべき變動を生したり。即ち生產の規模擴張せらるゝに從ひ貨物の數量を增加して、之れか取扱に關する制度も亦自ら變化したるなり。此の變化は貨物分配の制度に一大變革を惹起したるものにして、製造業者自ら其の製造品の販賣部を設け小賣業を兼ねて最後の需要者と直接に取引することあり、是に於て仲間販

小賣大商店

賣業は殆んど其の必要を失ひ漸次分配制度より排除せられたり。

此くの如く製造業者の販賣部なるもの生して其の發達を致すに從ひ、小賣業は、製造業者が最後の消費者と直接に取引することを得さる部類の産業に於て進歩することを得たり。此の種の著例は即ち小賣業集中の運動にして米國に於て大に發達したるDepartment Storeと稱せらるゝもの是れなり。デパートメント、ストアは大資本を擁して直接に製造業者と取引し、普通小賣の利益に加ふるに仲間販賣業者の利益及び銀行業者の利子を收得し得るものなり。猶此の制度は直接に需要を制し又生産を指導して其の製造すべき物品の種類、品質、渡の方法及び製造の時期等を敎ゆるものなり。此くの如き制度は實に二十世紀の初頭に於ける商業上の一大變革を示すものと謂ふべし。

## 第三節　投機商

産業上の危險——投機商の起源——投機商の職分——投機業成功の根據——投機の行はるる理由——投機市場——相場の變動を調節する機關としての投機商

前述の販賣機關の外に商業制度上重要なるもの二あり、一は投機商にして一は交換の制度なり。先つ投機商に就て論すへし。

産業の進歩と倶に市場の擴張せらるゝに從ひ、事業上の危險と損失との機會を增加し、茲に初めて投機の制度を發生したり。産業上の損失は之れを二種に大別することを得、

(一)生産自身に基因する危險より發生するもの

(二)原料若くは製造品の市價の變動より來る危險に發生するもの

是れなり。

産業上の危險

(一)生産上の危險

生産上の危險は火災水災風災等に依る破壞、方法の錯誤、市場に在る産物に關する誤算、不適當なる仕事に因て生する破損の割引並産額の減少、管理法の不備、詐欺及ひ工場並機械の使用上生命若くは四肢等の傷害に對する賠償等に基因するものとす。此等の損失は勞働者、資本家及び企業者等の上に一樣に落ち來り、即ち事業に關係せる者の總ての負擔に歸するのみならず、此等悉く一時に發生することなく、且つ生産者の一部に生するものにして全體に影響を

及ぼすものにあらさるを以て、之れに對し幾分か豫め保險を附するとを得へし。

**(二)市價の變動に因る危險**

第二に市價の變動は市場の擴張に伴ひ益增加し、且つ生產上の危險と異りて產業界全體の上に間斷なき危險を起しつゝあるものなり。隨て前者は之れを保險に附することを得れとも第二種の危險は之れを保險することを得ず。

**投機商の起源**

保險に附することを得さる危險は殆んと之れを救濟するの途なし是に於てか或る特種の人間が市價の變動に因る危險を冒し、將來不定の狀態より生產者を救はんが爲め初めて產業界に現出したり。投機商是れなり。此かる營業者が發生したる所以のものは損失の危險は常に人をして利益を博する機會を與ふるものなればなり、即ち投機商なる者は此の機會に乘して冒險的の利益を占めんと欲する者なり。

**投機商の職分**

投機商の職分は即ち產業上の危險を地方的に制限し、生產者及ひ消費者をして將來の供給を確保するため莫大なる資本を蓄ふるの必要なからしめ、且つ時として原料及ひ製造品取引の出費を省かしむるに在り。之れが爲めに投機商は先つ資本及ひ事業費に對する純益の支拂を求むる權利あり、然れとも彼等が此かる報酬を受け得るや否やは市場の將來を豫想する技能の巧拙に依て定まるものとす。

**投機業成功の根據**

ハドレー氏は其の著『經濟學』の投機に關する章に於て論して曰く(Hadley-Economics)

『今日の投機商は市場の相違よりも時の相違に依る市價の變動を利用して利益を博するものなり、即ち市俄古とリヴァープールに於ける穀物の市價の相違は市俄古に於ける毎月の市價の變動よりも其の額低きに依り、投機商にして一朝市價の騰貴を見越せば、之れを賣却する目的を以て直ちに前金を支拂ひて穀物を買占むべく、反之若し市價の低落を豫見すれば現在の相場に依り將來の引渡を契約して穀物を賣出すへきなり。是れ即ち世界の市場に於て商業上の輸贏を決する所以の標準なり。

此かる投機事業にして實際精確に將來の需要を豫見し得る以上は、其の產業界に及ぼす効益は頗る大なりと謂ふへし。蓋し今日開明の社會に於ても生產と消費との間には長き時間を要し、賣買の契約と其の履行との間にも長

き時間を要すること多きに依り、市場に於ける需要を豫見して其の危險を双肩に負擔する者を要すること甚大なれはなり云々。』

投機の行はるゝ理由

氏は猶議論を續けて曰く

『今玆に家屋を建築せんとする者ありて請負業者に大體の豫算を求めたりとせんか請負業者は材木商其の他原料を販賣する商人の許に赴き其の價格を問合して建築費を概算することを得へし。而して材木商は此の交渉を受けたる際に現在材料を手許に所有せさるも之れを引渡すへき契約をなすこと多し、然れとも材木商は斯業の專門家として其將來の價格を豫見することを得へく、此の特別智識に依て常に利益を占むるものなり。而して材木商の得る利益は、請負業者が契約の際直ちに材木を買入れ、六ヶ月後に之を需要するものとして其の間買入資本を寢かし、加ふるに火災の危險を負擔する等の損失額に比すれば遙かに少額なり。隨て請負業者は即時に取引を行はず材木商は將來の契約をなしたる方双方に取りて利益あり。』

今日投機業の行はるゝ理由は此の例に於て明瞭なり。



投機市場

此くの如き理由に依て投機業が廣く行はるゝに從ひ、投機商に取りて投機市場の存在を必要とす。即ち投機商は危機一髪の間に利益を博すること多きに依り、何時にても其の當時の相場にて株券若くは商品等を賣買することを得るため投機市場の存在を必要とするものなり、要之何時にても賣り又は買ふことは、投機商に取りて欠くべからざる特權なりと謂ふべし。

相場の變動を調節する機關としての投機商

投機商の職分は前にも論したるが如くなれとも猶此の營業者は市價の變動を調節するの職分あり、今少しく其の順序を說明すへし。玆に一大製造業者ありとして原料の下落に依り貨物の價格を下落し生產業者として將來に損失すべき場合には、未製品に對し將來製造の上賣却すへき豫約をなして其の損失を免かる。即ち製造業者は原料の下落に對しては將來に對する投機的賣却に依て自ら保護し、原料の騰貴に對しては製造品の價格を上進せしめて自ら保護する制度を生したり。例へは穀物市場に於ける製粉業者は多額の穀物を買入れ預り證書を受取りて之れをエレヴェートルに貯藏するを通例とし、而して仲買人を通して其の買入額及び貯蓄額に等しき額に達するまて其の將來の製品を前

賣し、一方に於ては投機市場に於て其の時の價格に依り將來の引渡を約して小麥を買入るゝものとす。結局彼等は將來の製品に對して受取りたる價格と將來の原料につき支拂ふへき價額との差額を取引すれば可なり。此くの如くにして製粉業者は市價の變動に對して自ら防護し、以て其の製品の利益を確保することを得。即ち事實上相場變動の危險に對して保險するものなり。而して彼等の投機的賣買は投機商の手を經るものなるを以て、其の將來に於ける損失危險は全く投機商の負担に歸すべきなり。隨て投機商は市場に於ける相場の變動を調節する職分を盡し、常に市場の需要を豫見して供給を平均せしむ。故に投機商が其の營業を擴張するに從ひ、相場の變動を救ひ生產者をして一定不動の利益を確保し得るに至らしむるものとす。

## 第四節　交換制度

商業の行はるゝ所必す交換の制度ありて既に沿革編に於て論したるが如く、（第一編第七章參）交換の媒介たるへき機關の發達と俱に此の制度は漸次發達し



近世の交換制度

たれども、近來產業界に於ける生產の增加と市場の擴張とは所有權の移轉を一層容易ならしむる必要あるに依り、茲に廣大復雜なる交換の制度を發生したり。此の進步したる交換制度は前節に說明したる投機商が產業上其の特種の職分を認識せらるゝ以前、殊に近世の意義に於ける投機市場が發生する以前に既に顯著なる發達を遂けたるものにして、便宜上之れを二樣に大別して說明すべし。即ち

(一) 財產上の權原を表示する交換媒介の機關
(二) 財產上の權原の移轉を行ふ機關

是れなり。貨幣、手形等は前者に屬し、銀行、手形仲買人、手形交換所、株式取引所等は後者に屬す。

### 第一項　財產上の權原を表示する機關

硬貨の特質

硬貨の特質——貨幣と信用證券——爲換手形と爲換券——手形の流通を阻止すへき變動

貨幣及び信用證券は、財產上の權原を表示して交換媒介の機關たるものなり。而して貨幣の中殊に硬貨は其れ自身債務を消却する力あるものなれども、信用

### 貨幣と信用證券

證券は一方より他方に權利を移轉する作用をなすに過ぎさるを以て他に一定の基礎を有せさるへからす。硬貨は即ち商業上債務消却の基本として働くものなりと謂ふへし。隨て社會に眞の貨幣ありて他の信用證券との間に選擇の自由を有せしむるに依りて、初めて此等證券の流通を見るものとす。由是觀之硬貨は個人、團體若くは國家の間に於ける最後の計算を定むる機關にして、凡ゆる債務關係の豫備軍たる能力を有するものなり。

然れとも進歩したる社會に於て貨幣は寧ろ小なる範圍内に於て使用せられ、財産權は主として信用證券に依て移轉せらるゝものなり。蓋し信用は商業債務の最後の處辨以上に廣き基礎の上に立つものなるを以て、貨幣よりも一層廣大に活動することを得ればなり。抑貨物の所有權の移轉に依て一つの債務を發生したる場合に、債權者が直ちに支拂を受くることなく將來の支拂を約して現在の貨物を引渡す所以のものは、即ち債權者の債務者に對する信用に基くものなり、換言すれは債務者の將來の支拂力に依賴するものなり。是に於て貨物の所有權は信用を基礎として移轉すること多く、隨て取引の多數は信用證券に

### 爲替手形と爲換券

依るを以て、貨幣は商業上狹小なる範圍内にのみ行はるゝ所以なり。

信用に基く流通證券の重なるものは爲換手形なり、抑生産事業の發達に伴ふ貨物の絶えさる産出に依り、商業の中心地に於ける債務關係は益頻繁にして、此等相互の債務關係を平均せしむるため爲換手形の發行を促かしたり。即ち爲換手形は商品を産出して之れを賣却したる者の手より續々發行せられ、支拂をなす義務ある者の手に移りて順次流通するものとす。此くの如くして多數の手形發行せらるゝや茲に手形市場を生し、手形仲買人の手に依て賣買せらる。而して多くの場合に於て銀行は此等の手形を買入れ内外の市場に對して債權を有することゝなり、手形の信用を基礎として新に爲換券を賣出すものとす。此爲替券（ドラフト）を發行する以前に、買入れたる手形は之れを其の權利者に送付し、爲替券に依て其の債權を消却するを常とす。又進歩したる方法として銀行は爲替手形の出資者となり、其の滿期日に到るまて之れを保有して利益を收得するを通例とす。銀行の外又手形仲買人が手形の流通につき重要なる職務を盡しつゝあることは特に論ずるまでもなし。

手形の流通を阻止すべき變動

此くの如く手形は流通證券として商業上廣く用いられつゝあれとも、時として、經濟界に於ける非常の變動は、手形の效力を減殺することあり。此かる不時の變動を惹起す原因は、貨幣の變革、金屬の產出過剩、バナマ運河買收の場合の如き財政上の大取引、商業上の恐慌及び大收穫運動等なり。抑債務を辨濟するに普通金錢よりも流通證券を使用する所以のものは、金錢を送付するには保險費用の外運賃及び利子の損失等を生じて比較的不經濟なればなり。然れども前記の如き經濟界の變動を惹起すべき事件ありたる時は、金錢に對する需要は其の供給に超過し、隨て金錢の價格騰貴するを以て內國の市場に於ては流通貨幣を以て取引し、外國貿易には金貨を送りて取引するを利なりとすることあり。是に於てか輸入超過輸出減退の結果を生じて所謂逆貿易の形勢を發生するに至る。隨て又國際債務を增加し、之れを辨償するには結局貨物の引渡に依らざるべからざるなり。蓋し手形其他の流通證券は前にも論じたるが如く、財產上の權原を表示する具たるに過ずして其れ自身終局の辨濟力を有せざればなり。

其の他流通證券に關することは次項に於て論及する所尠からず。



## 第二項　財產上の權原を移轉する機關

(一)銀行——(二)手形仲買人——(三)手形交換所——(四)株式取引所

此の種の機關として論ずべきものは銀行、手形仲買人（ヒル、ブローカー）、手形交換所及び株式取引所なり、次下順次此等の機關につき論究すべし。

### (一)銀行

銀行は政府の貨幣の外財產上の權原たる兌換券、爲替手形、小切手、爲替券等を發行する機關にして、一言にして言へば資本に對する權原を賣買する制度なり。此の制度なければ賣買取引に伴ふ權原は容易に移轉することを得ざるものとす。抑貨物の所有權を移轉する際に二種の證券を發生し、一は賣却者より購買者に附與せられ貨物の所有權を讓渡したることを證明するものにして、之れを讓渡證書と云ひ、他は購買者より賣却者に附與する者にして、買取りたる物品の價格に等しき權原を表示し、爲替手形、小切手、銀行券、爲替券等の形式に依るものとす。而して此等の證券は皆直接間接に銀行を債務者とし、其の信用に依りて支拂を確保するを普通とするに依り、銀行は即ち賣買の一原子となりて商業上の罅穴を充たすものなり。銀行は又社會の資本を集めて支配人の判斷に依り之れを

利用することを得せしむ。要之銀行は經濟界に於て信用の基礎となるべきものにして此の制度あるに依て商業の繁盛を致すものなり。

**銀行の職分**

産業上に於ける銀行の職分に三種あり、

(一)預金
(二)貸附
(三)割引及び發行

是れなり。元來銀行は經濟界の信用を維持する機關なるに依り、其の基礎として金銀貨、紙幣、流通證券等の資本權原を蒐集する必要あり、是れ預金部が銀行に於て甚重要なる所以なり。預金に二種あり一は現金又は他の銀行に對する請求權を差入るゝ方法に依り、一は商業證券を割引して貸方勘定を造るに在り。此の後の方法に依て製造者の手に存する貨物並既に資却せられたるも代金の支拂なき貨物は倶に信用の基礎となることを得。

預金の方法に依て銀行に對し債權を有する者は流通のため銀行より小切手を引出し得べく、又遠隔なる地方若くは外國に向て支拂をなす必要ある時及び外國に旅行する場合等には、自ら債權を有する銀行より他の銀行に對する爲換券を受取ることを得べし。此の爲換券は銀行が直接に債務を負ふものなるに依り、小切手よりも一層信用あるものとす。又銀行に關する信用制度が十分に發達せざる地方に於ては、小切手の代りに銀行をして直接義務者たらしむべき銀行券の發行を求むることあれども、銀行券は預金の伸縮に適合すると困難なるに依り、小切手制を以て便利とす。而して何れにするも銀行が結局支拂の義務を負担すべきものなるに依り銀行は常に其の準備あることを必要とす。

**(二)手形仲買人**

手形仲買人即ちビル・ブローカーは銀行制度の下に一つの階級を形造り、其の特別の技能に依て銀行の事業を補助するものなり。ブローカーは即ち一方に於ては多忙なる銀行に代りて種々の證券の性質を檢査し、他方に於ては經濟界に活動する或る社會の者と親密なる關係を結ひて其の活動を助くる者なり。即ち彼等は一方に於て銀行の信用を得て其の有する資本以上に借出すことを得へく、他方に於ては資本を要する者との間に立ちて資本の流通を媒介し以て自ら利益するを目的とす。是

に於て一般商人は又銀行に至りて割引を求むるの要なく、ビル・ブローカーに依りて容易に其の商業證券を處分することを得るなり。

ビル・ブローカーの職分前述の如くなるを以て彼等は廣く事業界の內情に通暁することを要し、又其の營業をなすため商店を設備するの必要あり。猶其の營業の範圍は一市街地に於ける資本の流通分配を掌るのみならず、廣く其の職分を盡すへきなれとも、今日地方の銀行は其の剩余の資金を大都會の銀行に預入れて利益を得んとするもの多きに依り、ビル・ブローカーの業務も亦多く都會地に制限せられつゝあり。

### (三)手形交換所

經濟界の發達と倶に廣大なる區域に多數の銀行が設立せらるゝに及び此の銀行組織を統一し、且つ生產の增加に伴ふ手形其の他の流通證券の交換を容易ならしむるため一つの制度を必要とす。殊に大都會に於ては多數の商業者及び銀行の間に互に債權債務關係を生すること多きに依り、早晩之が清算をなすの必要ありて一つの便利なる制度を欲すること一層急迫なり。手形交換所は即ち此等の需要に應するため世界の大なる產業中心地に設立せられたるもの



にして、各銀行等は此の交換所に集りて互に其の請求額を提出し差額の支拂を受けて債權債務關係を消滅せしむるものとす。是に於て手形交換所の役員は清算の支配者となり、一時其の手に金錢の委託を受けて差額支拂を濟すを常とす。故に交換所に於ける交換高は莫大なる金額に達するも、實際金錢の授受をなす額は其の一小部分たるに過きす。要之手形交換の制度は社會をして時間と金錢との經濟を得せしむることと甚大なり。

手形交換所は其の會員たる銀行の機關なれとも、他の銀行も亦此かる銀行を通して其の手形を交換し以て清算行爲を結了することを得るに依り、一般の銀行は皆交換所の利益を受け、社會一般に此の制度に依て貨物の運轉及び債權債務關係の決定を容易ならしむることを得へし。

手形交換團は又聯合準備金の制度に依て、社會の財政が危殆の狀態に陷りたる際に人心を鎭靜するに與つて大に力あるものなり。蓋し此かる時期に於て大なる銀行は其の貸附及び割引を引締りて準備金を支出せざらんことを努め、小銀行は遂に不況に陷りて續々倒產するものあるを通例とす。然るに手形交

換所ありて銀行の準備金を委員の手許に保管し、擔保に對する貸附證書なるものを發行し、以て差額を支拂ふ手段を備へて銀行の準備金を不時の用に對して蓄ふることを得るものなり。

(四)株式取引所

會社の發生及び其の擴張結合等の結果として株式及び公債の形式に於ける擔保品は夥しく市場に表はれ、之れが取扱を容易ならしむるの必要あり。殊に此等の證券は內國市場に於ける財政上に至大の勢力を有するのみならず、國際間の財政にも影響を及ぼすものにして、交換制度上甚重要なるものなり。

株式取引所は即ち株式若くは公債の賣買を容易ならしむるため設立せられたるものなり、會社は此の機關に依て其株券を賣却し以て事業に要する資金を調達することを得べく、個人は又之れに依て何時にても其の有する株券を現金に引換ふることを得べし。加之株式取引所は株式若くは公債の價格を示すバロメターにして、此等の證券の將來の價格につき意見の差異を調和し、其の購買者に市場價格の思想を與へ、以て其の賣買を容易ならしむるものなり。而して此等の目的を達する手段として取引所は常に株式及公債の表を造り其時價を公衆に示すものとす。

株式及び公債の發行及び其の流通の順序に就ては茲に其の說明を省略すべし。今日此等の證券は年と俱に益廣く行はれ其の外國への賣却及びアービトレーヂ(即ち株券公債等の賣買上の仲裁判斷)の制度に依て世界に亘りて流通するに至れり。是に於て外國に國際間に債權債務關係を生じて自ら外國貿易に至大の影響を與へつゝあり。上來論したる如くにして文明の諸國は互に復雜したる一大交換制度の下に立ち、之れに關する組織も亦益進歩しつゝあり。

## 第五節　商業界の恐慌及び其の救濟策

一般の恐慌

一般の恐慌——其の原因——救濟策

前數節に於て論じたるが如き精妙なる交換制度が一般に行はれつゝあるに係らず、產業組織を震動すべき大擾亂は市場に於いて常に絕ゆることなし。即ち生產の大過剩及び信用減退の結果銀行は生產上種々の階級間に於ける缺乏

を充たすに足らずして失敗し、投機商も亦一時其業務を營むとを斷念し爲めに各地方間の生産の平準を保つこと能はざるに至る。一方に於て急劇なる信用の減退は各工場間に至大の影響を及ぼし、事業界は一般に不振の狀況に陷ると倶に、勞働者の賃金も著しく下落し、彼等に對する需要も亦大に減少すべし。是に於て何人も自衞の爲めに金錢を要求するの結果、預金の取付けは增加し、多額の株券は市場に溢れ、金利は騰貴し、且つ貨物の市價も亦下落して從前の相場に界は到る處整理を必要とし、以て引渡を約したる事業は總て損失を蒙ることを免れざるへし。是に於て事業

### 其の原因

此くの如き紛擾は人が鑄貨の材料たるへき金屬を產出する費用の變動を知らざるに座するの外猶今日の產業組織上より來る原因あり、即ち生產上活動範圍の縮小及び流行、購買力其の他產業上の事情の變化に依て貨物に對する需要が絕えず變動すること等は皆恐慌の原因なり。其の他產業の專門的分化作用は生產者の數に影響し、其の市場及び生產界に對する關係を變動するものとす。然れども產業上の恐慌の起伏する主たる理由は要するに事務を處理する機關が生產の術と相駢んで發達することを得ざるの結果、生產と需要との調和を得ざるに基因するものと謂ふべし。今日事業成功の基礎は將來を豫測するに在るを以て、此の豫測を誤りて生產の過超を致し、隨て信用制度の基礎を動搖せしむることあるは敢て驚くに足らざるなり。資本は銀行並ビル・ブローカーの制度及び信用證券の流通に依て之を運轉することを得へく、同時に資本自體は進歩したる交換制度に依て增加することを得へきも、生產者が市場及び交換關係の廣大復雜なる內情に通するは容易の事にあらざるなり。於是乎將來健全なる商業制度を打建てんと欲すれば、市場の內情に關する報告等に依り生產者間に事業經營に關する智識を一層普及するの必要あり。此くの如くにして生產と之れに對する需要とは相調和し、信用制度は如何に擴張せらるゝも一時の需要に依て紊亂することなきを以て決して市場の混亂を惹起すの虞なかるへし。

### 救濟策

諸論

# 第三編　産業行政

## 第一章　國家と産業

軍隊は主として國家間の秩序破れて平和の交渉を無益とする場合に其の本來の活動を示すものなれども而も軍隊其れ自身の秩序は頗る嚴肅なることを要す。是れ即ち勝敗の分るゝ所は軍規の緊縮弛廢に在りて兵士の體格に因らず兵器の精粗に因らざる所以にして、亦募を以て能く衆を制し、戰はずして疾やく勝を千里に決する所以なり。此の事は古今を通し東西に互りて其の例に乏しからざれども、日清日露の兩戰役の如き特に此の間の消息を明かにするに足るものあり。蘇て國家の他の組織に於ては到底軍隊に於けるが如き嚴肅なる規律を強行すること能はされども、而も國家の職分として適當なる管理を行ふの必要あり、吾人は今産業組織に對する國權の活動を論ぜんとするに當り、先づ





産業社會に紛然たる諸種の問題を闡明すべし。

### 第一節　根本問題

産業界の組織及び之れに關する問題に就ては前編第四章に於て略其の梗概を說明したり。茲には一國一社會の問題として猶一層詳密なる說明を加へ以て産業政策に必要なる根本的觀念を養ふことに努むべし。

#### 第一項　産業組織の基礎

土地、勞力、資本の三者を以て生産の要素となすことは普通經濟學書に於て敎ゆる所なり。十九世紀の後半に於て機械工業が盛に發達するに至り、資本は土地及び勞力に對して優越なる地步を占め、晩近に於ては殆んど資本萬能の形勢を馴致したり。是に於て數に於て多數なる勞働者は資本家に對抗して其の地位を高むることに努め、彼等の間に種々の團體を組織して産業上の自由制度を建立し、所謂契約自由の權利を創設したり。即ち近世産業社會成立の基本に四

(一) 土地所有權
(二) 勞力の使用
(三) 資本の所有
(四) 契約の權利

是れなり。然れとも此れ等の制度は皆幾多の歳月を閲して發達したるものにして、第一に土地所有權は其の權原が國王の特許に出づるも國家の認許に由るも將た亦單純なる先占に由るも、總て土地を使用する權利に基因するものなり。此の土地に勞力を加へて富を生産することを得べく、富は之を貯蓄し利用して資本となすとを得べし。此等の要素に加ふるに最後に發達したる契約の權利ありて、資本家若くは勞働者をして各自其の所有する要素を使用するに當て、其の條件を許否する自由を保有せしむるものとす。此等四大制度中土地所有權は最も古く發達し、次に資本制度、次に勞働制度を生し、最後に契約自由の制度を發生したり。此の契約自由制度の下に社會は人をして産業上の企畫をなす特權を有せしめ、成敗損益倶に其の人の技能に依て決せらるゝものとす。





富の不平均——富の集中原因——富の分配の原因——結論

## 第二項　富の不平均

産業界の基礎たるべき前述四大制度の確立と倶に過去一世紀間に於ける機械工業の大發展は生産事業をして古來未曾有の發達を遂けしめ、其の結果開明諸國に於て著しき富の集積を致したり。是に於て此の富は如何に分配せられつゝあるか又如何に分配せらるべきものなりやは産業社會に於て最も重大なる問題なり。

資本家と勞働者とは産業社會の二大階級にして、最近に於て此の兩者の間の懸隔は殊に顯著なるものあり。蓋し近世機械工業の發達は事業を經營するに莫大なる資本を必要とするに依り、小なる資本家は勢大なるものに併呑せられ、大は益大を加へて遂に計るへからさる富を有するに至りたり。是に於て勞働者は勞力に對する富の分配を增進して其の地位を高めんと欲し、資本家は之れに對して飽迄も利益を壟斷して富力を專らにせんと欲し、兩々相對峙して産業界に種々の困難なる問題を發生したり。之れを要するに産業界に於ける大問

題は悉く富の分配の不平均に基因するものと謂ふべし。

富の不平均は即ち富の集中を意味す、富の集中とは之れを精確に言へば富の所有の集中を意味するものなり。今日開明社會に於て此の富の集中を致すべき種々の社會的勢力あり、其の重なるものを擧くれば左の如し。

富の集中の原因

(一)トラスト運動――此の運動は少數の者をして益莫大なる富を所有せしむる力あること多く論ずるを須ゐず。

(二)戰爭――戰爭も亦少數者をして著しき富を蓄積せしむる原由たり、我が國に於て維新以來數度の戰爭に依て赤手能く巨萬の富を造りたる者あるが如き其の適例なり。

(三)地價の自然騰貴――此の現象は地主をして何等の勞力を加ふることなくて其の富を增大せしむる所以にして、殊に市街宅地の如き日を逐ふて益其の價格を增加しつゝあり。

(四)遺產相續の制度――此の原因は前者と同しく何等の勞力を要せずして富の集中を來す所以のものにして、今日稍其の弊を表はしつゝあり。

富の分配の原因

(五)經濟上の惰性――即ち大なる富を有する者は經濟上の惰性に依て益其の富を集中せしむるに容易なり。

此くの如き富の集中に對して又富の分配を促かすべき勢力あり左の如し。

(一)敎育――敎育の力に依て人の公共心を養ひ以て私利をのみ圖ることなからしむることを得べし。

(二)私立會社の監督――鐵道事業の如き最も富の集中を促かすものなれども、公權の監督に依て其の專橫を抑制することを得べし。

(三)財產思想の發達――私有財產は社會の委任に基くものなりとの思想の發達に依て富の分配を容易ならしむ。

(四)利益分配及び共濟の制度――即ち勞働者をして資本を所有せしむるに至るへき制度にして前に論したり。

(五)稅法の改正――今日各國の稅法は富者に寬大にして貧者に酷なるの弊あり、是れ爲政家の注目すへき所なり。

(六)公用物に對する國有制度――即ち鐵道、瓦斯、電燈、水道等の事業を國有とする

結論

趨勢なり。

(七)確實なる流通貨幣――確實なる貨幣なき社會に於て富の集中は甚容易なり、故に此の事は富の分配を致すへき消極的原由たり。

(八)勞働組織――此の事は屢論したり。勞働者相互に共助して其の地位を上進する制度なり。

(九)社會の弱者を保護する一國の制度

(十)貯蓄及び保險の制度――殊に勞働者に關せり。

以上富の集中及び分配に關する二種の勢力は互に相消長して働きつゝあれとも、畢竟するに富の分配は不平均なるを免かれず。今日勞働者の賃金が舊時に比して增加したりとて、直ちに富の分配の進歩をトするに足らず、蓋し社會の進歩するに從ひ社會一般の富も亦增加すへきに依り、貧富を間はず生活の程度を增進し、隨て賃金の增加は必すしも勞働者の地位を上進することを得ず、寧ろ却て彼等の窮困を訴ふること多きの有樣なり。之れを米國の現狀に就て鑑みるに、十八世紀に於ける佛蘭西革命は自由と平等とを主唱して世界は靡然とし



競爭の意義

て其の風を望み、殊に米國は當時新立の國家として殆んと自由平等主義の理想を實行したれとも、何ぞ圖らん茲にも亦甚しき不平等を生したり、そは即ち富豪の跋扈なり。於是米國は民主政治（デモクラシー）を建設せんとして富豪政治（プリュトクラシー）を建設したりとは米國の眞相を穿ち得たる批評にして、大統領ルーズヴェルト氏の如き今や其の弊害の到らざるなきを看破して、頻りに富豪の權勢を抑制することに努力しつゝあり。要之優勝劣敗は社會の通則にして人類は到底平等無差別なることを得ず、唯國家としては如何にして其の弊害を矯正すへきかを攻究すべきのみ。

**第三項　競爭制度**

競爭の意義――競爭の利害――競爭に反對する勢力――獨占制度

前陳の如く進歩したる社會に於ては人類の不平等は到底免かるべからざるの形勢なると同時に、社會は競爭に依りて益發達しつゝあり。抑競爭なる詞は經濟上の利益に關して利害の衝突を惹起し法律に違背せさる範圍内に於て互に相爭ふ狀態を意味するものなり。茲に特に法律に背かさる範圍内と云へるは法律に違背する行爲は競爭にあらすして罪惡を構成するものなれはなり、例へ

は毆打、窃盗等の行爲は如何しても之れを競爭と稱する事を得ざるが如し。猶茲に注意すべきは競爭に廣狹二樣の意義あることにして、普通の用語としては前述の如き廣汎なる意味を有すれとも、狹義に於て競爭とは同種の事業に從事する者が同一の目的物に對して相爭ふ狀態を謂ふ。此の意義に於て競爭は大工と大工、左官と左官若くは雇主と雇主との間に行はるれとも、勞働者が雇主に對して自己の地位を上進せしむる爲めに實行する同盟罷工の如きは、競爭にあらずして交涉行爲なり、然れとも今日普通の意義に於て同盟罷工の如きも亦一つの競爭行爲なり。而して產業界に於ける競爭を分類して

(一)生產上の競爭
(二)商業上の競爭

となす者あり。前者は資本家若くは勞働者の間に於ける競爭にして、資本家が資本を一層有利なる方面に利用せんとする行爲の如き、又勞働者が一層多額の賃金を獲得せんとする行爲の如き之れに屬し、後者は市價の高低に關する競爭にして、製靴業者間の販賣上の競爭の如き之れに屬せり。

**競爭の利害**

今社會に競爭なるものなしとせんか、獨り發見等が行はれさるのみならず、事業は總て停滯して到底進步しつゝある社會の需要に應すること能はざるに至るべし。競爭は此くの如く產業の發達を促進すべき一種の原動力なれとも、其の弊竇も亦恐るべきものあり。即ち極端なる競爭の結果は事業の調和を失して、遂に其の衰頹を招くに至るものとす。殊に前述生產上の競爭は產業上最も重大なる問題を發生する所以のものにして、例へば資本家が互に競爭して其の事業に成功せんとするの結果、或は幼年者を工場に使役し、或は產物の品質を下落せしめ、或は店舖工場の設備を不完全にして勞働者の衞生若くは身體の安全を顧慮せざることあるが如し。

**競爭に反對する勢力**

近來競爭の弊害に對して自然に發生したる二種の運動あり、一は即ち資本家の側に於ける事業聯合の運動にして、他は即ち勞働組合の發達なり。此の事は前にも論したるが如く前者は競爭を排除して事業を一つの管理の下に集めんとし、後者は勞働者團體を組織して一は勞働者間の競爭を杜絕すると同時に一は資本家に對して競爭の結果勞働者に及ぼしたる弊害を排除することに努む

るものとす。其の他家族に對する愛と犧牲の精神、宗教心、愛國心等は幾分か競爭に反對して働き得る所の勢力なれども、此等のものは常に斯かる勢力を振ふことなきのみならず、時としては却て競爭心を刺激することなきにあらず。又政治上の運動として普通選擧の制度の如きも多數の力に依て産業上の弊害を除去することを主たる目的とし、競爭の弊を矯むるに與かりて力あれども、未だ十分なる効果を認むるに足らざるのみならず、此の制度にも亦少數跋扈の弊害あり。要之競爭に關する問題は猶十分に解決せられざるものなりと謂ふべし。

**獨占制度**

事業聯合の運動に依て生じたる獨占制度（專賣制度）は、競爭の制度と倶に方今産業界に於ける二大潮流にして而も互に相容れざるものなれども、最近の趨勢にては獨占制度が稍優勢なるやの傾向あり。而して獨占制度の意義種類及び其の利害等に就ては曩に詳論したるを以て再び茲に贅せず（第二篇第四章第二節參）、唯此の主義も亦種々の弊害を伴ふものにして、競爭制度と比較して其の得失頓かに斷ずべからざるものあり、寧ろ社會は此の兩制度の長を採り短を矯むるの覺悟あることを必要とす。

## 第四項　勞働問題

同盟罷工―勞働運動―(一)勞働組合制度―(二)共濟制度―(三)勞働紫―勞働問題の現況―結論

富の不平均は階級爭の根源なり、而して勞働者の貧弱なる資本家に對抗して甚不利益なる地位に在るを以て、彼等は勢非常の手段に依て其地位を上進せしめんとし、茲に同盟罷工を以て彼等の最後の武器となすに至りたり。同盟罷工（ストライキ）は全く産業上の活動を中止して資本家を屈服せしめんとするものなるに依り、其の影響する所甚輕からず、而して此の弊を矯めんと欲すれば先づ其の原因を究むるの必要あり。

**同盟罷工**

**其の原因**

同盟罷工の原因に種々あり
(一)賃金を引上げ又は賃金の低落を防遏せんとする目的に出づるもの
(二)賃金の計算法に原由するもの
問題なり。
(三)勞働時間短縮の目的に出づるもの――即ち時間に依るか出來高に依るか等の

方策

(四)一般狀態の改善を目的とするもの――工場の設備改良等

一般にストライキは第一の原因に由るもの甚多けれども、近來勞働時間の問題に基因する場合尠からず、勞働者は皆八時間制度の確立を期しつゝあり。

其の他同盟罷工の運動は勞働組織の設定、徒弟制度に對する規則等、勞働者の經濟上の地位を安固にし且つ上進する目的に出づる場合あり。

社會は即ち此等の點を考察して勞働者の地位を改良することに努めざるべからず。或る論者の如く同盟罷工を容認して之れを正當の手段なりとするが如きは稍矯激に亘るの嫌あれども、今日勞働者が其の勞力に對して十分に酬いられざることは何人も之れを認めざる可からず。而して現に此の點に關する國權の活動は十分ならず、勞働問題を仲裁すべき制度も亦備はらざるに依り、社會は已むなく同盟罷工の如き過激なる運動を認めざるべからざる狀態に在り。然れども社會の進歩と倶に國家の秩序も漸次確立して、資本家と勞働者との間に多少規律を設くることを得るに至れり。殊に勞働組合の發達に依て勞働者が資本家と團體的の商議を行ふに至り、勞働者各個の地位を安固ならしめたるのみならず、產業上の平和を實現せんとするの勢あり。

勞働者が政府の力を假らすして自ら防護する爲めに組織したる制度に凡そ三種あり、

(一)勞働組合の制度
(二)共濟の制度(產業組合制)
(三)勞働黨

今少しく此等の制度につき其の要領を說明すべし。

共濟制度に就ては既に論じたるが如く(二五九頁參照)、生產組合、消費組合及び信用組合等の制度を包含し、勞働者をして單純なる賃金取りの生活に甘んせずして進んで資本を所有し、以て彼等をして生產に參加せしめんとする制度なり。第一と第三とは經濟上の立法につき政府の力を假ること相同じけれども、勞働組合は政治的行爲に依て現狀を改良せんとすると同時に、國權の干涉を受けずして其の目的を達せんとし、勞働黨は唯政治上に影響を與ふるに止まらずして進んで政治を支配せんと欲するものなり。又勞働組合は勞働者を敎育し訓練

すれども、それは勞働者中健全なる分子に限り、勞働黨は總て勞働者全體の利益を圖るの區別あり。隨て亦勞働組合は民主的に活動し勞働黨は社會的に活動するを以て、今日低度の勞働者の多き時代に於ては勞働黨の運動は多數の者に幸福を齎らす利益あり。要之共濟制度は共産主義に近く、勞働組合は民主々義に則り、勞働黨は社會主義を遵奉するものとす。

### 諸國の現況

近來諸國に於ける勞働運動の趨勢を考察するに、各自特種の徑路を踏みつゝあることを窺ふに足れり。先づ英國に於て勞働組合は產業上政治上有名なる制度にして、勞働者をして其の雇主と同等の地位に進歩せしめ、且此の組合組織に於て雇傭の條件を支配するに至りたり。斯かる土地に於て勞働黨は獨立の地位を占めて十分なる勢力を振ふに由なく、纔かに勞働組合と聯合して其の存在を保ちつゝあるの有樣なり。次に獨逸に於ては政府の力に依て中古時代の同業組合の形式を復活したれども、勞働黨は此の國に於て著しく發達し、自ら機械を所有して小產業を壓倒するに至り、議會に於ても優勢なる黨派として其の奉ずる所の社會主義を唱導しつゝあり。米國に於ては勞働組合及び勞働黨の兩組織ありて、時としては合して共同的に運動し時としては離れて烈しく抗爭しつゝあり、然れども要するに勞働組合は此の國の勞働運動を支配し多數の職工は國權の援助に依て現在の組織を改良せんと欲し、一般に一種の個人主義を奉じて社會主義を疎んずるの傾向あり。

### (一)勞働組合制度

勞働組合の制度に就ては既に論ずる所ありたり、要するに組合の目的は

(一)各勞働者の外交上の地位を鞏固にし

(二)各人獨立して商議する代りに組織を利用して團體的に商議するに在り。

而して第一の目的を達する爲めには一朝事ある際に勞働者の生計を維持するに必要なる資金を積立てゝ運動に便にし、近來『使用權』の問題及び『運動効を奏せざる場合に辭職すること』の問題等が新に發生したり。次に機械の看守者として勞働者の生命を短縮するの結果あるに依り、工場に於ける一ヶ年の產額を制限して、濫りに勞働時間を增加し若くは機械の數を增加する等の事なからしめんとす。次に舊時の遺習たる徒弟制度を規律して濫りに賃金の廉なる徒弟を傭入るゝことなからしめんことに盡力す。次に機械の進歩は之れが看守者

たるべき勞働者の數を減ずるのみならず、其の熟練の程度をも低下して大に勞働者の雇傭に影響するに依り、機械輸入の條件を思慮する特權を要求し、最後に組合の勢力を擴張する爲め廣く會員を募集しつゝあり。

第二の目的は文字上より解すれば第一の目的中に包含せらるれとも、特に之れを擧げたる所以のものは、團體商議に依て勞働賃金及び勞働者使用の條件を定むることは勞働組合の主要なる目的にして殊に重要なるものなればなり。抑個人の力が團體の勢力に及ばさること論なけれども、殊に保護なく資力なき勞働者が疾病其の他の不幸に陷りたる際著しく個人の弱點を現はすものとす、勞働組合は即ち共同の力に依て此の個人の弱點を補充することに努むるものなり。然れども團體的の商議を遂ぐるに就ては先づ其の組合員間に合意あることを前定とす、『普通法』は即ち之れが爲めに設けられたるものにして、豫め賃金の最少限度を定め、勞働時間は一日八時間を標準とせんとし、且つ店舗工場に於ける衞生上の設備を完全ならしむべきことを規定したり。然れども賃金の最少限を定めたるが爲め却て勞働者に不利益を招きたる事あり、蓋し此の規則に



依り雇主は同一賃金を支拂ふ以上は成るべく善良熟練なる職工を傭入れんとするに依り、低位の勞働者は時として其の地位を索むることを得ざるのみならず、不景氣の際の如き多數の失職者を出すに至ればなり。要するに今日の普通法も亦完全なりと謂ふべからず。

(二)共濟制度

『勞働者は賃金取りの境遇を脫するため機械を備ふべし』とは方今勞働者間に唱へらるゝ格言なり。勞働組合の制度は勞働者の地位を上進せしむるにつき大に効力あれども、人口の增加と事業の變動とは勞働者の雇傭を不確定ならしめ單に勞力に依賴する者をして常に不安の念を抱かしむるを免かれず。是に於て勞働者は機械を所有して其の生產力に依り自己の安全を確保せんとするに至れり、而して之れを實行する方法として共濟制度を生じたるなり、即ち勞働者自ら資本を造りて生產に與かることを目的とす。生產組合、消費組合及び信用組合は其の手段として建てられたるものなり、其の詳細は既に論じたるを以て茲に再述せず。

(三)勞働黨

社會主義を奉ずる勞働黨の一派は、民主的なる勞働組合及び共產主義の共濟

制度を以て社會を改良するに不十分なりとす。即ち彼等の意見にては此等競爭主義を認むる制度は、其の目的に一定の制限ありて十分なる活動をなすことを得ず、此等の制度に依て利益の平等と機會の均等とを求めんとするが如きは誤謬も亦甚しとせり。

社會主義者の主張を以てすれば、凡ゆる人民に仕事を供給して各自十分なる收入を取得せしめ、依て以て貧民の階級を廢し、社會をして個人の利害を基本とせずして社會全體の利害に依て進退する平和的の一大組織たらしめんとするに在りて、即ち社會の平等を確立するを以て其の主眼となすものなり。斯かる主張を遂行する手段として所謂理論的社會主義者は『總ての價値は勞力賃に依て計算さるべし』との議論を提出し、社會の各員は其の勞力賃を基本として計算したる價値に應じて產物の分配に與かる權利ありとす。此くの如くにして彼等は普通選擧の方法に依り勞働黨を組織して社會上の有力なる一制度となり、終局の目的として舊制度の制限を受けざる新社會を組織して、資本家を撲滅し、賃金取りの制度を廢し、各人をして其の勞力に應じて公平なる分け前を獲得せ



しめんとしつゝあり。要之社會主義者は產業組織に對する批評家として現在の制度の欠點を指摘して頗る痛切を極むるものあれとも、其の議論は徒らに批評的にして構成的ならざるを憾とす、即ち彼等は資本主義の欠點を擧くることに熱心なれとも、寧ろ現在の制度に優るへき社會を形造くるにつき一層的確なる意見を提出するの責任ありと此の點は即ち非社會主義者をして有力なる論據を有せしむる所以なり。

此くの如く勞働問題が社會の注意を惹くこと大なると同時に、數多の社會改良論者を輩出して各熱心に其の持論を主張しつゝある間に、一方に於て資本と勞力との關係は著しく變化しつゝあり。即ち大會社及び會社の聯合體と勞働組合及び其の聯合體との間に調和の傾向を生じて、一方は原料と市場とを支配し他方は勞力の供給を支配して相共に生產の發達を期せんとしつゝあり。此の資本と勞力との調和運動は產業の平和的發達に寄與する所甚大なれとも、之れが爲めに市價の騰貴を來して消費者の負担を增加したるは蓋し已むを得ざるの勢なり。調和運動が市價の騰貴を來す所以のものは、調和に依て資本家は

勞働者に對して高き賃金を支拂ふことを約し、隨て產物の價格を騰貴せしむればなり。又此く資本家と勞働者とが調和したる上に於ても、時として賃金と利潤との權衡上兩者の間に劇烈なる爭を生ずることあれども、結局互に大局の利害に打算して再び相調和するに至るへし。又勞働組合の勢力擴張せらるゝに從ひ、勞力の供給に制限を生じ前述の如き物價騰貴の趨勢と相合して益貧民の數を增加し、從前よりも一層顯著なる階級別を發生すへし。然れとも此等の弊害は個人主義者をして其の確信を動かさしむるよりは寧ろ其の主張を固執せしめ、社會主義を目して架空的の豫言者となすに至りたり。

以上之れを要するに近世產業組織の病根は富の分配の不公平なるに在りて生產の二大要素たる資本と勞力との間に著しき不權衡を來し、資本家は遂に產業界を支配して勞働者は機械の奴隸となり、年を趁ふて益悲しむへき境遇に沈淪しつゝあり。是に至て區々たる慈善事業、救貧制度の如きは到底無數の貧民の不幸を救ふに足らざるなり。一方に於て今日勢力ある獨占制度は消費者に對して重大なる負擔を課せんとし、勞働組合は資本家と聯合して多數の幸福を無視して少數者の利益を圖りつゝあり。此等は總て國家の產業に對する政策の胚胎する根源にして、國家は此間に立て中正の途を講する責任あるものとす。



## 第二節　產業政策

### 第一項　根本的觀念

產業の自動的發達——內國問題——對外問題——兩者の比較——國權發動の基本

或る意味に於て產業社會は人類に依て形造られたる者にあらすして自動的に發達したるものなり。蓋し兵火の戰爭は一瞬も息むことなく、之れを內にしては各階級各組織の間、之れを外にしては各國家の間に利己的の競爭を發生したるの結果、產業は殆んと盲進的に發達し、又一旦發達したる制度は容易に變革することを得さるを以て、今日社會に勢力ある制度にして人類の幸福を增進するに足らさるものあるのみならず寧ろ甚有害なるものあり、歐米の大都會を過りて累々たる貧民の集團あるを見ば以て思半ばに過ぐるものあらん。是に於て乎產業社會は之れを一大權力の下

に統一し改革するの必要あるて、茲に國權の活動を促かすものとす。

**內國問題**

外國人が一國の强弱を論するに當りては其の陸海軍、外國貿易、鐵道の延長、資本及び生產額等に關する統計に依るを普通とし、此等の數字は實際能く國運の隆替を卜するに足るものあり。然れとも羅馬は其の滅ぶるの日に滅びたるにあらずと云ふが如く、此等統計上の數字が如何に多大なるも其の國の組織にして健全なる發達を遂ぐるに足らさらんか、既に內部に頽勢を兆しつゝあるものなること明かなり。是れ即ち一國の爲政者たるもの、最も留意すべき所にして、殊に晩近產業界の發達は駸々として他を顧みるの暇なきが如き有樣なるを以て、資本組織勞働組織及資本と勞力との關係等に於て、既に論述したるが如く幾多紛雜したる問題を惹起し、一層國家の職分の重大なるを思はしむるものあり、產業政策上特に意思鞏固にして先見の明ある政治家を必要とする所以なり。

**對外問題**

國家の產業に關する職分は獨り內國の組織に關するのみならず、外國に對して自國の生產を保護し、市場を開拓し、人口の增殖に伴ひて殖民政策を實行し、或る場合には領土の擴張を圖る等、百般の外交政策は產業上の利害を基本として



打算せらるゝものなり。之れが爲めに各國俱に種々の制度を設くると同時に、相互の間に混雜したる協商若くは條約等を締結するに至る、外交家の手腕は正に此の間に於て表はるゝものとす。

**兩者の比較**

此くの如く產業政策にも對內政策と對外政策との區別あれども、對內政策は對外政策に比して一層重要なり。蓋し外國貿易等に關する問題は一國の隆盛を致すに肝要なること論なけれども、雇主と勞働者との關係、生產の方法、生產者と消費者との關係其の他會社と國家、市民と商業との關係等は悉く一國の基礎に關する問題なればなり。隨て吾人は本著に於て產業に關する國家の政策として內國問題を主として論述すへし。

**國權發動の基本**

凡そ社會に於ける人類の活動する方面に二種の區別あり、一は吾人の或る者の舞臺にして、他は吾人の總ての活動地なり。前者は個人が其の地位、名譽及び富に向て互に競爭しつゝあるものにして隨意的の活動範圍なり。反之後者は政府の强制的活動の範圍にして個人の活動を制限するものなり。而して個人の活動は利己主義を基本とするものなるに依り、社會全體よりして之れを觀れ

ば利害の相衝突する場合あり、此かる場合に於て個人の利益は社會の利益に對して犧牲に供せらるべきものなりとの觀念は即ち國權の活動を生する所以なり。殊に屢論したるが如く輓近に於ける産業の發達は、資本團體をして産業上偉大なる勢力を振ふに至らしめ、之れを自然の勢に放任すれば遂に社會は其の弊に堪えさるに至るべきを以て、益産業に對する國權の活動を必要とするものあり、且つ其國權は大なる組織を緻制するに足るべき強大なるものたるを要す。

米國に於ける産業政策の例

## 第二項　各種の政策

米國に於ける例——國家の採るべき政策——三大政策

方今世界の大産業國中自由思想の盛なる米國に於ては、極端なる競爭の弊を受くること殊に著しく、爲めに近來其の反動として獨占主義を基本とする事業聯合の運動盛に行はれつゝあり。然れども此の運動にも亦前に論じたるが如き種々の弊害あるに依り、之れが救濟策として米國學者の論ずる所は、産業に關する國權の活動に關し大に參考に資すべきものあるを以て左に其の議論の大要を紹介すべし。(Ely-Studies in Evolution of Ind. Soc., pp 216-222)

(一)教育

(二)自然的獨占權の監督

『獨占權の弊害に對する救濟策として第一に擧くべきものは國民教育の制度なり、如何なる國家も獨逸が盛に軍隊教育を奬勵しつゝあるが如くに、市民一般の教育を進捗せしむることを得ば、其の結果必ず見るべきものあるべし。殊に國民の經濟上の智識を增進せしむる爲め實業教育を盛大ならしむることを要す。

第二は自然的獨占權に關する問題なり。此の問題につき政府の監督を必要とするや否やは最早過去の議論にして、今日に於ては監督の方法として私有制度の上に公けの監督を施すべきか、將た公有制度を斷行して社會上自然の監督に任すべきかゝ未決の問題なり。之れを具體的に說明すればマサチュセッツに於けるが如く瓦斯事業を私有として之れを監督すべき吏員を設くべきか、又は此の事業を國有として自然の社會的監督に委すべきかゝ問題なり。其の他鐵道事業の如きは此の問題の著例にして米國の現在に於ては私有制度の上に公けの監督を行ひつゝあれども、國有制度も亦一部の人士に依て唱へられつゝあり。而して此等の事業につき私有制度を採用する以上は、之れ

に對して特權を附與すること、あるべからず又此等の事業經營上一般公衆及び使用人等に對して必ず不公平なる取扱なきことを期すべきなり。

(三)相續稅　第三の救濟策は遺産の相續に關する法制なり。即ち富の分配を進捗する爲め、法律を以て遺産の相續に對して課稅の方法に依り一種の制限を附することを要す、其の詳細は後に述ぶる所あるべし。

(四)關稅法改正　第四は關稅法の改正なり。即ち獨占權が關稅の保護に依て支へらるゝ場合の如き、之れを改正するの急要あるを見る。

(五)特許法改正　第五は特許法の改正にして絶對に此の制度を廢止するにあらざるも、之れをして成るべく公衆の利用に供せしむるを必要とす。

(六)私立會社監督　第六は私立會社に關する法制を改正し、會社をして正直に營業し且つ其の責任を重んぜしむる爲め、之れに對する公けの監督權を擴張することに努むべし。

國家の採るべき政策

以上は米國に於ける輿論の一端を紹介したるに過ぎざれども、要するに國家の職責は社會の進歩すると俱に益其の重きを加へつゝあり。殊に活動的にして複雜なる産業社會に對して如何に其の權力を用うべきかは最も愼重なる攻究を要する所のものなり。之れに關して種々の意見ある中先づ兩極端の說を擧ぐれば、一方には極端なる個人主義を奉ずる者ありて、全然無政府的の放任主義に依りて其の趣く所に委せんとし、他方には理論的社會主義者一流の政治萬能說を主張する者ありて、現在の社會組織に多少の改革を加ふることを無用なりとし、競爭の制度を廢止し又私有財産制を撲滅して、人民をして生産手段を公有せしめ完全なる平等主義に基く新社會を創建せんとす。前者は社會の自然的發達を希望し、後者は現在の制度を破壞して絶對に新なる理想的社會を形造らんとす。此等兩極端の說は俱に中正を得たるものにあらされとも、殊に後者は主として獨逸に於ける社會主義者の夢想たるに過ぎずして、今日實行せらるべきものにあらず。乃ち國家の政策としては現在の社會組織を保存して之れに改良を加ふるを以て最も其の當を得たるものとす。

兩極端說

三大政策

於是現在の社會を組織する所の要素を保存するものとして如何に之れを改良すべきか、即ち如何にして産業社會の紛議を排除し弊害を芟滅すべきかゝ重

干涉政策
法治政策
國有政策

要なる問題なり。之れに對しては種々の意見あり、其第一はハーバート・スペンサーの主唱したる個人主義を祖述して、國家は產業に對して臨機の干涉を行ふを以て十分なりとするものなり。スペンサーの個人主義は政府の權限を及ぶたけ制限し、消極的には法律秩序の破壞を防遏し、積極的には契約を強行するを以て十分なりとする主義なり。第二は秩序整然たる法規を以て產業社會を規律せんとし、第三は一步進んで公用物の國有主義を斷行せんとするものなり。

說明

以上三種の政策に就て說明せんに、先つ干涉政策は國家及び公安に有害なる行爲に對して干涉せんとするものにして、法治政策は最高權力に依て定められたる規則に依て人民の行爲を律せんとし、國有政策は國家自ら富に對する所有權を得て直接に之れが運用を掌らんとするものなり。猶一步を進めて之を論すれば國權の干涉は或は政府の行政權に依り或は法廷の判決に依て、時々不定に發生する事件に對して發動するものなり。例へば自由競爭を確保する法令又は契約の履行を强制する裁判權の活動の如し。次に法規は干涉に反して繼續的のものなり、換言すれば產業上個人の行爲を支配すへき一定の法則の繼續的效力を意味す。而して臨機の干涉を主とする國に於て法規は通例禁止的の性質を有するものとす。猶干涉主義の國に於ては其の機關甚復雜なり、蓋し法治主義の國に於ては產業を監督すへき種々の機關を必要とすればなり。最後に國有制度を採用する國に於ては政府の機關は一層複雜にして宏大なるへきこと論を竢たず。要之國家の產業に對する態度如何に依りて其の組織に繁簡種々の差異を生するものなり。

此等政策の詳細に至ては之れを次章以下に論述すへし。

個人主義と干涉

# 第二章　干涉政策

## 第一節　緒論

個人主義と干涉——契約の自由に對する法律上の制限
國權——契約の自由に對する法律上の制限

社會の秩序を維持するには國權の活動を必要とし、人民は國權に服從して初めて其の保護を受くへきものなることは多く議論を要せさる所なり。產業上

如何に放任主義を主張する者と雖も國家組織の成立を否認せざる以上は、產業に對する國權の活動を認めざるからず、是れ即ち干涉政策の是認せらるゝ所以なり。然れとも人情の常として自己の利害に關する事柄は政府の力を俟たすして自ら處理し得るの理由あるに依り、個人主義を主張する者は詐欺、恐喝其の他不法行爲に對して保護を要する場合の外產業に對する國權の活動を排斥せんとす。現に世界の產業は此かる趨勢の下に偉大なる發達を遂けたるものなること爭ふへからさるなり、而して其の常規を逸したる場合に於て多少國權の干涉を必要とすることも亦明白なり。

契約の自由は個人主義の社會に必要なる制度なれとも、契約の履行を確保するには之れを強行すへき國權の存在を必要とす。其他國家の權力は不法行爲者に損害賠償の義務を負擔せしめ、犯罪者に刑罰を科する爲めに必要なり。猶亦國家は豫め他人に損害を與ふる行爲を禁遏し、又は弱者を保護して其の幸福を增進するにつき重要なる職責を盡すものなり。例へば無慈悲なる兩親が幼兒をして賃金を取得せしむるため之れを工場に送くる場合、若くは貪慾なる雇主が勞働時間を延長して勞働者に過度の服務を强制する場合等に、政府の力に依て豫め此等の行爲を禁止するの必要あり。其の他人民の幸福を增進すへき國家行爲は數ふるに遑なし、獨逸に於ける强制保險制度の如き其の一例にして、之れに對して種々の非難なきにあらされとも、此の制度に依て勞働者が疾病に罹りたる場合に救貧院に入るの必要なからしめ、其の結果彼等の間に自主自尊の氣風を養ふことを得へし。此くの如く產業上個人主義の國に於ても國權の活動を必要とするもの甚多けれとも、其の根本に於ては契約の自由と產業の自由とを基礎とするものなること明かなり。

要之個人主義と干涉政策とは必すしも相容れさるものにあらず、否寧ろ干涉は個人主義に依る發達を確保するに甚必要なり、殊に自由制度が專制主義に陷る弊あることは個人主義者の一般に認識する所なり。

既に論したるか如く個人主義の社會に於て契約の自由は產業上最も重要なる制度なり、茲に契約の自由と稱するは法律上正當なる契約を締結するの自由を意味するものにして、其の自由にも亦自ら一定の制限あるを免かれず、而して

此の制限に就ては後に論ずることゝし、契約は先つ其の當事者を拘束するの力あるものなることを理解するの必要あり。即ち契約は履行に依りて初めて其の効果を完うするものなるに依り、契約の當事者は法律上契約の條項に因る義務を負擔するものなり。『苟も法律上無能力者ならざる以上は一般法の範圍内に於て自由に其の行爲及び財産に關する處分をなすことを得へく、契約上の責任は當事者一方の隨意的行爲に依て其の處分權を制限し、之れを他の當事者の權内に移轉するに依りて、成立す、換言すれば當事者一方の個人的自由が取去られたるだけ他の當事者に移轉するものなり』(Pollock—Contracts, p. 187, 2Ed.)。而して『國家は一般法に反せざる限り個人が自由に負擔したる義務を強行することを企圖し、其の權力は頗る強大にして商業上最も重要なる國家の職分は契約を強行するに在りと謂ふへし。而して之れが手段として行はるゝ方法は損害賠償の訴及び裁判上の強制執行なり。此の場合に於て國家の行爲を指導すへき大原則は、法律の強行すへき契約の要素は自由に且つ辨別力ありて締結せられたることを要すとの事なり。』(Farrar-The State in Its Relation to Trade, p. 16)。



**契約の自由に關する法律上の制限**

競爭の制度に對しては法規慣習及び非競爭主義の團體等種々の有力なる反對勢力あれとも、個人主義者は此の制度に依て自動的に富の分配をなし、以て進歩的の社會を形造り得るものとして永久に此の制度を維持せんとす。而して競爭は他人の自由なる活動を意味するものなるに依り、契約自由の制度は競爭制度と相俟て離るへからさるものなり。然れとも總ての契約を自由とすれば却て社會に有害なる結果を來すへきに依り、英米の普通法上之れに對して二樣の制限を設定したり。其の第一は契約が法律上正當と認められざる條件の下に締結されたる場合にして第二は公の秩序に反する契約なり。例へは自由意思に依らすして締結したる契約、犯罪事項に關する契約、商業制限に關する契約等是れなり。此等は皆無効にして法律上履行せらるへきものにあらず。而して國家は此等法律上の原則を干渉政策及び法治政策の基礎とし、裁判所も亦此等の原則に依て契約の効力を判斷するものとす。國家社會主義は此かる原理を十分に擴充したるものたるに過きずして、此の主義と干渉主義とは國權活動の程度を異にするのみにして根本に於て著しき區別あるものにあらず。

根本的問題——競爭制度と干涉——商業制限の契約——會社に對する監督——獨占權に對する干涉——勞働契約と干涉——雇主救濟の方法——弱者の保護——個人主義の國家

## 第二節　干涉權の活動

### 根本的問題

産業上契約の自由に關する法律上の制限を基礎として、國家は如何なる場合に干涉を行ふへきかは即ち本章に於て研究すへき所の問題なり。此の問題は啻に貨物の賣買に關するのみならず勞力の使用にも關係せり。即ち競爭及ひ競爭の自由と其の制限、商業制限の契約、獨占權維持、賃金契約、勞働組織、同盟罷工及ひ事業妨害、婦人小兒の雇傭等に關し甚た廣汎なるものなり。此等の問題につき一々詳密なる議論をなせば各一部の書籍を成すに足れとも、茲には其の梗要を說明するに止むへし。

### 競爭制度と干涉

競爭は産業上の活動を促かす所以のものなれとも、不正當なる競爭は社會に有害なるを以て之れを排斥せさるへからず。是に於て正當なる競爭とは何を意味するかは、諸國の法廷に於て屢現はれたる問題なり。而して法廷は一般に

### 商業制限の契約

競爭者に特權若くは特許なき場合に競爭を公平なりとせり。例へは商人が優先的に商賣を始むるか如き、又他人の商品を誹謗するが如きは決して不當なる競爭と謂ふことを得ず。其の他獨占權の性質を有する國家と私人との間の合意例へは一つの市街地より一定の距離內の橋梁を單獨に建造する契約の如きは、何人に向ても强行することを得へき正當の契約にして不當なる競爭と謂ふことを得ず。猶亦特權若くは特許なき場合に於ても、法律上不正の行爲に係り若くは詐欺に依て個人の事業を害せんとする場合に競爭は之れを不正當なりとす。道德上人は他人間の契約に干涉せさる義務あれ共、法律上契約の成立につき詐欺、錯誤若くは惡意ありし事の證明なき限りは干涉に依る契約も必す履行せられさる可からず。此かる重大なる原因なくして濫りに契約の履行を妨くるは國家の認むる競爭の原則を根底より破壞するものなり、即ち詐欺、錯誤、强迫等は契約の不成立を致すへき重要なる原因なり。以て個人主義の社會に於ける干涉政策の基本を窺ふに足らん。

歷史上英國に於て商業制限（Restraint of trade）とは人をして或る職業に從事す

ることを妨くるの契約を意味したり。然るに時勢の進歩と倶に此の術語は一層廣義に解釋せらるゝに至れり。而して數世紀以前に一般的制限の契約を無効としたりしが、一部制限の契約は猶其の効力を認められたり。然るに輓近衡平法廷は一歩進んで普通法上の原則は商業制限の契約が合理的ならざるへからずとの原則の一適用に過ぎずとし、苟も合理的なる以上は此かる契約を無効とすることなきに至れり。而して所謂不合理なるへき契約は個人に有害なるか若くは公安を害する場合ならざるへからざるなり。

會社に對する監督

諸國の法律は皆會社の行爲を監督するの規定を有す。即ち私立會社設立の認許は常に公益を基本とし、會社にして其の權限外の行爲をなし以て其の特權を濫用するか如き事あれば、直ちに設立の認可を取消すことを得へし。又會社と會社との組合は設立當時の目的を超越して專横に亙るの虞れあるに依り、法律上當然無効なりとす。

獨占權に對する干涉

個人主義者は資本の集中に對しては寧ろ之れを防遏せんとするの傾向あり、然れとも彼等は其の集中が獨占權を得る目的に出つるにあらすして單に經濟的の目的に出つるものならば寧ろ之れを歡迎すべきなり。然るに或る論者は個人主義の最弱點は獨占權の成立を促かすにありとし、個人主義者の奉する自由競爭の制度は自由聯合に依て反對の極點たる獨占權の成立を促がす者なりと謂へり。乍併獨占權に依て生する危險に對しては前述會社の監督に關する法則ありて其の弊を矯むることを得るのみならず、裁判所は强迫に因る契約の成立を否認し、又供給の制度若くは不當の物價に對して公益上防遏の手段を講することを得へきに依り、社會は寧ろ獨占制度を存して其の利益を享受するを以て策の得たるものとするに似たり。

勞働契約と干涉

勞働契約自由の制度は十九世紀の産物なり、中世紀に於て勞働者は徒弟法等に依り法律上雇傭契約の自由を制限せられ、同業組合は又其の會員の行爲につき嚴重なる拘束を加へたり。然るに近世産業の大革命と倶に契約自由の制度初めて成立するや、英米諸國に於て法律上勞働者の契約に干涉せさるを原則とし、加之勞働者の地位を保障すへき各種の法律の發布せらるゝあり、裁判所も亦勞働契約に對して强いて干涉せさる方針に依て事件を判定したり。

**勞働運動と干渉**

契約自由なる詞は勞力の側よりのみならず資本の方面にも適用あり、勞働契約は今日自由權と密着せる一種の財產權として取扱はれ、之れに對し資本家の方面よりの契約（資本契約）と云はんかは其の主體の異るよりして自ら區別あり。然れとも資本家よりの契約ば多く强行せらるゝことなく、反對に勞働者よりの契約は必す强行せらるゝを常とせり。即ち資本家が勞働者に對して契約の條件を强要する場合に、法廷は毎に契約の意義不明瞭なりとの理由に依て其の要求を拒否しつゝあるに反し、勞働者の雇主に對する賃金の支拂其の他の請求は必す法廷の容るゝ所となるを例とす。

雇主は事業上必要を認むる場合に損害賠償等の責任を負担することなくして何時にても其の傭人を解傭することを得へく、勞働者も亦雇傭の期限を約束せさりし場合に何時にても勞働を辭することを得へし。此等雇主と勞働者間の關係は皆當事者の自由に委すへき事柄にして敢て國家の干涉を要せさるものとす。獨り此かる單純なる場合のみならず、同盟罷工に關しても國家は之れに干涉せさるを常とすれとも、此等勞働者の行爲が故意に雇主を害する目的に出つる場合には國家は之れを禁遏せさる可からさるなり。殊に勞働者が二人以上相團結して不法の手段を回らしたる場合に於ては徒黨犯として之れを所罰するの必要あるものとす。其の他勞働運動として近來資本家と勞働者との間に團體的協商が行はるゝに至り、賃金其の他勞働の條件は少數代表者の間に於て專斷的に決定せらるゝの風あれとも、其の結果大なる弊害を釀成せさる限り國家は之れに干涉するの必要なきものとす。

**雇主救濟の方法**

雇主が勞働運動に依て損害を蒙り又は損害を受けんとする場合に英米法上三種の救濟方法あり。第一に雇主は同盟罷工又は契約破棄に依て生したる損害に對して民事訴訟を起すことを得へく、第二に運動者を徒黨犯として告訴することを得へく、第三に個人若くは團體が事業の妨害を爲さんとするに對し法廷に向て禁令の發布を請求すること得へし。就中第一の方法は責任者の多數なる事及ひ損害は多く恢復し難き性質のものなる事等に依り、救濟手段としては十分ならず。第二の方法に依れは雇主は被告に惡意若くは豫謀あること及國家が被告の行爲に依て產業上損害を受けつゝあることを證明するの必要あり

禁令

て甚不便なり。獨り第三の方法は救濟手段として最も適當なり、抑禁令は本來令狀に記載したる名義人に對して或る行爲を制限するものなれとも、現今に於ては一般に社會の人に對して制限的の命令を發し、之れを犯したる者は禁錮若くは罰金の刑に處するものとす、故に其の効力甚偉大なり。而して禁令を發すへき正當の場合は財產の利用を害し若くは其の取得を妨くる行爲に對して財產權を保護すへき際に在るものとす。

弱者の保護

個人主義の國家

個人主義の社會に於て勞働者の體力及び其の精神上の辨別力は平等なるものとして之れを使用するを原則とす。然るに婦人及ひ幼者は競爭場裡に於て特に保護を要するものにして、國家は前記平等の原則を破ることなくして此等の弱者を保護する爲めに特別なる法規を制定するの必要あり。此かる法規の目的は他人より受くる害に對して弱者を保護するに在りて、其の結果弱者以外の者にも亦種々の利益を齎らすものなり。

要之個人主義の國家に於ては成るへく國家の行爲を制限せんとし國權は唯過度なる放任主義の弊害を制する爲めに活動するを原則とす。此かる社會に於ては自由競爭、私有財產及ひ契的自由等の制度を確立せんとし、又個人をして社會的利害を會得せしむるため敎育制度を普及する事に努力し、產業に對しては其の自然的發達を基本として公益上必要なる場合に限り干涉政策を實行するものとす。近世產業の大發展は實に此くの如き風潮に乘して翼成せられたるものなり。

放任主義の弊害

## 第三章　法治政策

### 第一節　法治政策の根據

放任主義の弊害——法治的個人主義——法治主義の根據——法治政策の活動

個人主義の社會に於ける自由政策は近世產業の發達を致したる所以のものなれとも、產業の目的は必すしも國家の目的と合致せさるを以て、產業が盛大なる域に進むに從ひ社會上種々の弊害を生し、國家の權力を以て之れを規律するの必要を生したり。即ち工場制度、富豪の跋扈、物價の騰貴等は個人主義國の產

物にして、富は少數富者の手に集中して小規模の事業家は勢其の勢力に壓倒せられ、勞働者は獨立の地位を失ひて益雇主に依賴するの已むなきに至り、利益分配及ひ共濟の制度等も亦十分に彼等を救濟するに足らず。加ふるに生產方法の急速なる進步は生產力をして漸次消費力に超過せしめ、其の結果產業界に重大なる紛擾を發生しつゝあり。又產業の基本たるへき資本組織は個人主義者か當初理想したる所に背馳し、其組織の擴張せらるゝに從ひ資本家は單に株主として資本を釀出するに過きずして、管理の實權は少數の重役若くは支配人の掌裡に歸し、彼等は其の地位を利用して漸く專斷的の行爲を敢てせんとするの弊害を生しつゝあり。次に自由競爭の制度は既に論したるか如く產業上の調和を破り無益なる生產費用を增加する原因たるのみならず、之れが爲めに產業界に不德の風を釀し、或は自己の財產を過度の保險に附し、或は品質の下落量目の不足等を致し、或は商標、特許等の權利を侵害し、或は勞働者として其の役務を怠り、或は賄賂公行の惡風を釀生する等、其の弊害擧けて數ふへからず。且つ又競爭の制度は個人主義者が豫想したる如く、產業界を通して一般に行はるゝこ



法治的個人主義

法治主義の根據

となく、產業の性質、土地の關係等よりして全然競爭を容れさる事業あるのみならず、一派の論者が言ふ如く自由競爭は其の極却て自由聯合を招きて競爭主義に反對する獨占制度を成立せしめ、此の制度は又前章に說明したるが如き種々の弊害を伴ひたり、以上は即ち個人主義の放任政策に基因する諸種の弊害なり。

是に於て乎個人主義を奉する者も初めて其の理想の完全に達し難きを曉り、之れが救濟策として國權の一大發動を必要とする者あるに至れり。是れ即ち法治的個人主義者と稱せらるゝ者にして、彼等は最初敎育の力に依て自由競爭の弊を矯めんとしたりしが、競爭の結果として日に月に益道德の標準を低下し、到底敎育制度の如き緩漫なる方法を以て之れを救治すること能はさるを覺知し、茲に初めて國家の法規に依て產業を規律せんとするに至りしなり。

疾病は之れを治療することを得へきも、豫め發病を防止することを得は之れに過きたる幸福なかるへし。社會の病弊も亦此くの如し、種々の弊害が發生して初めて之れを排除するよりも、弊害を未發に豫防することを得は國家政策として最も賢明なる方法なりと謂ふへし。而して產業法規は產業界に於ける弊

害を豫防すべき基本にして、産業を秩序的に規律するには法治政策を以て最も可なりとなす所以なり。

總て國權の活動に就ては私益は公益に讓るべしとの原則を基本となす、隨て國家の行爲は公益を眼目として發動すべきものなること明瞭なり。是に於て國家が法規に依て産業を規律せんとするに當りても、自ら其の活動の範圍に制限ありて、國家は主として産業上公益に關する事項に就て規律すべく、其の他の範圍に於て私人の支配に委任して國權の干與を必要とせざるものあり、是れ個人主義の自由政策が全く絶滅することなかるべき所以なり。而して社會の進歩するに從ひ公私の利益は互に相錯綜して、國權活動の範圍も亦益擴張せらるゝの趨勢なり。

法治政策の活動

法治政策に依て規律すべき國家の職分に數種の別あり。第一に國家は法規に依て競爭の制度を規律すべし、即ち生産者に對して品質の下落、量目の不足等を取締り、勞働者に對しては徒黨等不正の手段に依て産業を妨害することを防遏するが如し。第二に國家は獨占制度の弊を矯めて其の利益を確保すること



に努力すべし。元來會社は國家の認許に依て創設せらるゝものにして、土地の天産物は元と國家の所有物なり、加ふるに國家組織の存在する以上個人の私益は社會一般の公益に讓らさるへからざる理由あるに依り、國家は個人の獨占事業に對して十分に之れを規律すべき根據を有す。是に於て國家は直接に獨占事業の弊害を矯正するの外、間接に課稅の方法等に依て獨占制度に因る富の集中を防止することに努むへし。第三に國家は其の權限を擴張して社會の調和を圖るの必要あり。之れに關しては勞働問題の仲裁法を設け、養老保險並事故保險の制度を規定する等、其の活動の範圍頗る廣汎なり。

## 第二節　鐵道事業に關する法治政策

總論——英國の鐵道法規——米國の鐵道法規

現今個人の經營する事業中公益に關して最も重要なるものは鐵道事業なり、故に此の事業に對しては既に屢論したるか如く著しく國權の活動を必要とし、歐洲に於ては疾やくより鐵道事業の監督に關する問題を發生し、米國に於ても

近來國家政策として此の問題を講究するに至りたり。抑鐵道問題は會社荷主及び一般の消費者に關するのみならず、公益上軍事上國家に關する重要なる問題にして、之れを一私立會社の自由に處理せしむれば會社に過大の權力を附與することゝなり、反之荷主と消費者との競爭に委すれば會社をして非常に不利益の地位に陷らしむへく、是非共國權の活動に依て之れを規律するの必要あり。而して國家が鐵道事業を規律し得るの根據は、第一に國家は會社の設立を許可したるものにして換言すれば會社の創設者なるに依り、第二に公益上國家の目的を達し人民の福利を增進するため事業に干與する理由あればなり。

英國の鐵道法規

英國の鐵道は私立會社に對する國家監督の著例を示すものなり、即ち此の國の鐵道は總て私立の會社に依て經營せられ、國家は之れに對して法律を發布して十分に監督しつゝあり。今少しく之れを詳述すれば議會の通過したる鐵道法規は鐵道創設の當初より其の設備及び運賃を規律し、其の結果運賃は世態の進歩に伴はすして固定したれとも、株主は規則的に一定の配當を受くることを得へく、社會は事業聯合の弊を受くることなく、又米國に於けるが如き運賃に關する紛議を發生せさりき。

米國の鐵道法規

鐵道事業を規律するに當りて議會は其の初め直接監督の方法を採りしが、其の不十分なるを認めて千八百四十二年の法律に依り、初めて鐵道の監督を商工務省の所管に移したり。其の後法律に依て鐵道委員會等を設けたれとも、結局鐵道事業は重に商工務省の所管として監督せられつゝあり。

米國人は其の奉する產業自由主義に依て鐵道事業に對しても英國の如き干渉的の政策を排斥し、其の結果事業は國權の制御し能はさる程度に發達し、之れを規律すへき種々の法律はしつゝあるの形勢なり。然れども人民は疾やくより鐵道會社專橫の弊を認めて之れを矯正せんとし、先つ各州に於て各別の法規を發布し、次て千八百八十七年に有名なる『各州商業法』の發布ありて初めて全國に通する法規を生し、議會は又此の法律に準據して三種の救濟法を設けんとしたり、其の第一は鐵道に關する訴訟の手續並其の判決及び執行を簡便にする方法を新設せんとし、第二は事業の競爭を繼續せしめ、第三は會社事業の內容を公にすることを強制せんとし

たり。而して第一の立法事業は全く失敗に歸し、第二は疑もなく實現されしが其の効果殆んど見るべきものなく、第三は唯形式的に會社の提出する統計を蒐集するに過ぎずして、實際事業の内容を明かにすること能はずして止みたり。其の後法律の解釋上其違反者に對して重罰を科することゝし、法廷は犯則者に罰金、禁錮等の刑を科したりしが、エルキンス案が議會を通過してより鐵道業者の責任は個人より會社團體に移され、隨て運送者の不法行爲に依て損害を受けたる荷主は民事上要償の權利を有すること勿論なれども、運送者の刑事上の責任は罰金刑に限られたり。

## 第三節　一般産業に關する法治政策

緒論——英國の政策——米國の政策——獨逸の政策

近世産業の發達は生産の組織をして益膨大ならしめ、隨て種々の困難なる問題を惹起したるとは前に屢論したるが如し。而して世界の三大産業國中米國は國權の活動強大ならざりしたけ其の弊を受くること殊に甚しく之れを規律



すべき法規の必要特に大なるを見る。次に英國は古來産業に對する干渉政策が行はれつゝありしに依り此かる弊害を生ずること尠く、獨逸に至ては立國の當初より國權の活動最も強大なりしに依り、産業上の變動に對して特に注意を拂ふの必要なきものゝ如し、以下少しく其の詳細を説明すべし。

英國は十九世紀の初めに於て既に私立會社の弊害を豫想し、立法者は此等の組織に對して一種の制限法を設けたり。次て十九世紀の中葉に至り殆んど完全なる會社法の制定あり、猶此の法律は千八百六十二年以後に於て時々改正せられたり。今日英國の法制上會社は先づ設立の登記をなし且つ定款を作成するの義務あり、其の他取締役の責任及び會社事業公告の制度等を定め、以て會社に對する國家の監督權を確立したり。

勞働の賃金及び貨物の價格に就て英國は之れを規律するの必要なしとして全く自由の政策を採用したり。商業制限の問題に就ては其の合理的なるや否やに依て効力を決することゝし、法廷は二種の標準に依りて其の効力を決しつゝあり、即ち(一)此の種の契約が公益に關係なき場合には個人に對する損害の有

米國の政策

無を檢察し、(二)若し公益に關係して而も何等の法規の存在せざる場合には其の合理的なるや否やを調査すべきものとす。其の他普通法の下に會社若くは個人に依て損害を受けたる者は、法廷に向て訴訟を提起し之れが救濟を求むることを得べき種々の法律あり。

米國に於ては產業に關して數多の法律あれども、其の多くは法規と稱すべきものにあらずして寧ろ臨機に發する干涉の性質を有するものなり。蓋し米國は由來個人主義を以て社會組織の基礎となすに依り、法律は唯產業をして社會の進步に適應せしむるため時々片々的に發せらるゝに過ぎざればなり。而して此かる事情の下に米國の產業制度は益混亂の狀態に陷りつゝあり。殊に國內の各州は一個の問題に對して各其の法規を異にすることあるに依り、問題は一層紛雜を極むべき理由なり。

米國に於て產業上最も弊害の大なるものは獨占制度なり、是に於て國家は之れを制限すべき種々の法律を發布し以て其の弊害を矯正せんことを努めつゝあり。又商業制限の契約に就ては普通法の解釋上假令其の趣旨が合理的なりとするも之れを無效としつゝあり。而して此の見解に基因して國家は屢私人の事業に干涉したる事あり、即ち日用品の價格を引上ぐる行爲は法律上裁判上有罪なりとせられたる例甚多し。猶千八百九十年に發布せられたるシャーマン法及び其の他各州の法律は價格引上げ又は商業制限の合同計畫を有罪なりとせり。トラストに對しては非トラスト法あれども殆んど其の實效を奏せず。要するに米國の產業は國家組織以上に發達したるに依り、區々たる小法律の如き能く之を制御するに足らず、法廷は立法の趣旨を甚しく擴張して事件を裁斷する材料に供しつゝあれども未だ以て產業界の紛雜を解決するに足らざる也。

獨逸は產業に對して當初より完全なる法治政策を採り、米國の放任主義と恰も反對の側に立つものなり。元來獨逸に於ては米國に於けるが如き膨大なる產業組織なく、政府も亦疾やくより產業を規律するの必要を認めて嚴重なる監督を實行したり。是れ獨逸の產業が規律的に發達すると同時に產業上紛雜したる問題を發生せざる所以なり。今茲に其の詳細を論述するの餘地なきを憾みとなす。



獨逸の政策

# 第四節　相續法規

富の分配手段として相續法規——相續の方法——相續法規の目的——相續稅問題——相續稅賦課の根據——課稅の原則

富の分配手段として相續法規

富の生産に對して富の分配は社會上重大なる問題なり、今日富の分配の不平均は社會問題の根本なることは既に之れを論じたり、之れに關して社會主義者の主張の如きは餘りに空想的にして實際に行はるべくもあらず唯玆に相續に關する法規は富の分配を奬むる上に就て最も便宜なる方策なり。蓋し人の壽命は通常六七十年を限りとするものなるに依り、其の死するや生前其の人に屬したる財產は必ず何人にか移轉せざるべからず、而して此の移轉は法律の規定を竢て初めて成さるべきものなるを以て、國家は之れに關して適當の法規を作りて富の分配を規律することを得べければなり。而して玆に所謂相續とは即ち、遺產相續の意義にして我が國に特種なる家督相續を包含するものにあらず。

相續の方法

遺產の相續に關して國家は相續の方法を規定し且つ相續稅を賦課する權限あり。就中相續の方法は社會組織上殊に重大なる問題にして、何人が如何に相續し如何に遺產の分配を受くべきか、遺言の制度は之れを如何にすべきか等を規定す。而して此等の法規は皆富の分配に影響する所甚大なり、例へば佛國にては遺產平分制を採用し英國にては長子相續制を採用するの結果、英國よりも佛國に於て富の分配が廣く行はれつゝあるが如し。

相續法規の目的

遺產相續には遺言相續と無遺言相續との區別あり、就中遺言相續は後世の發達に係り、無遺言相續に關しては古來種々の法規ありて、全く相續人なき場合に於て遺產は國有に歸するものとす。又法律上相續人に對する遺留分なるものありて、遺言に依て自由に之れを他人に讓與することを禁せらる、羅馬法に於ては之れを Ligitima portio と云ひ、獨逸に於ては Pflichttheil と稱す、而して米國に於ては此の制度を欠けり。

相續法規の目的あり、

相續法に凡そ四個の目的あり、

(一) 私有財產制度の維持　人の死するや其の財產を社會の公有とすれば社會主義を實現するに最も簡便なれども、今日私有財產制度は之れを廢止すべきも

のにあらず、相續法規は即ち此の制度を維持するに與て大に力あり。

(二)個人の死後其の財産の處分に關する希望を容認する事　是れ即ち法律が人情自然の希望を容るゝものにして、處分の方法が公益に反せざる限り社會に取て甚有益なる事なり。但法律の趣旨は個人をして死後其の財産に干渉せしむるものにあらず、人は死すると倶に財産上の處分權を失ふものなることに特に注意を要す。

(三)一般社會の幸福の爲め　殊に小なる財産を保護して代々之れを繼承せしむるが如き社會一般の幸福を圖る方法として甚重要なるものなり。

(四)死者の家族の爲め　今日歐米諸國に於て家族制度は衰頽に歸し其の代りに個人制度が行はれつゝあれとも、個人制度必すしも社會の幸福を增進する所以にあらず、殊に極端なる個人制度が行はれつゝある米國の如き、之れが爲めに家庭の風波を生し、離婚の訴訟は世界に於て最も多しと稱せらるゝ等、甚悲しむへき結果を現出しつゝあり。此の點に於て我か國の家族制度は實に世界無比の制度なりと謂ふへし。



**相續稅問題**

**相續稅賦課の根據**

輓近文明諸國に於て産業の發達に伴ふ富の集中は非常なる勢を以て增進し、若し之れを自然の趨勢に放任すれば社會上計るへからざる弊害を生ずるに至るへし。區々たる慈善事業の如き到底此の弊を矯むるに由なく、勢國家は富の集積に對して相當の防遏方法を講すへき時期に達したり。是れ即ち現今世界の諸國が相續稅問題に關して種々の方策を講しつゝある所以なり。

或は相續稅は私有財産の所有權を侵害するものにして不當なりと云ふ者あれとも、所有權は元來國家の認許したる私權なるに依り、國權の働きを以て之れを制限することを得さるの理由なし。相續稅の賦課に於ては種々の根據あり、

(一)相續權の性質上　相續權は相續すへき財産を支配する權利にあらすして遺産の讓渡を得る權利なり、而して遺産の讓渡は法律の規定に依て初めて行はるへきものなるに依り、相續權は當然の權利にあらずして法律に依て創定せられたる權利なり。隨て法律は相續權に對して條件を設けて之れを制限し得ること論なし。

(二)國家若くは地方團體の遺産に對する權利上　個人が財産を所有することを

得るは一部分國家組織の結果なり、故に國家若くは地方團體は個人の遺産に對して一部相續の權利あるに依り、相續稅の賦課は相當なり。

(三)勞力を加へざる財産取得に課稅すべき理由上　此の事は所有權の根據は勞力に依るべしとの原則に胚胎したるものにして、遺産相續人は勞力を加へずして先人の財産を讓受くるものなるに依り、國家は之れに對して課稅すべき根據を有す。

其の他二三の說あれとも重要ならざるに依り省略すへし。

課稅の原則　累進法

相續稅賦課の原則は(一)親族關係の遠かると(二)遺産額の增加するとに從ひ其の稅率を增進するを大原則となす。殊に遺産額の增加に伴ふ稅率累進法は富の集積を防遏する手段として甚重要なり、方今宇內の諸國が此の種の方策に依て富の集積を防かんとしつゝあることは、最近に於て英國の大藏大臣アスキス氏は下院に於ける演說中相續稅累進法を論すへき時機到來したりと云ひ、米國大統領ルースヴェルト氏も亦累進法を可とする旨演說したるに依て明かなり。理論上よりして之れを見るも累進法に依らさる課稅は、富者に厚くして貧民に薄き結果を生し甚不公平なり。現に世界に於て累進法を採用しつゝある國の例を擧くれば、獨逸は最近に發布したる『帝國相續稅法』に依り親族關係の親疎及び遺産額の多寡に依て稅率を異にし、最低四分より最高二割五分までの相續稅を徵收することゝせり、流石は盛に累進法を唱道したるプルンチリー敎授の本國たるに背かずと謂ふへし。其の他瑞西の累進法は最高二割に上り、新西蘭に於ては一割三分を最上限とし、他の諸國は一割乃至一割五分を最高とす、米國に於てもイリノイズ州に在ては千九百二年まて二割一分を最上限として累進率を課したりしが、今日に於ては一分以上二割に至る間の稅率に依り課稅しつゝあり。要するに累進稅率は將來に於て益增進すへき勢あるものとす。

計算の基本

累進法に依る課稅は之れを遺産全體の上に就てなすか、將た亦各分配額を標準として計算すへきかの問題あり。而して分配額を標準とすへしとの議論に二個の牽固なる根據あり、第一遺産全體を基本とするは不公平なり、蓋し同一額の遺産を讓受くる者の間に在て、甲は偶遺産の全額が乙の與かる遺産全額よりも多きの理由に依て、乙に比し二倍の相續稅を賦課せらるゝ場合あればなり。

而して各分配額を基本となし。第二に各分配額に對して課稅すれば自ら稅率を減するに依り、全體を基本として課稅するよりも一層富の分配を奬勵することを得へし。今日米國に於て遺産全體に對して累進率を適用しつゝあるは策の得たるものにあらず。

# 第四章　國有政策

## 第一節　國有政策の淵源

### 問題の根源

問題の根源——三種の主義——國家社會主義

産業上に於ける自由主義の弊害は既に屢之れを論じたり、而して鐵道、運河、電信、電話、電燈、水道等公衆一般の利用に供せらるへき事業に於て此の弊害は殊に甚しきものあり、蓋し此等の事業に關して私の營業者が公共の利害を顧みすして唯其の私益を圖るに放任すれば、社會は直ちに其の弊を受けさるへからさるなり。然るに自由政策を主張する論者は此等の事業に對しても成るへく國家の干渉を避けんと欲し、私營業者が全く失敗したる場合に於て始めて國權の活動を認むへしと言へるも、國家として默して此くの如き弊害を受くへきものにあらさるを以て、何等か之れに對する政策を巧究せさる可からさる也。

近世産業の自由なる發達は國權の臨機的の干渉を以て之れを規律することを能はさるものあり、是に於て初めて國家自ら産業を經營するを可とする說を生したり。而して其の茲に到るまでに三種の說あるを見る即ち

### 三種の主義

(一)國權擴張主義
(二)國家社會主義
(三)理論的社會主義

是れなり。第一の國權擴張論者は現在の産業組織を保存して國家の之れに對する監督權を擴張し、指揮監督の權限を有する委員會等を組織して事業を規律せんと欲するものなり、而して此かる制度は多く法治政策に依て實行し得らるへきこと前章に擧けたる實例に依て明かなり。第二に國家社會主義を主張する者は國家をして自ら主要なる産業を所有し經營せしめんと欲するものにし

て、國有制度は即ち此の主義に淵源せり。第三に理論的社會主義者は最も過激なる意見を抱持するものにして、絶對に現在の社會組織を破壞し、產業は之れを公有し富は之れを平等に分配して私有財產の制度を認めざる新社會を創建せんと欲するものなり。要するに前二說は現在の社會組織の下に問題を解決せんと欲するものなれとも、最後の說は餘りに急進的にして今日之れを實行すべくもあらず、吾人は以下國有政策の淵源たる國家社會主義に就て尙一層の說明を加ふべし。

國家社會主義者は前にも少しく論したるが如く、產業の完全なる管理は干涉政策又は法治政策の能くする所にあらずとなし、國有を斷行して國家自ら事業を經營し以て公益を維持し社會の福利を增進すべしと說くものなり。彼等は實に英米諸國に行はるゝ自由主義が決して社會の幸福を增進する所以にあらざることを確信するものなり。此の主義は獨逸に於て盛に學者間に唱道せられたるのみならず、ビスマーク公爵の如き政治家も弱者の幸福を進捗する手段として此の思想を歡迎し、一國の政策として此の主義に依て計畫せられたるも甚だ多し。斯かる思想が獨逸に於て特に發達したる所以のものは、此の國に於て疾やくより社會主義を研究する者多かりしを以てなり。即ち社會主義者の泰斗として仰かゝるカール・マルクスの如き、五十年以前に於て既に產業界の將來を豫想して左の如き言を爲したり。曰く

『今日を以て將來を卜するに生產事業の單位は年を趁ふて益膨大し、遂に各產業は一つの大なる獨占事業に歸し、競爭の制度は全く廢止せらるゝに至るへし。是に於て一時私の獨占制度は建設せるへきも、其の社會組織の目的に適合せざるものあるを以て、再轉して公けの獨占制度を生するに至る、換言すれば凡ゆる產業は純然たる公有となり、社會公共の力を以て之れを經營するに至るへし、是に至て初めて吾人の社會主義は實現せらるゝことを得べきなり。云々』

其の論結の可否は暫く之れを措き、產業界の趨勢を達觀したる議論として大に之れを推重するに足れり、以て獨逸に於ける社會主義の研究が其の根底の甚深きものあるを推知すべきなり。

要之國家社會主義の終局の目的は國家をして凡ゆる産業を經營せしめんとするに在り、然れとも此の主義の論者は理論的社會主義者と異り、現在に於ける社會組織の一大要素たる私有財産制度を保存し、國家は唯生産の手段を所有すへきものなりとす。故に此の主義に對する批難は徒らに國家機關の組織を複雜ならしめ隨て國家に對する人民の負擔を增加すると同時に、一方に於ては此の主義の論者が豫想するが如き幸福なる社會を形造くることを得へきや否やの點に在り。唯孰れの場合に於ても吾人は其の長を採り短を捨つるの智能と度量とを備へざるへからざるなり。

## 第二節　國有政策の實行

### 國有政策實行の範圍

國有政策は如何なる方法を以て如何なる範圍に行はれ、而して如何なる結果を來すへきかは茲に論述すへき所のものなり。然れとも此の政策の利害に就ては本章の最後に之れを論するを便宜なりとするを以て、吾人は今此の政策の實行せらるへき範圍及ひ實行の方法に就て其の大要を說明すへし。

國有政策は現今文明の諸國に於て多少實行せられつゝあれとも、之れを如何なる範圍にまて擴充すへきかは、其の國の事情と沿革とに依りて自ら其の方針を異にすへきものあり。故に吾人が一般的の研究をなすに當りては理論として之れを敘述するの外なく、隨て國家社會主義の主張は最も吾人の參考に供するに足る、左に其の論旨の大要を紹介し次て諸國の現況を略敘すへし。

### 國家社會主義の主張

國家社會主義は前述の如く私有財産の制度を廢することなく國家をして生産事業を經營せしめんとするに在り。是に於て山林、耕地、市街宅地、鑛山及び交通運輸の機關等は總て之れを國有とし、人口の增加に伴ふ地代騰貴の利益及び專賣權に依て生ずる收入等は一部必ず國庫に歸屬すへきものなりとせり。隨て鐵道、運河、道路、電信、電話、水道等專ら公共の用に供せらるゝ物のみを國有となす議論の如きは、國家社會主義者の意見を以てすれば甚狹隘なりと謂はざるへからす。然れとも此等自然的獨占權に屬する公用物のみに對して國有政策を實行せんとするは、今日實際に行はるへき輿論なり、盖し此等の物は其の性質獨

### 一般の風潮

占的に經營せらるべきものにして競爭を許さゞるのみならず直接に社會の公益に關係するものなるに依り、公益を代表する國家が之れを所有するも敢て不當にあらずとの論結を生ずればなり。我が國に於ては郵便電信電話の如き初めより國有主義に依て經營せられしが、外國に於ては此等の事業も民有に屬するもの多く、現に我が國と外國との間に敷設せられたる海底電線の如き外國私立會社の經營に成るもの多し。然れとも公用物に對する國有制度は一般に擴張せらるゝ傾向ありて、電信事業の如きは國有となすの必要あると且つ之れに適するとに依り、歐洲大陸に於て各國政府は初めより電信に對して國有主義を實行し、英國に於ては千八百六十九年に政府は國內の電線を買收したり、近來米國に於ても電信國有の議論喧しく、猶此の國に於て小包郵便及電話の民業を廢して國有とするの運動發生しつゝあり。

**國有政策の實行**

**國體に依る區別**

國有政策を實行するに當りて國體に依り難易の區別を生ずることあり。元來國有政策を發生する理由が國體に依り同一ならず、即ち君主國に於ては政治上經濟上の理由に因り、民主國に於ては政治上の理由を缺き經濟上德義上の理由に因て發動するものとす。而して此の政策を實行するに當り、君主國に於ては既に鞏固なる中央集權が存在するに依り、國家は其の組織を變更することなく唯僅かに活動の範圍を擴張して以て其の目的を達することを得べし。然るに民主國に於て人民は國有制度に依て賃金を增加し勞働の時間を短縮せんとするが如き運動をなすに依り、國家は爲めに種々の煩累を蒙らざるべからず要するに國有政策は民主國よりも君主國に於て容易に實行せらるべきものなり。

**政府の覺悟**

國有政策を實行するに就て最も重要なることは國家の當局者が公衆の利害に留意することなり、蓋し國有制度は同時に獨占的の性質を伴ふものなるに依り、事業は競爭に依て刺激せらるゝことなく、國權は最上の權力として活動すべく、隨て政府の當局者にして政治上の黨派若くは私心の爲めに動かされて公共の利益を顧みざるが如きことあらば、其の弊害眞に恐るべきものあればなり。加之國有政策の實行は自ら國費の增加を來すべきこと明白なるに依り、政府は事業を經營するに當て財政上の計畫を確立せざるべからず。是に於て國家は國有制度の實行に依り公衆の利害と自己の財政とに關して二重の困難を排除

すべき責任あるものとす。

## 第三節　鐵道國有政策

### 第一項　緒論

英國の鐵道——歐米大陸の鐵道——鐵道國有思想の發達

諸種の國有問題中鐵道の國有は最も重大にして且つ最も議論あるものなり、故に吾人は此の問題につき特に一節を設けて之れを研究せんと欲す。

英國の鐵道

抑、政府が鐵道事業を管理する事は千八百七十年の頃に至るまで或は政治上の理由に依り或は事業を補助する目的に出でたるものなれとも其の後鐵道事業は著しく發達して非常に有力なる組織を成すに至り國家は必要的に之れに干與せざるへからざる狀勢に立至りたり。英國に於て鐵道が初めて開通したるは千八百二十五年乃至三十年頃の事にして當時英人の資本は甚豐富にして鐵道の建設に對して多額の資本を支出するに堪えたりしを以て國家が之れを補助する必要なく悉く民業として發達することを得たり、但本國以外の英領地



歐米大陸の鐵道

に在りては鐵道は皆國家の保護奬勵に依て初めて成功することを得たり。次に歐洲大陸に於ては英國と其の趣を異にして民間の資本が十分ならさりしの みならず、此の事業に依て利益を獲得すへき希望少かりしに依り、鐵道は多く國家の力を竢て發達することを得たり。即ち獨逸及び白耳義に於て政府は自ら軍事上政治上必要なる線路を敷設し、其の他は之れを民業に委任するの方針を採り、佛國に於ては政府は鐵道會社に線路の敷地を貸與し通行權を許可する等種々の補助を與へ、埃地利に於ては政府自ら鐵道を建設經營したり。飜て米國に於ては稍佛國に類する主義を採用し、政府は鐵道會社に土地若くは資金を給して其の發達を奬勵したり、然れとも此の國に於ては未た多く鐵道事業に對する國有論を聞かず。

鐵道國有思想の發達

鐵道國有に關する思想は社會の發達すると俱に屢變遷したり。十九世紀の中葉以後國家統一の事業が行はるゝと同時に(伊太利は千八百六十一年米國は千八百六十六年獨逸及び埃地利は千八百七十年)國家思想は到る處に著しく發達して中央集權の勢を增進し、英國を除くの外諸國は保護貿易の政策を採り、鐵

道事業に對しては一般に國有を可とするの傾向を生したり。蓋し當時の人民は鐵道が生產上商業上至大の勢力を有し、之れを私立會社の經營に委するが爲め社會は絕えず其の勢力に威嚇せられつゝあるものなることを發見すると同時に前述の聳勃たる國家思想に驅られて、之れに對する國有政策を斷行すればく會社の權力を削減することに力を用い、普魯士及び白耳義の如き率先して私種々の難問は立ろに解決せらるへしとなしたるなり。是に於て諸國は成るへ立鐵道を政府の手に買上けゐて鐵道國有政策を實行したり。

### 第二項　諸國の實例

獨逸の例

獨逸の例——濠洲の例——印度の例——ニューヂーランドの例

歐洲大陸に於て最も廣く鐵道國有の制度を採用したるは獨逸なり、就中普魯士は他の聯邦に先んして國有制度を實行したれとも、其の事業を完成するまでには幾多の苦き經驗を嘗めたり。

普魯士の鐵道國有制度は千八百三十八年に於て既に其の計畫を開始せられ、此の時政府が會社に與へたる特許狀に於て、政府は三十年後に會社の負債を償還し且つ買收前五年間に於ける配當額の二十五倍を株主に支拂ひて鐵道を買上くる權利を留保したり。而して千八百七十四年に至り鐵道會社に對して百七十五萬弗の補助金を支出したれとも、未た鐵道國有を實行するの運びに至らず。翌年獨逸全國に於ける鐵道の狀況は種々の混合制度をなし、帝國線、各聯邦線、私有線、國家經營の私有線、私人經營の國有線及び帝國借入線等に分かれ、完全に統一したる制度なるものなく、即ち普魯士の計畫したる國有政策は一時失敗に終りたり。然れとも其の後幾許もなくして國有の計畫は再び開始せられ、普魯士議會は千八百七十九年より八十年に亘りて國有案の可否を討議し、宰相ビスマークの熱心なる盡力に依りて遂に此の議案を通過することを得たり。

今日獨逸全國の鐵道總延長は三萬六千余哩に達し、其の中國有線は三萬三千余哩に上り、普魯士のみにても殆んと二萬哩の國有線を有せり。普魯士以外の諸邦に於てはバイエルン、ザクセン、バーデン、ウュルテンベルヒ等皆國有政策を實行しつゝあり。而して獨逸の國有政策が國家經濟上如何に成功したるかは其の經濟學者グスターヴ・コーン氏の所說に依り明かなり、曰く

『鐵道國有に依る收入は毎年鐵道公債の利子及び他の國債利子を支拂ひて猶多額の剩餘を生し、千八百九十年度に於て其の剩餘額は一億四千五百萬馬克に上り、其の後減額したれとも猶千八百九十一年度に於ては九千萬馬克の剩餘を生したり。其の他千八百八十二年三月二十七日の法律に依て政府は五億五千萬馬克の鐵道公債を消却したり。云々』

濠洲の例

次に濠洲に於ては土地の狀況と經濟上の組織とは倶に鐵道の發達を阻礙し、鐵道建設に要する資本は容易に之れを吸集することを得ず、ヴヰクトリヤを始めとして其の他の諸州も皆政府の力を假りて事業を完成するの外なく、茲に自ら國有の制度を發生したり。而して今日濠洲を通して鐵道の總延長は一億四千五百哩に達し、其の大部分は國有線にして私有線は甚僅少なり。

印度の例

英國は其の本國に於て鐵道建設に極端なる個人主義を實行したれとも、濠洲を初めとして其の殖民地に於ては、私人の資本を蒐集すること困難なりしに依り、勢國家自ら敷設の任に當り隨て國有制度を建立したり。印度も亦此の例に漏れず、當初は政府が私立の會社に保證を與へて之れを監督したりしが印度政府の上に本國政府ありて紛雜なる二重監督の勢を生じ、私有線保證の制度は全く失敗に歸したるを以て、千八百六十九年に此の制度を全廢し、千八百八十一年頃の新線路は皆之れを國有としたり。今日印度政府は自ら敷設したるもの及び買收線を併せて二億三千六百餘哩の國有線を有せり、其の他土人諸州の所有に屬する三千餘哩の鐵道も亦之れを國有線として計算することを得べし。

ニユー、ジーランドの例

最後にニュー・ジーランドにて鐵道の總延長二千四百餘哩中二千三百餘哩は國有線にして、其の一ヶ年の收入は二百萬磅に達し、以て政府收入の要素を成しつゝあり。

獨逸の經驗

## 第三項　實驗に依る敎訓

(一)貨率上

獨逸の經驗——濠洲の經驗

獨逸は鐵道國有政策に依りて財政上有利の結果を得つゝあることは前述の如くなれとも、鐵道事業其の物の上より觀察すれば國有政策は良好の結果を齎らさゞりしものと謂はざるべからず。第一に運賃に關して米國の如き私有制度の國に於ては社會の進運に伴ひ、一般に賃率を低減せしめつゝあれとも、獨逸

に於ては十餘年來賃率は固定して毫も低落せず、運河に於ける賃率低減が一たび鐵道の運賃に影響を及ぼしてより、政府は兩者の權衡を保持する爲め運河の賃率を減せさることに定めたり。

(二)事業改良上

次に鐵道に關する事業上の改良に關して獨逸の鐵道は三十年以來殆んと進歩の跡あるを見ず、寧ろ國内に縱橫する運河の設備が鐵道に勝るものあるを以て『獨逸人は發達したる鐵道の設備を有せさるを以て運河に依て之れを補ひつゝあり』と評する者あり。實際線路、機關車及ひ其の他種々の車輛等に關する改良は悉く英米兩國民の手に成り、鐵道事業の眞の改良は競爭制度の下に在る私有鐵道に依て初めて遂けらるへきものなることを證明しつゝあり。

(三)財政上

獨逸の鐵道國有制度は財政上に於て亦一種の弊害を釀したり。即ち政府は鐵道事業に因る利益を其の改良費に充つるよりも寧ろ之れを他の費途に支出しつゝあるを以て、國費の增進と俱に鐵道は唯歲入の源因として利用せらるゝのみにして毫も自ら發達することを得さるの狀勢なり、是れ國有政策を採用する國家に對して甚重要なる教訓なり。

濠洲の經驗

濠洲に於ける鐵道國有政策は獨逸に於けるよりも一層不良の結果を現はしつゝあり、是れ蓋し獨逸と濠洲と其の國體を異にするに因るものにして、獨逸は君主國として中央政府の權力强大なるに依り、此の權力を利用して容易に國有制度を規律することを得たれとも、民主國たる濠洲に於ては國權の活動は獨逸に於けるが如く自由なることを得ず、隨て獨逸に於て見ることを得さる種々の困難なる問題を發生したり。猶亦濠洲に於て國有政策を採用したる結果莫大なる鐵道公債を生し、其の額亦年々增加しつゝあるに依り、人民は益納稅の負擔を增加して著しく其の弊を受けつゝあり。其の他賃率及ひ設備等に關して米國に於けるが如き發達をなすこと能はさるは獨逸の例と異る所なし。

要之國有政策は鐵道事業の發達を企圖する所以にあらざること諸國の實驗に徵して明かなりとす。

## 第四節　國有政策の利害

國有政策の利益——國有政策の弊害——結論

國有政策の利益

國有政策は元來國家をして產業に對し制限的の態度を採らしめんとする國家社會主義者の主張に胚胎したるものなること、既に前節に於て論述したる所なり。隨て此の政策は產業を目的とするものにあらずして國家を目的とするものなり、國有政策の利害は即ち此の處に存す。

國有政策の利益として第一に數ふべきは管理の統一なり、而して統一制度の利益は公衆も之れを享受せざるにあらざれども、寧ろ國家が其の政治上軍事上の目的を達するに就て重要なるものなり。次に國家は此の政策に依りて莫大なる財源を確保することを得べし、即ち實例に依て之れを論すれば、獨逸政府が國有鐵道に依て得る所の收入は諸種の財源中關稅並消費稅、郵便電信の收入及び印紙稅に次きて、一ケ年一億萬馬克內外に上り、濠洲ヴヰクトリヤ州に於て鐵道に因る收入は政府總歲入の殆んど半額に達し、ニュー・ジーランドに於て千九百四年度に於ける歲入總額六百七十余萬磅中、二百十余萬磅は鐵道事業より來る收入なり。次に國有政策は傭人の地位を上進せしむることを得べし、即ち私有制度に於て會社の重役と下級の傭人とは殆んど主從の關係あれども、國有制度

國有政策の弊害

に於て事業に干與する者は悉く國家の吏員にして、唯其の委任せられたる權限の大小に依りて上下の區別を生ずるのみ。其の他國有制度に依りて勞働者の賃金は一般に增進すべく、勞働時間は短縮せられ勞働者に對する衞生上の設備も亦大に改善せらるゝ傾向あり。又國家は國有政策に依りて私立會社の專橫を制し公益を保護するものなる事は國有論者の常に口にする所なれども、此の點に就ては必ずしも國有政策を歡迎することを得ず、蓋し會社の專橫は之れを除くことを得べきも政府の專橫は新に發生して、其の權力濫用の弊害は遙かに會社事業の弊害に優るものあればなり。

國家は國有政策に依り何事も公益を標準として事業を處理すべしとは國家社會主義者の夢想したる所以なれども、事實は豫想に反して國家事業は却て公益上民間の事業に劣るものあり、少くとも今日の社會に於て國家社會主義者の理想は到底之れを實現することを得ざるの有樣なり。即ち國有政策の弊害として第一に事業が國家の獨占に歸して自由競爭の制度を廢するの結果事業の改良進步は自ら活潑に行はるゝことを得ず、是れ國有制度の弊害として最も重

結論

大なるものなり。國有制度は又一般に賃率若くは價格(專賣業につき)の低落を妨礙すること、前陳鐵道國有の實例に徵して明白なり、殊に米國の鐵道の如き私有制度に依て賃率を調和しつゝある社會に劇かに國有政策を實行することあらば非常の弊害を發生すべきこと識者の異論なき所なり。次に國家は國有政策を實行するため勞政府の一省にも相當すべき復雜なる機關を設くる必要ありて、之れに要する經營の費用が頗る多額に達するのみならず、此の政策を實行するに當り買收其の他に臨時莫大なる費用を要し、此等は皆國債として國民の負擔に歸すべきものなり、要するに國費の膨脹は國有政策の一弊害なり。其の他此の政策の弊害に就ては上來鐵道制度に關する所論殊に前節鐵道國有の條を參照すへし。

要之國有制度と私有制度には各利害得失ありて其の優劣頻かに斷すへからざるものあれとも、畢竟國家の權力にして強大なれば私有制度を監督して其の弊害を矯むることを得へく、國權の濫用を防止して國家をして專ら公益に注意せしむることを得ば國有制度も亦完美なる制度たることを得へし。又一國の



私有財產制と契約自由制

爲政者としては此等の制度を取捨するに當り其の國の沿革と現狀とに照して最も愼重なる攻究をなすの用意あることを要す。今や我か國に於て鐵道國有法は議會を通過し、政府は着々として國有政策を實行することに努めつゝあり、吾人は此の際特に政府の當局者及び國民が深く此の政策の利弊を研究して、以て國家の大事を謬るなからんことを希ふものなり。

## 第五章　結論

私有財產制と契約自由制——現在組織の弊害——救濟策——三大主義——施政者の覺悟

方今文明諸國に於ける社會組織の基本は疑もなく私有財產制度と契約自由の制度なり。私有財產制度は古來幾多の變遷を經て今日猶發達しつゝある制度にして、未た其の終局の點に發育したるものにあらず。即ち輓近此の制度の發達に伴ひ、一方に於ては學者が所謂自由貨物と稱するものを增加し、個人の權利は益擴張せられつゝあると同時に、他方に於て『私產は社會の委託物にして所有者の隨意にのみ處分せらるへきものにあらず』との思想を發生し、以て私有財

産制度に基因する種々の弊害を矯正せんとするの傾向を示しつゝあり。次に

現在組織の弊害

契約自由の制度は下層人民をして資本家と對等の位置に立たしめ、舊時に於ける奴隷的の境遇より彼等を救出するにつき與て大に力ありしが、既に論したるが如く、契約は法律上絶對に自由なることを得さるのみならず、現今に於ける契約自由制度は未た十分に弱者の保障たるに足らざるものあり。蓋しエリー氏の所論の如く、契約は表面上自由に締結せらるゝものとするも裏面に於ては當事者の間に實力の不平均あるに依り、勢弱者は強者の壓制に服從せさるへからざればなり。隨て雇主と勞働者との間の契約の如きも、兩者が完全に對等の地位に立たざる以上は到底公平なることを得ず、而して由來勢力の相異ある者の間に完全なる對等の地位を望むが如きは其れ自身不可能に屬するを以て、弱者は常に競爭場裡に於て甚不利益なる地位に立たさるへからざるなり。

如此現在の社會組織に於ける根本的の弊害は即ち富の分配の不平均に在り。而してウェッブ氏が『吾人は社會の各員をして天與の賜物を開發使用するに當りて、公平且つ平等の機會を有する狀況に達せしめざるへからず』と言ひたるは



救濟策

即ち此の弊を穿ちたるものにして、現今社會上重大なる問題は悉く其の源を茲に發するものなり。試に今日文明國を以て任しつゝある諸國の實情を觀察するに、自由競爭の結果物質的の事業は著しく發達して射利虛榮の念慮は年を逐ふて益社會を風靡すると同時に、正義道德の觀念は暗澹たる黑雲に鎖され、小にしては家庭の和樂を破り、大にしては國家社會に對する公共の思想を衰頽せしめ、人は皆自己一身の利益を圖るに汲々として日も猶足らさる有樣なり、殊に少數富豪の輩は其の勢力を利用して政府を以て私利を營む機關となさんと欲し、陽に慈善の虛名を博して社會を欺瞞しつゝ陰に富是れ權の社會を實現するとに全力を盡しつゝあり。此くの如き重大なる弊害に對して國家は如何に之れを救濟すへきか、是れ實に刻下に於ける焦眉の問題なり。

以上諸種の問題に對し、或は私有財產及ひ自由競爭の制度を全廢し一般社會をして富を公有せしむへしとなす者あり、或は現在の制度の下に富の集積を防遏すへき法規を造り累進法に依る相續稅の賦課等の方法に依て富豪跋扈の弊を矯正すへしと論する者あり。勞働問題に關しては或は利益分配及共濟の制

### 三大主義

度に依て其の地位を上進せしめんとし、或は全く賃金制度を廢止し勞働者をして勞力に應して生産効果の分配に與からしめざるへからすとなす者あり、或は又選擧權の擴張に依て勞働者救濟の目的を達せんと欲する者あり。其の他此くの如き議論は一々之れを枚擧するに遑あらされとも、要するに國家の力を以て産業組織を規律せんとするは即ち一なり。

産業組織に對する國權の活動を主張する議論にも主義に於て種々の別あり。

(一) 個人主義の論者は國權の活動を可及的少からしめんとする基礎の上に過度なる選擧權の擴張は感情に依て政治を左右するの弊を生するものとして之れを排斥し、其の制限的の擴張を認むると同時に政府の權限をも之れを擴張し、一方に欲ては官吏をして常に其の責任を重んぜしめんとする者なり。

(二) 法治主義を主張する者は政府及び産業の組織に關する秩序的の法規と、國家をして社會上の弊害を豫防し若くは矯正せしむへき準據法とを制定し、加ふるに政府の專橫を制する規則を作らんと欲する者なり。而して此の種の論者は國家は常は人民の利害休戚を顧慮すへく、一步進んて國家は寧ろ他の目的を達する手段に過きすとの思想を懷抱するものとす。

(三) 社會主義者は現在の組織に根本的の改革を加へんとすることは即ち一なれとも、一派は現在の制度を保存して之れに一大改革を加へんとし、他の一派は全く現在の組織を破壞して新なる社會を創造せんと欲するものなること既に前章に於て論述したるか如し。

是に於て實際國家の態度は如何に之れを決すべきか、換言すれば産業に對する國權活動の方針は如何に之れを決定すべきか、或は理論的社會主義者の主張するが如く現在の社會組織は全く之れを轉覆すべきか、要するに吾人は現在の社會制度を保存し之に多少の改良を加ふるを以て最も穩當なりとなす者なり。

蓋し國權の存在は人類の活動を規律するに必要なれども、國家は總て何事をも爲し得るものにあらず、殊に産業の經營は主として個人の活動すべき範圍に屬し、社會は其の自働的行爲に依て進步發達すべきものなればなり。唯方今世界を通して國際競爭の日に月に益劇烈なる、國家は一日も社會組織に關する問題を忽諸に附することを得ず、是れ實に吾人が本著編述の企圖を起したる所以のものなり。而して國家の採るべき政策は其の國の歷史と産業發育の狀態等に依りて自ら同一なることを得ず、例へば不文主義の英國に於て國權の伸縮は他國に於けるよりも一層自由にして、産業は古來種々の變遷に依り相當に規律せられつゝあれども、猶資本及び勞働の組織に關して國權の活動を必要とするも

のあり。次に米國に於ては極端なる民主々義の結果産業は殆んど何等の掣肘を受くることなくして國家組織を威嚇すべき程度に發達したるを以て、先づ有力なる集權政府を建設して産業を規律するの必要あり。獨逸に至ては米國に反して建國の當初より國家思想は一國に瀰蔓し、政府の權力頗る強大にして、國家が産業の發達に依りて困しめらるゝこと比較的少なけれども、猶此の國に於ける階級制度の弊害は種々の困難なる問題を惹起しつゝあり。翻て我が國に至ては近來に於ける發達の急劇なる其の實力の割合に重大なる種々の問題を發生しつゝあり。要之各國特殊の事情に依りて各特別なる問題ありて、前數章に論したる産業政策の如きも一概に其の可否を論斷すべからず、施政の局に在る者は宜しく內外の事情と古來經驗の教ゆる所とに鑑みて其の職責を謬らざることに努むべきなり。

## 世界産業制度論 終



世界産業制度論並附製

明治四十年八月十九日印刷
明治四十年八月廿日發行

定價金四拾錢

著作所有權

著者 相良維男 東京市日本橋區本町三丁目八番地
發行者 大橋新太郎 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷者 飯田三千太郎 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷所 株式會社秀英舍第一工場

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

のあり。次に米國に於ては極端なる民主々義の結果産業は殆んど何等の掣肘を受くることなくして國家組織を威嚇すべき程度に發達したるを以て、先づ有力なる集權政府を建設して産業を規律するの必要あり。獨逸に至ては米國に反して建國の當初より國家思想は一國に溢蔓し、政府の權力頗る強大にして、國家が産業の發達に依りて困しめらるゝこと比較的少なけれども、猶此の國に於ける階級制度の弊害は種々の困難なる問題を惹起しつゝあり。翻て我が國に至ては近來に於ける發達の急劇なる其の實力の割合に重大なる種々の問題を發生しつゝあり。要之各國特殊の事情に依りて各特別なる問題ありて、前數章に論したる産業政策の如きも一概に其の可否を論斷すべからず、施政の局に在る者は宜しく內外の事情と古來經驗の敎ゆる所とに鑑みて其の職責を謬らざることに努むべきなり。

## 世界産業制度論 終



世界産業制度論奥附並製

明治四十年八月十日印刷
明治四十年八月廿日發行

定價金四拾錢

著作權所有

著者 相良維男 東京市日本橋區本町三丁目八番地
發行者 大橋新太郎 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷者 飯田三千太郎 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
印刷所 株式會社 秀英舍第一工場

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館

# 帝國百科全書

每編各專門諸大家執筆

全部二百册
每卷紙數約三百廿頁
總紙數約六萬六千頁

定價

並製（●一册四十錢●十册參圓七拾錢●二十五册八圓八拾錢●五十册拾七圓●百册參拾參圓●全部二百册六拾五圓）郵税一册八錢宛

特製（●一册五拾五錢●十册五圓●二十五册拾貳圓●百册四拾五圓●全部二百册八拾八圓）小包一册八錢宛

(一) 世界文明史
(二) 日本新地理
(三) 東洋西洋倫理學史
(四) 肥料學
(五) 宗教哲學
(六) 新撰算術
(七) 農產製造學
(八) 萬國新地理
(九) 支那文學史
(一〇) 農學汎論
(一一) 修辭學
(一二) 論理學
(一三) 栽培汎論
(一四) 植物營養論
(一五) 邦語英文典
(一六) 法律汎論
(一七) 新撰代數學
(一八) 地質學
(一九) 新撰幾何學
(二〇) 森林學

(二一) 民法親族編相續編釋義
(二二) 國際私法
(二三) 國際公法
(二四) 倫理學
(二五) 日本歴史
(二六) 民事訴訟法釋義
(二七) 法理學
(二八) 日用化學
(二九) 商法汎論
(三〇) 民法總則編物權編釋義
(三一) 財政學
(三二) 西洋哲學史
(三三) 日本帝國憲法論
(三四) 近世美學
(三五) 哲學汎論
(三六) 商工地理學
(三七) 提要造林學
(三八) 商業經濟學
(三九) 氣候及土壤論

(四〇) 最新統計學
(四一) 西洋歴史
(四二) 分析化學
(四三) 民法債權編釋義
(四四) 税關及倉庫論
(四五) 東洋西洋教育史
(四六) 政治史
(四七) 政治汎論
(四八) 日本風俗史
(四九) 運送法
(五〇) 社會學
(五一) 日本法制史
(五二) 支那文明史
(五三) 畜產汎論
(五四) 畜產各論
(五五) 森林保護學
(五六) 國法學
(五七) 徽菌學
(五八) 船舶論
(五九) 應用化學

(六〇) 星學
(六一) 農用器具學
(六二) 新撰三角法
(六三) 有機化學
(六四) 邦語獨逸文典
(六五) 無機化學
(六六) 新撰微積分學
(六七) 世界宗教史
(六八) 改訂增補栽培各論
(六九) 農業經濟學
(七〇) 經濟汎論
(七一) 應用機械學
(七二) 植物學新論
(七三) 近世氣象學
(七四) 教育學
(七五) 農政學
(七六) 農藝化學
(七七) 新撰解析幾何學
(七八)(七九) 解說批評日本文典 上下



(八〇) 議會及政黨論
(八一) 土地改良論
(八二) 邦語獨逸文章論
(八三)(八四) 邦語佛蘭西文典 上下
(八五) 東洋歴史
(八六) 行政裁判法論
(八七) 行政法汎論
(八八) 養蠶及製絲論
(八九) 心理學
(九〇) 銀行新論 附外國爲替
(九一) 行政法各論
(九二) 家禽學
(九三) 支那哲學史
(九四) 園藝通論
(九五) 衞生化學
(九六) 刑事訴訟法論
(九七)(九八) 新撰動物學 上下
(九九) 保險通論
(一〇〇) 世界宗教制度論
(一〇一) 日本文明史
(一〇二) 水產學
(一〇三) 議院法提要
(一〇四) 支那法制史
(一〇五) 露國侵略史
(一〇六) 最近外交史
(一〇七) 政治地理學

(一〇八) 現代露西亞論
(一〇九) 金融論
(一一〇) 稻作改良論
(一一一) 工業政策
(一一二) 新撰應用重學
(一一三) 世界殖民史
(一一四) 植物病理學
(一一五) 地文學
(一一六) 比較神話學
(一一七) 日本儒學史
(一一八) 日本佛教史
(一一九) 園藝各論
(一二〇) 食物論
(一二一) 兒童心理學
(一二二)(一二三) 世界美術史 上下
(一二四) 經濟政策概論
(一二五) 政治學史
(一二六) 獸醫學汎論
(一二七) 應用定量分析
(一二八) 宗教進化論
(一二九) 朝鮮史
(一三〇) 佛教哲學汎論
(一三一) 社會倫理學
(一三二) 進化論
(一三三) 鑛物學
(一三四) 韓國新地理
(一三五) 清國商業地理

(一三六) 西洋音樂史
(一三七) 近世美術史
(一三八) 日本文學史
(一三九) 普通人類學
(一四〇) 高等天文學
(一四一)(一四二) 普通物理學 上下
(一四三) 處世哲學
(一四四) 國家學
(一四五) 政治學
(一四六) 近世心理學
(一四七) 最新教育學
(一四八) 日本口語文典
(一四九) 佛教倫理學
(一五〇) 視話音字發音學
(一五一) 佛教美術
(一五二) 印度文明史
(一五三) 動物發生學
(一五四) 文學概論
(一五五) 藝術論
(一五六) 最新西洋哲學史
(一五七)(一五八) 言語學 上下
(一五九) 世界文學史
(一六〇) 英國文學史
(一六一) 比較宗教學
(一六二) 日本文章史

(一六三) 北米合衆國史
(一六四) 經濟學史
(一六五) 外國貿易原論
(一六六) 世界產業制度論
(一六七) 最新電氣學
(一六八) 教育原理
(一六九) 認識論
(一七〇) (一七一) (一七二) (一七三) (一七四) (一七五) (一七六) (一七七) (一七八) (一七九) (一八〇) (一八一) (一八二) (一八三) (一八四) (一八五) (一八六) (一八七) (一八八) (一八九) (一九〇)

二百編ニテ完結

▲分類目錄▼ ●(既刊ノ分) ○(續刊ノ分)

◎法科（政治、法律、經濟）

●政治汎論 法學士 永井惟直君著
●日本帝國憲法論 法學士 田中次郎君著
●議會及政黨論 法學士 菊地學而君著
●政治學史 法學士 南弘君譯
●政治學 法學士 森山守次君著
●政治汎論 法學士 津田欽一郎君著
●國家學 法學士 南弘君著
●國際公法 法學士 岸崎昌君著 故中村孝君
●日本法制史 法學士 三浦菊太郎君著
●那支法制史 法學士 淺井虎夫君著 法學士北條元利君譯
●最近外交史 法學士 原田豐次郎君著
●行政法汎論 法學士 小原新三君著
●行政各論 法學士 小林魁郎君著
●行政裁判法 法學士 工藤重義君著
●議院法提要 法學士 須崎芳三郎君著

●世界産業制度論 法學士 相良維男君著

○社會政策 法學士 小野儀一君著

◎商科

●金融論 法學士 佐々木雄二郎君著
●商法汎論 法學士 添田敬一郎君著
●商業經濟學 法學士 清水泰吉君著
●銀行新論（附外國爲替） 法學士 野口弘毅君著
●稅關及倉庫論 法學士 岸崎昌君著
●船舶論 法學士 赤松梅吉君著

◎文科（歷史、文學、哲學、美術、宗教、教育）

○史學 文學士 阪本健一君著
●日本國民史 文學博士 原秀四郎君著
●日本歷史 文學士 木寺柳次郎君著
●東洋歷史 文學士 幸田成友君著
●西洋歷史 文學士 吉國藤吉君著
●朝鮮史 文學士 久保天隨君著
●北米合衆國史 法學士 山本信博君著
●露國侵略史 法學士 須崎芳三郎君著
●現代露西亞 法學士 須崎芳三郎君著



●經濟汎論 法學士 池袋秀太郎君著
●經濟政策概論 法學士 守屋源次郎君著
●經濟學史 法學士 小林魁郎君著
○家事經濟學 法學士 河津暹君著
●財政學 法學士 笹川潔君著
●最新統計學 法學士 夏秋龜一君著
●法律汎論 法學士 熊谷直太君著
●法理學 法學士 丸山長渡君著
●民法物權編釋義 法學士 上田豐君著
●民法親族編釋義 法學士 丸尾昌雄君著
●民法債權編釋義 法學士 丸尾昌雄君著
●民事訴訟法釋義 法學士 梶原仲治君著
●刑事訴訟法論 法學士 溝潤孝雄君著
●新刑法論 法學士 島田鐵吉君著
○英米法 法學士 永井亨君著
●獨逸刑法論 法學士 宮內國太郎君著
○保險通論 法學士 奧村英夫君著
●外國貿易原論 法學士 菅原大太郎君著 法學士辻野坂宏治君編吉

●運送法 法學士 工藤重義君著

◎言語學（上下二册）

○國語學概論 文學士 龜田次郎君著
○歐洲小說史 文學士 森田米松君著
●藝術學概論 文學士 有馬祐政君譯
●文學史 文學士 太田善男君編
●世界文學史 文學士 橋本忠夫君著
●英國文學史 文學士 笹川種郎君著 文學士藤澤原周基君編 文學士栗二君
●支那文學史 文學士 林森太郎君著
●日本文學史 文學士 大町芳衛君著
●日本儒學史 文學士 大町桂月君著
●近世儒學史 文學士 久保天隨君著
●日本文章學史 文學士 久保天隨君著
●近世文明史 文學士 齋藤信策君著
●印度文明史 文學士 常盤大定君著
●世界殖民史 法學士 山內正瞭君著
●日本風俗史 文學士 阪本健一君著
●支那文明史 文學士 白河次郎君著 文學士國府種德君著
●世界文明史 文學士 高山林次郎君著

●○國語學史　文學士　長谷恒連君著
●解說批評日本文典（上下二冊）　文學士　岡田正美君著
●邦語英文典　文學士　畔柳都太郎君著
●邦語獨逸文典　文學士　青木昌吉君著
●邦語獨逸文章論　文學士　青木昌吉君著
●邦語佛蘭西文典（上下二冊）　文學士　松井知時君著
●日本口語文典　文學士　鈴木暢幸君著
●修辭學　文學士　武島又次郎君著
●哲學汎論　文學士　蟇井健治郎君著
○純正哲學　文學博士　井上圓了君著
●處世哲學　文學士　杉谷泰山君譯
●西洋哲學史　文學博士　蟹江義丸君著
●最新西洋哲學史　文學士　岡島　誘君著
●支那哲學史　文學士　中內義一君著
●宗教哲學汎論　文學博士　姉崎正治君著
●佛教哲學　文學士　石原即聞君著
●近世美學　文學博士　高山林次郎君著
●世界美術史（上下二冊）　文學士　小川銀次郎君著
●近世美術史（上下二冊）　文學士　小川銀次郎君著

●西洋音樂史　文學士　石倉小三郎君著
●論理學　文學博士　高山林次郎君著
●社會心理學　文學士　十時彌君著
●比較神話學　文學士　高木敏雄君著
●比較宗教學　文學博士　南條文雄君譯
●進化論　文學士　十時彌君著
●宗教進化論　文學士　融道玄君著
●倫理學　文學博士　蟹江義丸君著
●心理學　文學士　速水滉君著
●社會倫理學　文學士　小林郁君著
●兒童心理學　文學士　松本孝次郎君著
●近世心理學　文學士　德谷豐之助君編
●世界宗教制度論　法學士　工藤重義君著
●日本佛教史　文學士　石原即聞君著
○支那佛教史　文學博士　前田慧雲君著
●世界宗教史　文學士　加藤玄智君著
●教育學　文學士　熊谷五郎君著



●東洋西洋教育史　文學士　中野禮四郎君著
●佛教倫理學　文學士　蟇川龍夫君著
●最新教育原理學　文學士　中村寅松君編
●教育發音學　ドクトル　尺　秀三郎君著
●認識論　文學士　淀野耀亭君編
○理科　理化、天文、博物、數學、地理、
●有機化學　理學士　龜高德平君著
●無機化學　理學士　眞島利行君著
●生理學　理學士　萩原拳吉君著
●普通物理學（上下二冊）　理學士　岡　貳松君著
●衞生化學　仙臺醫學專門學校教授　須田勝三郎君著
●最新電氣學　仙臺醫學專門學校教授　須田勝三郎君著
●近世氣象學　理學士　岡　貳松君著
●高等天文學　理學士　一戶直藏君著
●應用定量分析　理學士　飯塚　啓君著
●植物學新論　理學士　飯塚　啓君著
●植物生理學　理學博士　三宅驥一君著
●新撰動物學（上下二冊）　理學士　會田龍雄君著
●動物發生學　理學士　飯塚　啓君著

●鑛物學　理學士　八谷彪一君著
●新撰算術　理學士　大築佛耶君著
●新撰代數學　理學博士　高木貞治君著
●新撰幾何學　理學博士　高木貞治君著
●近世幾何學　理學士　林　鶴一君著
○新撰三角法　理學士　藤田外次郎君著
●新撰微分積分學　理學士　松村定次郎君著
●新撰解析幾何學　理學士　松村定次郎君著
●萬國新地理　理學士　佐藤傳藏君著
●日本新地理　理學士　佐藤傳藏君著
●政治地理　法學士　山本信博君著
○地質發見史　文學士　久保田龍雄君編
●商工地理　法學士　永井惟直君著
●星學　理學士　須藤傳治郎君著
●地文學　理學士　吉田弟彥君著
●地質學　理學士　佐藤傳藏君著
●測地學　理學士　蘆野敬三郎君著
○人類學　理學博士　坪井正五郎君閱　理學博士　八木奘三郎君著
●普通人類學　理學博士　坪井正五郎君著

◎農科（農業、栽培、園藝、家畜、畜產、森林、）

●農政學　農學士石坂橘樹君著
●農學汎論　農學士恩田鐵彌君著
●農業經濟學　農學博士横井時敬君・農學博士澤村眞君著
●土地改良論　農學士上野英三郎君・農學士有働良夫君著
●植物病理學　農學博士大森順造君・農學士山田玄太郎君著
●植物營養論　農學博士稻垣乙丙君著
●肥料學　農學士木下義道君著
●黴菌學　農學士井上正賀君著
●氣候及土壤論　理學士佐々木祐太郎君著
●農藝化學　農學士井上正賀君著
●日用化學　農學士井上正賀君著
●栽培汎論　農學博士横井時敬君著
●訂正增補栽培各論　農學士田中節三郎君著
●稻作改良論　農學博士横井時敬君著
●園藝通論　農學士高橋久四郎君著
●園藝各論　農學士高橋久四郎君著
●農產製造學　農學士楠巖君著
●農用器具學　農學士西村榮十郎君著
●食物論　農學士井上正賀君著
●養蠶及製絲論　農學士井上正賀君著
●畜產汎論　農學士高見長恒君著
●畜產各論　農學士田口晋吉君著
●家禽學　農學士月田藤三郎君著
●水產學　農學士塚本道遠君・農學士井上正賀君著
○乳業　獸醫學博士津野慶太郎君著
●獸醫學汎論　獸醫學士小倉鉀太郎君著
●森林學　林學士奥田貞衛君著
●提要造林學　林學博士本多靜六君著
●森林保護學　林學士新島善直君著
●昆蟲學　理學博士佐々木忠二郎君著

◎工科

●分析化學　工學士内藤游君・工學士藤井光藏君著
●應用化學　工學士蜂屋貞與君著
●應用機械學　工學士重見道之君著
●新撰應用重學　理學士刈谷他人次郎君著
●工業政策　法學士窪田隆次郎君著

78
3

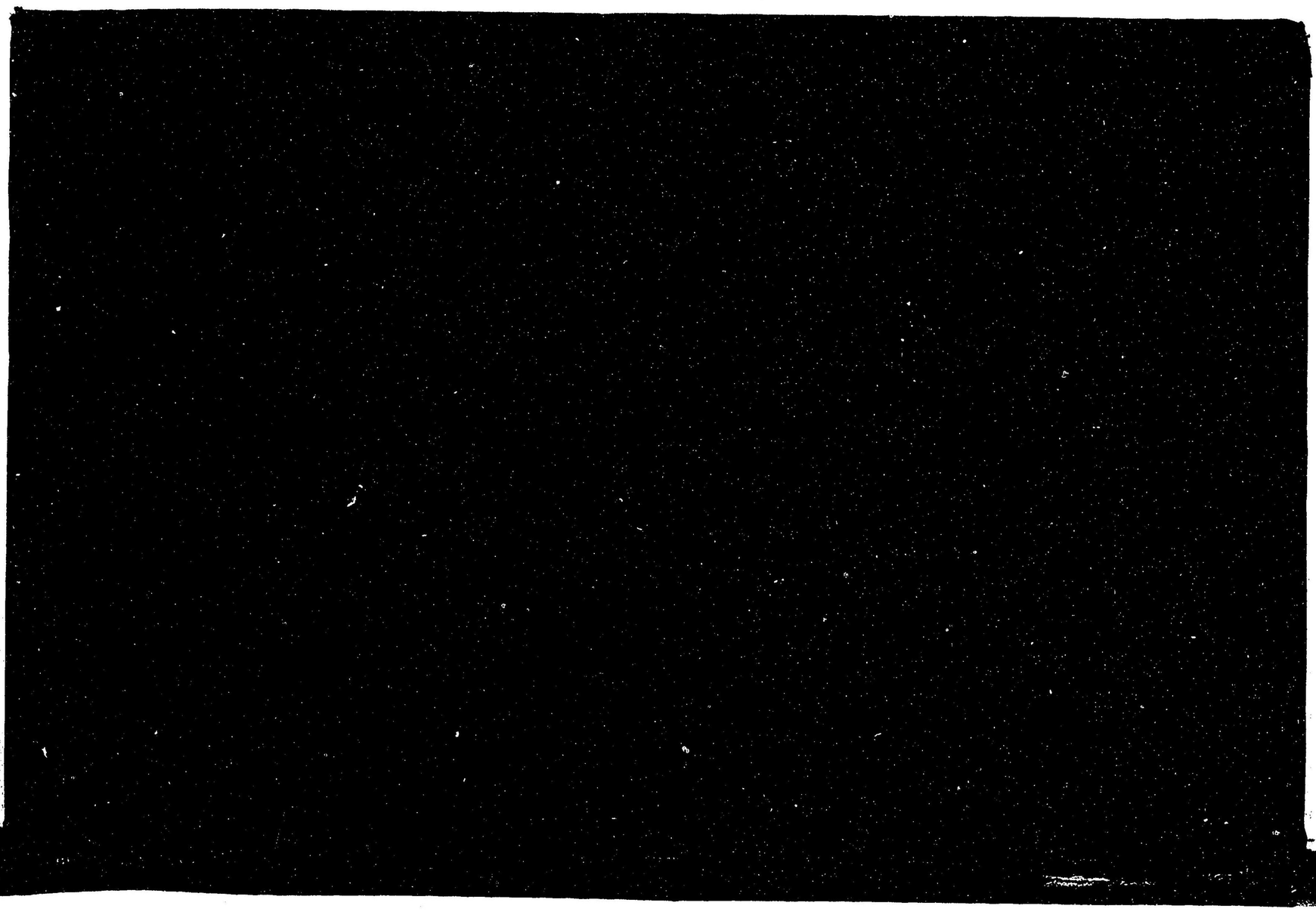

78
3
Ⓜ

041946－000－1

78－3

世界産業制度論

相良　維男／著

M40
BDI－0627